大村市
福祉のしおり

令和５年度版

（令和５年４月１日発行）

目次

１．高齢者のための福祉

1．介護保険制度 ……１～１０

介護保険制度 …… 1
≫ 要介護認定者、要支援認定者へのｻｰﾋﾞｽ …… 2
≫ 在宅サービス …… 2
≫ 施設サービス …… 3
≫ 地域密着型サービス …… ３・４
≫ 福祉用具購入費の支給 …… 4
≫ 住宅改修費の支給 …… 4
≫ 利用者負担の軽減 …… ５～８
①高額介護サービス費の支給 …… 5
②食費・居住費（滞在費）の減額 …… ５・６
③訪問介護利用者負担額減額
（ヘルパー利用の負担額減額） …… 6
④生計困難者に対する利用者負担額軽減 … 7
⑤高額介護合算療養費 …… 8
≫ 家族介護の支援 …… 9
≫ 認知症高齢者の支援 …… 9
徘徊SOSネットワーク事業 …… 9
介護家族者あんしんサポートサービス事業 … 9
≫ 訪問理美容サービス費の支給 …… 10

2．高齢者の介護予防 ……１１～１４

≫ 介護予防・生活支援サービス事業 …… 11
≫ 高齢者活動支援施設事業 …… 12
≫ 介護予防教室等事業 …… 12
≫ 熟年大学校事業 …… 13
≫ シルバーパワーアップ事業 …… 13
≫ 高齢者リフレッシュ事業 …… 14
≫ 高齢者の予防接種助成制度 …… 14

3．地域包括支援センター・認知症総合相談支援センター ……１５

≫ 地域包括支援センターの業務 …… 15
≫ 認知症総合相談センターの業務 …… 15

4．介護保険以外の支援 ……１６～１７

≫ 緊急時の対応支援 …… 16
≫ 高齢者自立支援事業 …… 16
≫ 養護老人ホームへの保護措置 …… 17

5．高齢者福祉関連施設 ……１８～２１

6．高齢者の健康保険制度 ……２２～２５

≫ 後期高齢者医療 …… 22・23
≫ 70歳～74歳までの医療
（国民健康保険） …… 24・25

2．障がい者のための福祉

1．手帳の交付 …… ２６～２７

≫ 身体障害者手帳の交付 …… 26
≫ 療育手帳の交付 …… 26
≫ 精神障害者保健福祉手帳の交付 …… 27

2．障がい者の福祉制度 …… ２８～６２

手当・年金

≫ 特別障害者手当 …… 28
≫ 障害児福祉手当 …… 28
≫ 特別児童扶養手当 …… 29
≫ 障害基礎年金 …… 30
≫ 心身障害者扶養共済制度 …… 30

補装具・日常生活用品

≫ 補装具費の支給 …… 31
≫ 日常生活用具の給付 …… 31
〈給付品目一覧〉 …… 32
≫ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 … 33
≫ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 …… 33

資金の補助・貸付および住宅

≫ 生活福祉資金の貸付 …… 34
(☞１４２～１４５)
≫ 市営住宅の入居について …… 34

障害福祉サービス

≫ 計画相談支援 …… 35
≫ 訪問・通所サービス …… 36
≫ 日中活動支援 …… 37
≫ 居住支援 …… 37
≫ 地域相談支援 …… 38

医療費の助成

≫ 障害者医療 …… 39
≫ 自立支援医療（更生医療） …… 40
≫ 自立支援医療（精神通院医療） …… 41
≫ 自立支援医療（育成医療） …… 42

身体障がい者・難病患者向け支援

≫ 移動支援 …… 43
≫ 日中一時支援 …… 43
≫ 訪問入浴サービス …… 44
≫ ヘルプマーク・ヘルプカード …… 44
≫ 車いすの貸出 …… 45
≫ 自動車の駐車禁止措置の緩和 …… 45
≫ おもいやり駐車場制度
（長崎県障害者等駐車場利用証制度）…… 46

視覚・聴覚障がい者向け支援

≫ 声の広報 …… 47
≫ 公文書の点字表記サービス …… 47
≫ 手話通訳相談員の配置 …… 47
≫ 要約筆記者の派遣 …… 47
≫ 手話奉仕員の派遣 …… 48
≫ 耳とことばの相談 …… 48

音声機能障がい者向け支援

≫ 音声機能障がい者の発声訓練 …… 49

交通費の助成・割引

≫ 福祉タクシー券の支給 …… 50
≫ 福祉ガソリン券の支給 …… 50
≫ タクシー料金の割引 …… 51
≫ JR旅客運賃の割引 …… 51
≫ 航空運賃の割引 …… 51
≫ 船舶運賃の割引 …… 51
≫ バス運賃の割引 …… 52
≫ 有料道路の割引 …… 52

自動車に関係する助成

≫ 自動車の改造費助成 …… 53
≫ 自動車運転免許取得の助成 …… 53

税金の控除・減免

≫ 所得税の控除 …… 54
≫ 市・県民税の控除 …… 55
≫ 相続税の障害者控除 …… 55
≫ 贈与税の非課税 …… 55
≫ 自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免 …… 56

さまざまな利用料の割引と免除

≫ NHK放送受信料の免除 …… 57
≫ 電話番号案内料の免除 …… 57
≫ 携帯電話基本料金・通話料金の割引 …… 58
≫ 大村市民プールおよび屋内プール利用料の割引 …… 58
≫ 「シーハットおおむら」トレーニングルームの利用料免除 …… 59
≫ 各種入場料の割引 …… 59

選挙

≫ 郵便投票 …… 60
≫ 代理投票・点字投票 …… 60

3．障がい者（児）の相談窓口・地域活動支援等施設 …… ６１～６２

≫ 身体・知的・精神障がい者相談員の配置…… 61
≫ 手話通訳相談員の配置 …… 61
≫ 耳とことばの相談 …… 61
≫ 大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」…… 62
≫ 地域活動支援センター …… 62
≫ 大村市療育支援センター「ステップ」…… 62

3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子のための保健福祉

1．子どもの福祉制度 …… ６３～８３

各種手当

≫ 児童手当 …… 63
≫ 児童扶養手当 …… 64
≫ 特別児童扶養手当 …… 65
≫ 障害児福祉手当 …… 65

教育・保育等

≫ 教育・保育を希望する方 …… 66
≫ 保育コンシェルジュ …… 67
≫ 幼稚園 …… 68
≫ 認定こども園 …… 68
≫ 保育所 …… 69
≫ 地域型保育事業 …… 69 ・ 70
≫ 認可外保育施設 …… 70
≫ 企業主導型保育施設 …… 71
≫ ベビーシッター等 …… 71
利用者負担額（保育料）について
〈1号認定〉 …… 72
〈2号・3号認定〉 …… 72
≫ 幼児教育の無償化 …… 73
≫ 一時預かり事業 …… 74
≫ 障がい児家庭の子育て支援事業
（障がい児一時預かり事業） …… 74
≫ 4歳児発達支援相談事業（4歳児健診）… 74
≫ 休日保育事業 …… 75
≫ 病児保育事業 …… 75
≫ 子育て短期支援事業
〈ショートステイ〉 …… 76
〈トワイライトステイ〉 …… 76
≫ 放課後児童クラブ（学童保育） …… 77 ・ 78

助産

≫ 助産施設入所 …… 79

児童家庭相談窓口

≫ 家庭相談員 …… 79
≫ 大村市児童虐待専用通報ダイヤル …… 80

子育て支援

≫ 地域子育て支援センター …… 81
≫ 子育てサポーター …… 82
≫ 家でも学校でもない第三の居場所 …… 82
≫ その他の児童福祉施設 …… 83
≫ 大村市療育支援センター「ステップ」…… 83
≫ ヤングケアラーの相談窓口
子どもの居場所「まつなぎや」 …… 83

2．ひとり親家庭および寡婦の福祉制度 …８４～８９

≫ 母子・父子自立支援員の配置 …… 84
≫ ひとり親家庭等の日常生活支援 …… 84
≫ 母子・父子家庭の自立支援給付金 …… 85
〈自立支援教育訓練給付金〉 …… 85
〈高等職業訓練促進給付金〉 …… 85
≫ 資金の貸付 …… 86～88
〈母子父子福祉資金〉 …… 86
〈寡婦福祉資金〉 …… 86
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表 … 87
修学資金の貸付限度額一覧表 …… 88
就学支度資金の貸付限度額一覧表 …… 88
≫ 交通費の割引 …… 89

3. 母子の保健制度（妊娠期から乳幼児期まで）…９０～９８

母子健康手帳の交付

〈母子健康手帳で受けられるもの〉 …… 90

各種健診

≫ 健康診査（妊婦・乳児） …… 91
≫ 先天性代謝異常検査など（新生児）…… 91
≫ 新生児聴覚検査 …… 92
≫ 健康診査（1歳6か月児・3歳児） …… 92

予防接種

〈定期予防接種（無料）〉 …… 93・94
〈任意予防接種〉 …… 94

訪問指導・各種相談・教室

≫ 赤ちゃん訪問事業 …… 95
≫ 訪問指導 …… 95
≫ ことばと心の相談室（個別） …… 96
≫ 乳幼児すくすく健康相談 …… 96
≫ 離乳食教室 …… 97
≫ 妊娠相談 …… 97
≫ 産後ケア事業 …… 98

4. 医療費の助成、夜間初期診療 …… ９９～１００

夜間初期診療

≫ 大村市夜間初期診療センター …… 99

医療費の助成

≫ ＜福祉医療制度＞
＜その他の医療費助成制度＞ …… 100
☞（１０６～１１１）
＜福祉医療制度＞
≫ 子ども医療 …… 106
≫ 母子・父子医療 …… 107
≫ 寡婦医療 …… 108
≫ 未婚の女子医療 …… 109
≫ 寡男医療 …… 110
☞（１１４～１１７）
＜その他の医療費助成制度＞
≫ 自立支援医療（育成医療） …… 114
≫ 未熟児養育医療 …… 115
≫ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 …… 116
≫ 大村市不育症支援対策 …… 117

4．市民のための保健事業

≫ 健康講座 …… 101
≫ 健康相談・訪問指導 …… 101
≫ U40（若年者）健診・特定健診
・後期高齢者健診・保健指導 …… 102
〈健診〉 …… 102
〈保健指導〉 …… 102
≫ がん検診・その他の検診 …… 103・104
〈がん検診〉 …… 103・104
〈その他の検診〉 …… 104
≫ 大村市夜間初期診療センター …… 105

5．医療費の助成、健康保険制度

1．福祉医療制度 …… １０６～１１１

≫ 子ども医療 …… 106
≫ 母子・父子医療 …… 107
≫ 寡婦医療 …… 108
≫ 未婚の女子医療 …… 109
≫ 寡男医療 …… 110
≫ 障害者医療 …… 111

2．その他の医療費助成制度 …… １１２～１１７

≫ 自立支援医療（更生医療） …… 112
≫ 自立支援医療（精神通院医療） …… 113
≫ 自立支援医療（育成医療） …… 114
≫ 未熟児養育医療 …… 115
≫ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 …… 116
≫ 大村市不育症支援対策 …… 117

3．健康保険制度 …… １１８～１２１

≫ 後期高齢者医療 …… 118
※各種申請・その他の給付 …… 119
≫ 国民健康保険 …… 120
※各種申請・その他の給付 …… 121

6．旧軍人・軍属と遺族等に対する援護および原爆被爆者と被爆体験者への援護

1．旧軍人・軍属等とその家族・遺族に対する援護制度 …… １２２～１３０

≪相談・問い合わせ機関≫ ……122

恩給

≫ 旧軍人・軍属等（本人）への恩給等……123・124
◆恩給受給者が亡くなられた場合 ……124
◆障害年金受給者が亡くなられた場合……124

扶助料

≫ 戦没者遺族への扶助料等 ……125

特別給付金

≫ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ……126
≫ 戦没者の妻に対する特別給付金 ……126
≫ 戦没者の父母等に対する特別給付金 ……126

特別弔慰金

≫ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 …… 127
〈特別給付金、特別弔慰金等の国債受領後の手続きについて〉 …… 127

戦傷病者手帳

≫ 戦傷病者手帳 ……128
〈新規交付〉 …… 128
〈再交付〉 …… 128
≫ 戦傷病者手帳の返還・記載事項の変更等 …… 129
≫ 戦傷病者手帳所持者に対する援護 ……130
≪戦傷病者相談員≫ ……130

2．中国残留邦人等に対する援護制度 … １３１

≫ 中国残留邦人等に対する支援策 ……131

3．原爆被爆者に対する援護制度 …… １３２～１４０

被爆者

≫ 被爆者健康手帳 ……132
≫ 被爆者健康手帳の対象となる方（長崎被爆） … 133
≫ 認定疾病について ……134
≫ 各種手当の給付および必要な届出について… 134・135
≫ 医療の給付 ……136
≫ 第一種健康診断受診者証（長崎被爆）…… 137
≫ 第二種健康診断受診者証（長崎被爆）…… 138
≫ 健康診断 ……139
≫ 被爆体験者精神医療受給者証 …… 140
≫ 介護保険サービス等の利用被爆者助成 …… 140
≫ 原爆養護ホーム ……140

7．生活に困っている方への支援

≫ 生活保護について ……141
○保護の種類と内容 ……141
〈申請について〉 ……141
≫ 行旅病人・行旅死亡人 ……142
≫ 生活困窮者自立支援事業 ……142
≫ 生活福祉資金貸付制度 ……142～145
生活福祉資金貸付事業（一覧表）……143・144
臨時特例つなぎ資金 ……144
福祉資金貸付事業 ……145

8．火災、災害の被災者への支援

≫ 火災、災害の被災者への見舞金 ……146
〈見舞金の種類〉 ……146
≫ 火災、災害の被災児童・生徒への見舞金 ……147
〈長崎県児童救済基金の種類と金額〉 ……147
≫ 大規模災害時の被災者への各種給付金 ……148

9．施設と窓口の概要

○大村市役所本庁 ……１４９～１５０
福祉保健部（国保けんこう課・福祉総務課・保護課）
〈主な事業内容〉 ……149
福祉簡易窓口（福祉総務課）受付業務 ……150

○中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階 ……１５１
福祉保健部（長寿介護課・地域包括支援センター・障がい福祉課）、在宅医療サポートセンター
〈主な事業内容〉 ……151

○大村市こどもセンター ……１５２～１５３
〈施設の概要〉 ……152
〈主な事業内容〉 ……153

○大村市総合福祉センター ……１５４～１５７
（中心市街地複合ビル3～6階）
施設の概要 ……154～156
≫ 大村市総合福祉センター使用料 ……157

○大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」 ……１５８
〈主な事業内容〉 ……158

＜参考＞長崎県県央保健所（地図付） ……１５９

✻福祉に関する窓口

○大村市役所本庁
本館１階　福祉保健部（国保けんこう課・福祉総務課・保護課）・・・・・・・149
福祉簡易窓口（中心市街地複合ビル２階、こどもセンター関係）・・・・・・・・・・・・・150

○中心市街地複合ビル２階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
福祉保健部（長寿介護課・地域包括支援センター・障がい福祉課）、・・・・・・・151
在宅医療サポートセンター

○大村市こどもセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152・153

○中心市街地複合ビル３階（大村市総合福祉センター）
大村市老人クラブ連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市遺族会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市身体障害者団体連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市手をつなぐ育成会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
長崎県ろうあ協会大村支部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市母子寡婦福祉連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村地区保護司会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市民生委員児童委員協議会連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
大村市ボランティアセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
さくら荘（各種講座開催）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
福祉あんしんセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
福祉あんしんセンターおおむら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
大村市障害者虐待防止センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
保育所等訪問支援事業所スキップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
自立生活援助事業所わかば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
大村市基幹相談支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
大村市地域生活支援センターラフ・ラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156

○中心市街地複合ビル４～６階（大村市総合福祉センター）
貸出施設（大会議室・会議室・講座室等）・・・・・・・・・・・・・・・・156・157
○中心市街地複合ビル４階（大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」）・・・・158
講座の開催、講座室の貸与
施設開放（交流スペース・ライブラリー室）、相談室

○長崎県県央保健所（地図付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159

✻手帳に関すること

身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26・129・150・151
療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26・150・151
精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27・151
母子健康手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90・153
戦傷病者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128～130
被爆者健康手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132・133・139

✻医療に関すること

国民健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24・25・120・121
介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
高額介護合算療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
後期高齢者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22・23・118・119
70～74 歳までの医療（国民健康保険）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24・ 25
障害者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39・111
自立支援医療（更生医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40・112
自立支援医療（精神通院医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41・113
自立支援医療（育成医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42・114
大村市夜間初期診療センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99・105・152・153
福祉医療　子ども医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
　　母子・父子医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
　　寡婦医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
　　未婚の女子医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
　　寡男医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
　　障害者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
未熟児養育医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
大村市不育症支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
医療の給付（被爆者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
医療扶助（生活保護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141

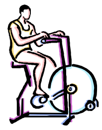

✲保健・健診（検診）・予防に関すること

介護予防・生活支援サービス事業 · · · · · 11
通所型サービス · · · · · 11
訪問型サービス · · · · · 11
その他生活支援サービス · · · · · 11
高齢者活動支援施設事業 · · · · · 12
介護予防教室等事業 · · · · · 12
シルバーパワーアップ事業 · · · · · 13・150
高齢者リフレッシュ事業 · · · · · 14・150
高齢者の予防接種助成制度 · · · · · 14
健康講座 · · · · · 101
健康相談・訪問指導 · · · · · 101
母子健康手帳の交付 · · · · · 90
健康診査（妊婦・乳児） · · · · · 91
先天性代謝異常検査など（新生児） · · · · · 91
新生児聴覚検査 · · · · · 92
健康診査（１歳６か月児・３歳児） · · · · · 92
予防接種 · · · · · 93・94
U40（若年者）健診 · · · · · 102
特定健診 · · · · · 102
後期高齢者健診 · · · · · 102
保健指導 · · · · · 102
がん検診 · · · · · 103・104
その他の検診 · · · · · 104
第一種健康診断受診者証（長崎被爆） · · · · · 137
第二種健康診断受診者証（長崎被爆） · · · · · 138
健康診断（原爆被爆者） · · · · · 139
被爆体験者精神医療受給者証（制度の一部変更） · · · · · 140

✻手当・年金・給付金（保険給付を含む）・助成金に関すること

高齢者に対して

介護保険　福祉用具購入費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
住宅改修費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
利用者負担の軽減（高額介護サービス費の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
利用者負担の軽減（食費・居住費(滞在費)の減額）・・・・・・・・・・・・・・・・・5・6
利用者負担の軽減（訪問介護利用者負担額減額　＊高齢者および障がい者）・・・6
利用者負担の軽減（生計困難者に対する利用者負担額軽減）・・・・・・・・・・・・7
高額介護合算療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
訪問理美容サービス費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
高齢者自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

障がいのある方に対して

特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28・65
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29・65
障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
福祉タクシー券の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
福祉ガソリン券の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
自動車の改造費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
自動車運転免許取得の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

子ども・母子に対して

児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63・150・153
児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64・150・153
障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28・65
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29・65
助産施設入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
母子・父子家庭の自立支援給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
医療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106～117

その他

生活保護・・141
火災、災害の被災者への見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
火災、災害の被災児童・生徒への見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
大規模災害時の被災者への各種給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148

✻日常生活の支援に関すること

高齢者への支援

介護保険のサービス・・・1～4
福祉用具購入費の支給・・4
住宅改修費の支給・・4
高齢者自立支援事業・・16
地域包括支援センターの業務・・15・151
家族介護の支援・・9
認知症高齢者の支援（徘徊 SOS ネットワーク事業・介護家族者あんしんサポートサービス事業）・・・9
緊急時の対応支援（緊急通報装置の貸与）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
養護老人ホームへの保護措置・・17
地域福祉権利擁護事業（金銭管理・書類預かり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15・151・155

障がいのある方への支援

補装具費の支給・・・31
日常生活用具の給付・・31・32
小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
市営住宅の入居・・・34
訪問・通所サービス（介護給付・障害児通所給付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
日中活動支援・・37
居住支援・・37
訪問入浴サービス・・・44
車いすの貸出・・・45・150
自動車の駐車禁止措置の緩和・・・45
おもいやり駐車場制度（長崎県障害者等駐車場利用証制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
ヘルプマーク・ヘルプカード・・44
声の広報・・47
公文書の点字表記サービス・・・47
手話通訳相談員・・47・61
要約筆記者・・・47
手話奉仕員・・・48
耳とことばの相談・・48・61
音声機能障がい者の発声訓練・・・49
投票（郵便投票・代理投票・点字投票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
地域福祉権利擁護事業（金銭管理・書類預かり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155

子どもへの支援

保育所・保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66・67・69～75
保育コンシェルジュ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
ベビーシッター等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
休日保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
病児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
放課後児童クラブ（学童保育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77・78
その他の児童福祉施設（児童館・児童厚生施設・児童養護施設・乳児院）・・・・・・・83
地域子育て支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
子育てサポーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
家でも学校でもない第三の居場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
ヤングケアラーの相談窓口子どもの居場所「まつなぎや」・・・・・・・・・・・・・・83
火災、災害の被災児童・生徒への見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147

✻資金の貸付に関すること

母子父子寡婦福祉資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86～88
母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
修学資金貸付限度額一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
就学支度資金貸付限度額一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
生活福祉資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34・142～144
生活福祉資金貸付事業一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143・144
福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145

✻各種割引・減免に関すること

障がいのある方のための割引・減免
タクシー料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
ＪＲ旅客運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
航空運賃の割引・・・51
船舶運賃の割引・・・51
バス運賃の割引・・・52
有料道路の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52・150
税金の控除・減免
所得税の控除・・・54
市・県民税の控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
相続税の障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
贈与税の非課税・・55
自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免・・・・・・56
ＮＨＫ放送受信料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57・150
電話番号案内料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
携帯電話基本料金・通話料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
大村市民プールおよび屋内プール利用料の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
「シーハットおおむら」トレーニングルームの利用料免除・・・・・・・・・・・・・・・・・59
各種入場料の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

ひとり親家庭および寡婦のための割引
交通費の割引・・・89

✻相談・指導

窓口

地域包括支援センターの業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
大村市こどもセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152・153
福祉あんしんセンターおおむら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62・156
大村市療育支援センター「ステップ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62・ 83

ケース別

高齢者・一般

介護に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15・151
権利擁護等に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15・151
健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
難病対策（相談・支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
戦傷病者相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
中国残留邦人等支援相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131

障がいのある方

手話通訳相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47・ 61
身体・知的・精神障がい者相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
障がい者の生活に関する一般相談（電話・訪問・来所）・・・・・・・・・・・・・・156
権利擁護に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
耳とことばの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48・ 61

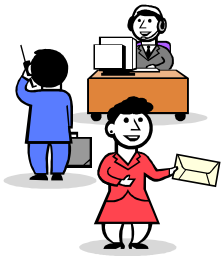

子ども・母子・女性一般

家庭相談員・・79
大村市児童虐待専用通報ダイヤル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
母子・父子自立支援員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
ことばと心の相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96・153
乳幼児すくすく健康相談（身体測定・育児相談・栄養相談・歯科相談）・・・・・96・153
離乳食教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97・153
赤ちゃん訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
訪問指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95・153
地域子育て支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
ひとり親家庭等の日常生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84・153
子育てサポーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
その他の児童福祉施設（児童館・児童厚生施設・児童養護施設・乳児院）・・・・・・・83
不妊・不育に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97・159
性と健康に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
相談室（ハートパル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158
産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

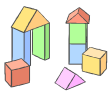

✻その他

講座

離乳食教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97・153

子育てのつどい講座　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153

熟年大学校事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

健康講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

男女共同参画（講座）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158

総合福祉センターの各種講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155

施設

高齢者福祉関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～21

その他の児童福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

行旅病人・行旅死亡人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142

ボランティア活動

大村市ボランティアセンター（登録・紹介・人材育成）・・・・・・・・・・・・・・・154

1．高齢者のための福祉

1．介護保険制度

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

介護保険制度

介護が必要となったとき、要介護者の状態に応じたサービスを受けることができるように介護の必要な高齢者およびその家族を社会全体で支えるための制度です。

１　保険者は大村市です（住所地特例者等は除きます。）。
２　65 歳になる月に「介護保険被保険者証」が送付されます。
３　被保険者
- 第１号被保険者＝65 歳以上の方
- 第２号被保険者＝40 歳～64 歳の方

４　保険料の支払方法
- 第１号被保険者＝原則、公的年金から特別徴収（天引き）となります。
  （ただし、年金額が年額 18 万円未満の方や年度途中に異動(65 歳に到達した、他市町から転入したなど)があった方は、普通徴収として納付書や口座振替で大村市に直接お支払いいただきます。）
- 第２号被保険者＝医療保険と一緒にお支払いいただきます。

５　介護が必要と思ったとき
- 介護認定申請書と一緒に「介護保険被保険者証」を長寿介護課へ提出してください。
- 認定調査員の訪問による調査と医師の意見書を基に、現在の介護の状態が判定されます。
- 判定結果が記載された新しい「介護保険被保険者証」が送付されてきます。
  （記載事項の確認をお願いします。）
- 判定は要支援１、要支援２、要介護１、要介護２、要介護３、要介護４および要介護５に分かれます。
- それぞれの利用者の心身の状態にあったサービスを利用するためのケアプランをケアマネジャーに作成してもらってから、介護サービスの給付を受けることができます。

６　介護給付費（各種介護サービスを受けるに当たって）
本人負担額＝かかった費用の１割（一定以上の所得者は２～３割）
残りの９割～7 割は 40 歳～64 歳の方が支払う介護保険料及び国、県、市から支出されます。

要介護認定者、要支援認定者へのサービス

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

利用者の負担はサービスに係る費用の１割です。

※一定以上所得のある第１号被保険者（65 歳以上の方）は介護サービスを利用したときの負担割合は2～3 割です。

在宅サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

サービス名	内　　容
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や、日常生活の手助けを行います。
訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等でホームヘルパーなどが訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護	訪問介護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、床ずれの手当などを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。
通所リハビリテーション （デイケア）	利用者が医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションなどを受けます。
通所介護 （デイサービス）	利用者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、入浴の提供や日常動作訓練を受けたり、レクリエーションに参加したりできます。
福祉用具の貸与	車いすや介護用ベッドなどの福祉用具を貸し出します。
短期入所生活介護 短期入所療養介護 （ショートステイ）	短期間施設に入所して、介護や機能訓練などを受けることができます。 日常生活上の介護を受ける「生活介護」、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の２種類があります。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導を行います。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどの入所者は、介護保険から必要な介護サービスを受けられます。

※要支援認定者の訪問介護・通所介護サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業になります。

施設サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

サービス名	内　　容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	食事や排泄などに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。 食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。 病状が安定し、自宅へ戻れるよう、医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。
介護療養型医療施設 （療養病床など）	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための介護保険適用型の病床です。 医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

※要支援１・２の方は施設サービスの利用はできません。介護老人福祉施設は、原則、要介護３以上の方が利用の対象です。

地域密着型サービス

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

サービス名	内　　容
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	介護が必要な認知症の状態の方が、５～９人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事・入浴・排せつなど日常の支援が受けられます。 ※要支援１の方は利用できません。
認知症対応型通所介護	認知症の方がデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じ、通所を中心としながら、訪問のサービスや宿泊のサービスを組み合わせることで、多機能な介護サービスが受けられます。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。 ※要支援１・２の方は利用できません。
看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。 ※要支援１・２の方は、利用できません。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスが受けられます。 ※要支援１・２の方は、利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	身体上又は、精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護３以上の者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、能力に応じた日常生活上の支援が受けられます。 ※要支援１・２の方は利用できません。 ※特例的に要介護１・２の方が利用できる場合があります。

サービス名	内　　容
地域密着型通所介護 （小規模デイサービス）	日中に利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などが受けられます。 ※要支援１・２の方は利用できません。

福祉用具購入費の支給

【問い合わせ先】　長寿介護課　　TEL：　20-7301
【所在地】　大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

厚生労働省が定めた種類の福祉用具を購入した場合、申請に基づき、業者に支払った費用の９割～7 割を支給します（利用者負担は１割～3 割となります。）。なお、購入費用の上限額は、年間 10 万円です。

※指定を受けた事業者で購入した場合のみ支給します。

購入費の支払については、利用者が１割～3 割を支払われた後、市が直接事業者に９割～7 割を給付する受領委任払を選択できます（受領委任払の場合、購入前の市の承認が必要です。）。

対象者	要支援１～２の方 要介護１～５の方
対象となる福祉用具の種類	・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分

住宅改修費の支給

【問い合わせ先】　長寿介護課　　TEL：　20-7301
【所在地】　大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

厚生労働省が定めた種類の住宅の改修を行った場合、申請に基づき、業者に支払った費用の９割～７割を支給します（利用者負担は１割～3 割となります。）。なお、改修費用の上限額は、20 万円です。

※工事前に市の承認を受ける必要があります。

※事前に必ずケアマネジャーに相談してください。

対象者	要支援１～２の方 要介護１～５の方
対象となる住宅改修の種類	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止や移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取替え ・洋式便器などへの便器の取替え ・対象となる住宅改修に付帯して必要となるもの

利用者負担の軽減

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

①高額介護サービス費の支給

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯の合計）が上限額を超えた場合に、超えた分を「高額介護サービス費」として後日支給します。

※所得によって上限額が異なります。

※支給を受けるには、「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

※居住費・食費・日常生活費・個室代や福祉用具購入費・住宅改修費等は支給対象にはなりません。

～令和３年８月からの利用者負担上限額（月額）～

利用者負担段階区分	利用者負担限度額
課税所得 690 万（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）

②食費・居住費（滞在費）の減額

所得の低い方は、短期入所・介護保険施設での食費や居住費（滞在費）が減額になります。

※事前に「介護保険負担限度額認定申請書」の提出が必要です。

次の１）２）のいずれかに該当する場合は減額の対象外となります。

１）住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合。

２）65 歳未満の人で住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合。

利用者負担段階		１日の負担限度額				
		居　住　費				食 費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第１段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	820 円	490 円	490 円	0円	300 円
第２段階	市民税非課税世帯で、「合計所得金額＋年金収入額」が年間 80 万円以下の方（預貯金 650 万円以下（夫婦なら 1,650 万円以下））	820 円	490 円	490 円	370 円	390 円（600 円）
第３段階①	市民税非課税世帯で、「合計所得金額＋年金収入額」が年間 80 万円以上 120 万円以下の方（預貯金 550 万円以下（夫婦なら 1,550 万円以下））	1,310 円	1,310 円	1,310 円	370 円	650 円（1,000 円）
第３段階②	市民税非課税世帯で、「合計所得金額＋年金収入額」が年間 120 万円以上の方（預貯金 500 万円以下（夫婦なら 1,500 万円以下））	1,310 円	1,310 円	820 円	370 円	1,360 円（1,300 円）

※短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（　）内の金額です。

③訪問介護利用者負担額減額（ヘルパー利用の負担額減額）

下記の条件に該当する方は、訪問介護（夜間対応型訪問介護・生きがい対応型訪問サービス・軽度生活支援員派遣サービス）の自己負担が軽減されます。　※申請が必要です。

対象者	自己負担
障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が０円となっている方で、次のいずれかに該当する方 （１）満６５歳になる前のおおむね１年間に、障がい者施策によりホームヘルプサービス（居宅介護のうち、身体介護および家事援助）を利用していた方で、65 歳に達したことにより介護保険の対象となった方 （２）特定疾病によって生じた身体上または精神上の障がいが原因で、要介護または要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの方	なし（０円）

④生計困難者に対する利用者負担額軽減

一定の条件に該当する方が軽減の申出をした事業所を利用した場合に、自己負担額が軽減されます。

介護サービスの一定負担・食費・居住費（滞在費）が 100 分の 75 になります。

※老齢福祉年金受給者は 100 分の 50 になります。

※生活保護受給者は居住費（滞在費）のみ全額免除になります。

※この軽減を受けるには申請が必要です。

対象者	（1）1～6の全てに該当する方 1.市民税非課税世帯 2.世帯の年間収入が基準収入額以下であること。 ※1人世帯の場合 150 万円、世帯構成員が1人増えるごとに 50 万円を加えた額 3.世帯の預貯金額（有価証券、債権等も含む）が基準額以下であること。 ※1人世帯の場合 350 万円、世帯構成員が一人増えるごとに 100 万円を加えた額 4.日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。 5.負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 6.介護保険料を滞納していないこと。 （2）生活保護受給者
対象サービス	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護老人福祉施設　など

⑤高額介護合算療養費

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 111・119）

同じ医療保険に加入している同一世帯の方が、医療保険と介護保険の両方を使い、１年間（毎年８月から翌年７月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により払い戻しが受けられます。

※同一世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
※払い戻しになる額が 500 円未満の場合は支給されません。

〈高額介護合算療養費の自己負担限度額〉

◆70 歳未満

世帯区分	総所得金額 -基礎控除額	医療負担額 + 介護負担額
ア	901 万円超	212 万円
イ	600 万円超 901 万円以下	141 万円
ウ	210 万円超 600 万円以下	67 万円
エ	210 万円以下	60 万円
オ	住民税非課税世帯	34 万円

◆70 歳以上

世帯区分		課税所得	医療負担額 + 介護負担額
所得者 現役並み	Ⅲ	690 万円以上	212 万円
	Ⅱ	380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ	145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般			56 万円
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ		31 万円
	低所得者Ⅰ		19 万円

＊平成 30 年８月
診療から

※世帯区分や申請方法について、詳しくはご加入の**医療保険者**にお問い合わせください。
大村市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方は、市役所国保けんこう課です。

家族介護の支援

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

日常介護用品の支給券を交付します。
※対象となる介護用品：紙おむつ・尿取パッドなど

対象者	要介護４または要介護５に認定された 65 歳以上の高齢者（住民税非課税世帯に属する方）を在宅で介護している家族
支給限度額	月額　6,250 円

認知症高齢者の支援

徘徊 SOS ネットワーク事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

認知症等により道を間違えたり、自宅がわからなくなったりすることが日常的にある場合、市に事前登録できます。

※認知症高齢者等の行方不明が発生した際、警察等と連携し、協定団体等に情報提供をし、迅速な捜索活動を行います。

対象者 認知症または認知症の疑いがある方

介護家族者あんしんサポートサービス事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

徘徊する高齢者の検索システム

GPS 端末機を貸与し、徘徊行動が発生した場合に、GPS 端末機を所持した高齢者の位置確認ができます。

対象者	徘徊行動が見られる認知症高齢者を在宅で介護する家族
利用料	使用料として　月額　1,025 円 バッテリー代および位置検索にかかる費用 ※住民税非課税世帯の場合には、加入料金、毎月の使用料ともに市が負担します。

訪問理美容サービス費の支給

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

在宅で外出困難な者が訪問理美容のサービスを受けた場合に、理美容事業者の移動にかかる経費に充てることができる利用券を交付します。

対象者	大村市内に住所を有し、理容所又は美容所に行くことが困難な者で、要介護３以上と認定を受けている在宅の者
支給額	１回 1,500 円（対象者１人につき、年間６回以内。年度途中の申請については２か月に１回の回数）

2．高齢者の介護予防

介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の方、大村市地域包括支援センターで行う基本チェックリストで生活機能低下が認められた方など介護予防に取り組む必要がある方に対し、介護予防サービスや生活支援サービス等を提供します。

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

サービス名		内容
通所型サービス	生きがい対応型通所サービス 高齢者活動支援サービス(A 型)	市が指定した事業者が行う生活行為や運動機能向上のためのサービスです。
訪問型サービス	生きがい対応型訪問サービス	市が指定した事業所で行う身体介護・生活援助のサービスです。
	軽度生活支援サービス(A型)	市が指定した事業所で行う生活援助のサービスです。
	地域ヘルプサービス(B型)	大村市シルバー人材センターが行う生活援助のサービスです。
	短期集中予防サービス(C 型)	運動機能や口腔機能低下予防、栄養改善を目的に理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等が自宅を訪問し、ご相談等行います。
その他生活支援サービス	食の自立支援事業	食関連(宅配弁当や買い物など)サービスの情報提供や食生活に関する相談・支援を行います。 ※宅配サービスなどは民間サービスになりますので実費負担です。

高齢者活動支援施設事業

【問い合わせ先】 伊勢町ふれあい館 TEL： 50-1020
中地区ふれあい館 TEL： 54-1659

高齢者が集い、趣味の活動やレクリエーション等を通して、交流を深めるためのサービスを行います。

※事前に利用登録が必要です。

対象者	65 歳以上で単身利用が可能な方 ※要介護２～５の認定を受けている方を除きます。
利用料	100 円／1 日 ※75 歳以上の方は無料。

（開館時間）９：00～17：00

（ 休 館 日 ）土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日 ～ 翌年 1 月 3 日）

介護予防教室等事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308

【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

介護予防教室開催の申請をした団体の集会に講師を派遣し、介護予防の意識啓発をはかります。

対象者	市内在住の 65 歳以上の高齢者が所属する地域の団体等 （老人会、町内会、自主グループなど、おおむね 10 名以上の団体・グループ）
講座内容	・介護保険制度 ・介護予防とは ・体力測定 ・健康体操 ・栄養と食生活 ・歯と口腔ケア ・認知症 ・クロスエイジング ・レクリエーション・体験 ・スクエアステップ ・シナプソロジー ・飲み込みと聞こえ ・成年後見制度 ・薬の種類と飲み方 ・DVD ビデオ体操　等

内容は、毎年変更になる場合があります。

熟年大学校事業

【問い合わせ先】 大村市中央公民館 TEL： 54-3161
大村市社会福祉協議会 TEL： 53-1351
大村市老人クラブ連合会 TEL： 53-6010

高齢者の介護予防のため、各種講座や講演会を開催しています。
※講座内容は年度ごとに異なります。

対象者	65 歳以上で各講座または講演会に申し込まれた方 ※それぞれ定員があります。

＜講座開催内容＞
健康体操、シニア大学、パソコン教室　ほか

シルバーパワーアップ事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

自己の体力や体調にあった運動を行い、健康の維持増進を図るため、シーハットおおむらのトレーニングルームや大村市屋内プールを会員料金で利用できます。
ただし、事前に会員登録のための講習会受講が必要です。

対象者	65 歳以上で要介護認定において「自立」と判定された方または同等以上の身体状況の方 ※会員登録の申請日の前月から起算して介護保険料を６月以上滞納している方を除きます。
利用料	１50 円／1 回 ※75 歳以上の方は無料。

※利用時間については、各施設へお問い合わせ下さい。

高齢者リフレッシュ事業

【問い合わせ先】 地域包括支援センター　TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

健康増進のため、市が指定する温泉施設（サンスパおおむら内「大村ゆの華」及び「龍神温泉かやぜの湯」）を会員料金で利用できます。ただし、利用は週に３回までとなります。

※事前に会員登録が必要です。

対象者	65 歳以上の方 ※会員登録の申請日の前月から起算して介護保険料を６月以上滞納している方を除きます。
利用料	ゆの華：３５０円/１回　　かやぜの湯：３５０円/１回

※利用時間等については、お問い合わせください。

高齢者の予防接種助成制度

【問い合わせ先】 国保けんこう課　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　（内線 145）

予防接種は、体調の良いときに指定医療機関で受診してください。なお、指定医療機関については、市のホームページをご覧いただくか、国保けんこう課へお問い合わせください。

予防接種の種類・自己負担金	対象者
肺炎球菌ワクチン （自己負担金：4,000 円）	初めて接種する方（費用助成の有無に関係なく、一度でも受けた方は対象外）のうち、下記の方 ・当該年度に 65 歳になる方 ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に障害を持つ方（障害手帳１級程度） ・令和元年度から令和５年度までにおいて、接種する年度に次の年齢になる方【定期接種化に伴う経過措置】 （70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳）
インフルエンザワクチン （自己負担金：1,800 円）	・接種日現在 65 歳以上の方 ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に障害を持つ方（障害手帳１級程度）

3．地域包括支援センター・認知症総合相談支援センター

地域包括支援センターの業務

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

地域包括支援センターは、６５歳以上の方の医療・介護・保健及び福祉等に関する相談窓口です。住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援を行います。

主な業務	介護予防ケアマネジメント 基本チェックリストにて支援が必要と判断される方や介護認定審査会において要支援１・２の認定を受けた方を対象として、介護予防のためのケアマネジメントを行います。
	総合相談・支援 65 歳以上の高齢者やその家族等を対象として、地域で安心して、その人らしい生活を営むことができるよう、社会資源の情報提供、サービスの利用など総合相談業務・支援を行います。
	権利擁護、虐待の早期発見・防止 高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や、虐待の早期発見・防止の業務を行います。
	地域のケアマネジャーなどの支援 ケアマネジャーのネットワーク構築や困難事例等に対する助言などを行います。

認知症総合相談センターの業務

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

認知症(若年性認知症を含む)の早期発見と重度化予防、生活の困りごとに応じた適切な支援を行います。

- 「認知症かも・・・」
- 認知症で専門の病院に受診したことがない
- 本人は認知症の自覚がなく、病院受診を拒んでいる

こんな時は、地域包括支援センター内に設置している「認知症総合相談センター」へご相談ください。

かかりつけ医への相談方法の助言、介護予防サービスの利用調整、認知症の理解促進等を行います。

4. 介護保険以外の支援

高齢者が安心して生活ができるように、介護保険以外においても在宅介護支援サービスを提供しています。

緊急時の対応支援

【問い合わせ先】 地域包括支援センター TEL： 53-8141
TEL： 20-7308
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

緊急通報装置を貸与します。
虚弱な一人暮らしの高齢者などに対して、緊急通報装置を貸与し、救急、犯罪、災害時などにおける通報や、緊急時の位置確認などの検索活動を支援します。

対象者	虚弱な一人暮らしの高齢者 病弱な高齢者夫婦のみの世帯
利用者負担	月額　820 円 バッテリー等の消耗品、緊急時の警備員出動費(※) ※緊急通報時に警備員が出動した場合、警備員出動時の実費が必要となります。

高齢者自立支援事業

【問い合わせ先】 長寿介護課 TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

在宅高齢者等の生活環境改善を図るサービスを提供します。
地域包括支援センターが作成した介護予防プランに基づき、自立支援のためのサービスを提供します。

対象者	65 歳以上で介護保険において「自立」と判定された方のうち、地域包括支援センターが作成する介護予防プランにおいて「サービスが必要である」と判断された方。
サービスの種類	「在宅老人等生活環境改善事業費補助金」 100,000 円を限度として、工事に要する経費の 10 分の１～１０分の３を控除した額（９割～7 割）を助成します。 ＜対象となる工事＞ ・浴室、トイレ等の手すりの取付け ・玄関等の段差解消 ・滑りにくい床材への変更 ・対象となる住宅改修に付帯して必要となるもの

養護老人ホームへの保護措置

【問い合わせ先】 長寿介護課　　TEL： 20-7301
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

65 歳以上の高齢者で、生活環境および経済的事情により、在宅生活が困難であると福祉事務所長が認めた方を養護老人ホーム等に保護します。

利用者負担	入所者およびその扶養義務者の所得に応じて基準額が定められています。

５．高齢者福祉関連施設

＜介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＞

常時介護を必要とし、自宅での生活が困難な要介護者のための入所施設です。（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム　慈恵荘	大村市東大村２丁目１６１６番地２	２０－７１２０
特別養護老人ホーム　泉の里	大村市東本町５８３番地	５４－２１０５
特別養護老人ホーム　箕望荘	大村市池田２丁目１１６３番地２３	２０－８８００

＜介護老人保健施設＞

病状が安定している要介護者のための入所施設です。（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
医療法人檜山会　介護老人保健施設　うぐいすの丘	大村市東大村１丁目２５２６番地１３	５４－７１９９
リハビリセンター大村	大村市田下町９３０番地３	５５－７８１１

＜介護療養型医療施設（療養病床）＞

医療的な管理や処置が必要な長期療養の要介護者が入所（入院）する病院・診療所です。

（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
医療法人一省会　長崎医院	大村市寿古町７６７番地	５５－８６１５

＜養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護施設）＞

居宅で養護を受けることが困難な高齢者のための入所施設です。（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
養護老人ホーム　湧泉荘	大村市諏訪１丁目６７３番地	５２－２５５７

＜特定施設入居者生活介護施設＞

介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
介護付有料老人ホーム たんぽぽの丘	大村市大川田町４３３番地	５５－９９０９
介護付有料老人ホーム　方々の家	大村市富の原１丁目１３２７番地５	４６－５９９５

＜地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）＞

常時介護を必要とし、自宅での生活が困難な要介護者のための入所施設です。（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム　flora	大村市皆同町４３８番地３	４７－５０２４
地域密着型介護老人福祉施設「湖畔の宿　ふる里」	大村市鬼橋町 1416 番地	２７－４５００

＜認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）＞

認知症の症状がある人が共同生活を行うための入所施設です。　（令和４年 12 月１日）

施設名	所在地	電話番号
グループホーム 慈恵荘	大村市東大村２丁目１６１６番地１４	２０－７１２０
グループホーム たんぽぽの家	大村市大川田町４２４番地２	４７－６８６３
グループホーム ライフ	大村市宮小路２丁目１４０８番地	５５－７８３９
グループホーム たんぽぽ憩の家	大村市大川田町４２４番地２	４７－５９９６
グループホーム ふぁみりぃ	大村市向木場町１２６５番地	４９－５１２６
グループホーム めぐみ荘	大村市西部町４９５番地７	４８－５２３３
グループホーム 箕望の丘	大村市池田２丁目１１６３番地２４	５４－８８１５
グループホーム かやぜの里	大村市田下町４７３番地１	５１－５０２９
グループホーム 虹	大村市黒丸町１６５３番地１	５５－６７１２
グループホーム まごころ	大村市古賀島町１２０番地１５	５３－２０８１
グループホーム 平の庄	大村市宮小路１丁目２９１番地３	５５－２８１６
グループホーム ねむの木	大村市黒丸町１４７１番地１	５５－８６０５
グループホーム 泉の里	大村市東本町５８３番地	５４－２１０５
グループホーム あんのん	大村市協和町７１０番地１	５０－００６６
グループホーム ひだまりの家	大村市杭出津２丁目１番地７	５３－３２３２
グループホーム みつばちの家	大村市竹松本町６８５番地８	５５－８１３５
グループホーム 花みずき	大村市上諏訪町１２３１番地１	５０－１３２２
グループホーム 花しょうぶ	大村市上諏訪町１１７４番地３１	４６－８４８４
グループホーム ほたる	大村市田下町７９２番地	５５－２０２２
グループホーム 東大村	大村市東大村２丁目１６１６番地３	２０－７１２０

１．高齢者のための福祉

＜有料老人ホーム＞　（令和４年12月１日）

施設名	所在地	電話番号
有料老人ホーム 優心苑	大村市野田町５６番地	５５－４５２４
有料老人ホーム 泉の里	大村市徳泉川内町８２９番地	５４－２１０６
有料老人ホーム 松原のさと	大村市松原本町２７７番地	５６－２３７８
住宅型有料老人ホーム あんしんハウス とみのはら	大村市富の原２丁目６番地１	５５－８６００
有料老人ホーム 富の原オムズホーム	大村市富の原２丁目３２１番地１	５６－８８１１
まったりホーム 絆（きずな）	大村市坂口町４７７番地１	２０－８０６６
有料老人ホーム 太陽	大村市向木場町１６５３番地２	５２－５００８
住宅型有料老人ホーム ル・ブランとみのはら	大村市富の原２丁目３５０番地１	４７－６６３５
マイホーム しんり	大村市上諏訪町８８０番地１	４８－６０４２
住宅型有料老人ホーム ほほえみ	大村市東三城町２９番地	５４－８８００
有料老人ホーム ベイサイド大村	大村市西部町 264 番地４	５２－７７３１
ケアホーム秋櫻	大村市西大村本町 755 番地１	２０－７７００
うたしデイサービス宿泊棟	大村市杭出津２丁目 794 番地５	４７－８２２２
有料老人ホーム　泉の里 本町アーケード館	大村市本町 387 番地１	５４－２１０５
住宅型有料老人ホーム琴音	大村市森園町１６２５番地１	４６－５９６０
山ぼうし	大村市大川田町９５２番地６	５６－８０８８
かこまちの家	大村市水主町１丁目７４７番地５７	５３－５５５３

＜軽費老人ホーム＞　（令和４年12月１日）

施設名	所在地	電話番号
サンライフ	大村市荒平町１２５０番地	５３－３１１０
ベイサイド大村	大村市西部町２６４番地１	５２－７７３１

＜サービス付き高齢者向け住宅＞　（令和４年12月１日）

施設名	所在地	電話番号
たんぽぽ六番館	大村市大川田町４１６番地１	５５－７６００
たんぽぽ五番館	大村市富の原２丁目７７番地１	５５－９２９２
ケアホーム 光	大村市木場１丁目９９４番地１	５３－８６００
サービス付き高齢者向け住宅 みつばちの家原口館	大村市原口町６５３番地２	４７－８８７１
かやぜの里	大村市田下町３７２番地１	５５－６７９６
悠久の丘 (サービス付き高齢者向け住宅)	大村市松原２丁目２１２番地	４７－５１２１
お住まいあんのん協和町	大村市協和町７１０番地１	５０－００６６
合同会社やすらぎの家	大村市宮小路２丁目 1342 番地１	４７－８６１３
たんぽぽ六番館　別館	大村市大川田町４２３番地１	４７－５８２０

＜その他の施設＞　（令和４年12月１日）

施設名	所在地	電話番号
ケアホーム 桜馬場	大村市西大村本町７３０番地１	５０－２００２

６．高齢者の健康保険制度

後期高齢者医療

【問い合わせ先】　国保けんこう課　　TEL：　53-4111
【所在地】　大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 110・112）

平成 20 年４月１日から始まったこの制度は、高齢者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、国民全体で支えあうしくみです。
運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎市栄町４－９　ＴＥＬ095-816-3930）が行い、窓口は市役所になります。

令和４年１０月１日現在

<table>
<tr><td>対象者</td><td>・75 歳以上の方
・65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある方</td></tr>
<tr><td>医療費の負担割合</td><td>病院等にかかったときの医療費の負担割合は１割または２割です。
ただし、所得が多い方などは３割負担となります。</td></tr>
<tr><td>自己負担限度額</td><td>病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。
医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。
<table>
<tr><th rowspan="2">所得区分</th><th colspan="3">自己負担限度額（月額）</th><th rowspan="2">入院時食事代
（一食につき）</th></tr>
<tr><th>外来（個人ごと）</th><th colspan="2">入院＋外来（世帯単位）</th><th>４回目以降
※※</th></tr>
<tr><td>① 現役並み所得者Ⅲ（３割）
【課税所得 690 万円以上】</td><td colspan="3">252,600 円＋（医療費（10 割）－842,000 円）×1%</td><td>140,100 円</td><td rowspan="5">460 円
（④・⑤のいずれにも該当しない指定難病患者は 260 円）</td></tr>
<tr><td>① 現役並み所得者Ⅲ（３割）
【課税所得 380 万円以上】(注２)</td><td colspan="3">167,400 円＋（医療費（10 割）－558,000 円）×1%</td><td>93,000 円</td></tr>
<tr><td>① 現役並み所得者Ⅲ（３割）
【課税所得 145 万円以上】(注２)</td><td colspan="3">80,100 円＋（医療費（10 割）－267,000 円）×1%</td><td>44,400 円</td></tr>
<tr><td>◆令和４年 10 月開始
② 一般Ⅱ（２割）
【課税所得 28 万円以上 145 万円未満】</td><td colspan="2">18,000 円
または
6,000 円+(医療費-30,000 円)×10%
の低い方を適用（注３）
年間上限額 144,000 円</td><td>57,600 円</td><td>44,400 円</td></tr>
<tr><td>③ 一般Ⅰ（１割）
【課税所得 145 万円未満であって、２割負担の要件に該当しない被保険者】</td><td colspan="2">18,000 円
（年間上限額
144,000 円）</td><td>57,600 円</td><td>44,400 円</td></tr>
<tr><td>④ 低所得者Ⅱ（１割）(注２)</td><td colspan="2" rowspan="2">8,000 円</td><td colspan="2">24,600 円</td><td>210 円（注１）</td></tr>
<tr><td>⑤ 低所得者Ⅰ（１割）(注２)</td><td colspan="2">15,000 円</td><td>100 円</td></tr>
</table>
※※過去 12 か月以内に同一世帯で３回以上の高額療養費の支給を受けた場合の４回目からの限度額です。
① 課税所得が 145 万円以上の人（同じ世帯の人も①の負担区分）
② 課税所得が28万円以上145万円未満であって、その被保険者の年金収入+その他の所得金額の合計が200万円以上（被保険者複数の世帯は 320 万円以上）である被保険者及びその世帯に属する被保険者
③ 本人を含む同一世帯のどなたかに住民税が課税されている人
④ 同一世帯全員が住民税非課税の人
⑤ 同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が０円の人(年金収入は 80 万円以下の人)
※（注１）過去１年間の入院日数が 90 日を超える場合は 160 円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要です。
※（注２）申請により入院・外来時に、医療機関での支払が限度額までとなる「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。なお、低所得者Ⅰ、Ⅱの方は入院時の食事代も減額されます。
※（注３）配慮措置★ に伴う計算方法です。医療費が 30,000 円未満であった場合は、30,000 円として計算します。</td></tr>
</table>

	★「配慮措置」とは、窓口負担割合が２割の方に対し自己負担の増加を抑えるものです。 ・令和４年１０月１日の施行後３年間（令和７年９月３０日まで）は、２割負担となる方について、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。 ※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。 複数の医療機関を受診した場合は、１か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻します。 ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

各 種 申 請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具をつけた場合、自己負担分を除く額（９割または８割または７割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳・医師の証明書・10 割負担で支払った領収書
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が高額になった場合（前ページの表参照）に支給されます。一度申請した方は、次回からは申請の必要はありません。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳
高額介護合算制度	内容	世帯内で、医療保険と介護保険の両方から給付を受けることにより、自己負担額（８月から翌年７月の１年間分）が高額になった時、限度額を超えた分が支給されます。該当する方へは、後日通知いたします。
その他の給付		
はり・きゅう施術	内容	広域連合が指定したはり師、きゅう師から受けた「はり」、「きゅう」について助成が受けられます。 助成の内容：施術１回につき 700 円、１か月に５回が限度
	助成の受け方	保険証を提示して、施術を受けてください。 施術料金の一部を助成します（本人負担額が減ります）。
健康診査	内容	後期高齢者医療の被保険者の方も、特定健診と同様の検査を受けることができます。 詳しくは 102 ページをご覧ください。
口腔ケア	内容	口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能の向上のため、「お口の中の健康支援」を行います。費用は無料です。
	受診の方法	広域連合が指定する歯科医に限られます。 受診券が必要ですので、事前に市国保けんこう課にお申し込みください。 例年１２月中旬が締切となっていますのでご注意ください。

70 歳～74 歳までの医療（国民健康保険）

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 111・119）

国保は、職場の健康保険などに加入していない方の医療を保障する保険制度です（皆保険制度）。

<table>
<tr><td>医療費の負担割合</td><td>２割（または３割）
前年の所得により８月から負担割合が変わることがあります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担限度額（月額）</td><td>＜限度額適用（・標準負担額減額）認定証＞
非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ及びⅡの方は「限度額適用認定証」が申請により交付されます。この認定証を医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。（下表、自己負担限度額参照）
＊非課税世帯は入院時の食事代も減額されます。
◆自己負担限度額
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">負　担　区　分</th><th colspan="2">自己負担限度額（月額）</th></tr>
<tr><th>外来（個人ごと）</th><th>外来　＋　入院（世帯単位）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>Ⅲ</td><td>課税所得
690 万円以上</td><td colspan="2">252,600 円＋
（医療費（10 割）－842,000 円）×1%
（４回目以降は 140,100 円）</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>課税所得
380 万円以上
690 万円未満</td><td colspan="2">167,400 円＋
（医療費（10 割）－558,000 円）×1%
（４回目以降は 93,000 円）</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>課税所得
145 万円以上
380 万円未満</td><td colspan="2">80,100 円＋
（医療費（10 割）－267,000 円）×1%
（４回目以降は 44,400 円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一　　般</td><td>18,000 円
（144,000 円）
※1</td><td>57,600 円
（４回目以降は 44,400 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td colspan="2">低　所　得　者　Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000 円</td><td>24,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低　所　得　者　Ⅰ※2</td><td>15,000 円</td></tr>
</table>
※1：負担区分が一般の人については、外来にかかる自己負担額の年間（前年８月１日から７月 31 日までの間）の合計額に対して、144,000 円の自己負担限度額が設けられています。
※2：低所得者Ⅰは住民税非課税世帯で、所得が０円である人。ただし年金収入については 80 万円以下の人。</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>保険証・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの</td></tr>
</table>

各種申請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具を作成した場合や、やむを得ず医療機関に保険証の提示ができなかった場合などは、自己負担分を除く額（7割～8割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医師の証明書（やむを得ず保険証の提示ができなかった場合は不要）・10割負担で支払った領収書・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※装具の種類によっては、写真の提出が必要な場合があります。
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により支給されます。 ※限度額については24ページに掲載しています。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・世帯主のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※領収書は必要ありませんが、食事療養費差額申請を申請するときは領収書が必要となりますのでご注意ください。
高額介護合算療養費	内容	医療保険と介護保険の両方を使い、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により超過分が支給されます。 該当者には、通知が届きます。
特定疾病療養費受療証	内容	厚生労働大臣が定める特定疾病の認定を受けた方が申請をした場合「特定疾病療養受療証」が交付されます。この「特定疾病療養受療証」は医療機関ごとに特定疾病の治療に支払う一部負担金の1か月の限度額が1万円となります。
	申請に必要なもの	保険証・医師の意見書（申請書への「医師の意見欄」記入または前健康保険で発行の「特定疾病療養受療証」の写し、「身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）」の写しでも可）
その他の給付		
はり・きゅう施術	内容	大村市が指定したはり師、きゅう師からうけた「はり」、「きゅう」について、施術1回につき700円、1か月に8回を上限に助成が受けられます。
	助成の受け方	保険証と印かん（朱肉を使用するもの）を施術所へ持参してください。施術料金の一部を助成します（窓口での本人負担額が減ります）。
特定健診	内容	国民健康保険の被保険者について、健康診断の制度があります。 詳しくは102ページをご覧ください。

2. 障がい者のための福祉

1．手帳の交付

身体障害者手帳の交付

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体障害者手帳は、一定の障がいのある方に対して、身体障害者福祉法に規定される指定医師の診断書に基づき、県知事が交付します。手帳は、障害の程度により等級があります（1 級から6級まで）。各種の援助やその他の援護措置（税の減免や運賃等の割引など）を受けやすくします。

申請に必要なもの	・指定様式による指定医師の診断書 ※様式は障がい福祉課にあります。長崎県庁ホームページからもダウンロード可能です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・印かん（朱肉を使用するもの）

療育手帳の交付

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

療育手帳は、知的障がいのある方に対して、一貫した指導、相談、各種の援助措置を受けやすくするために、児童相談所または知的障害者更生相談所の判定に基づき、県知事が交付します。
手帳は、障害の程度により、最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」となっています。

申請に必要なもの	・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・印かん（朱肉を使用するもの） ・18 歳以上の方で「（軽度）精神（発達）遅滞」の診断書をお持ちの場合は、診断書（写し可） ※診断書がなくても申請可能です。

精神障害者保健福祉手帳の交付

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方の、自立と社会参加の促進をはかり、各種支援策を受けやすくするため、医師の診断書等により県知事が交付します。
手帳は、障害の程度により等級があります（1 級から 3 級まで）。

申請に必要なもの	・指定様式による医師の診断書 ※様式は障がい福祉課にあります。 ※障害年金(精神障害に起因するもの)の照会による申請の際は、診断書に代えて障害年金証書等で申請ができる場合がありますので、ご相談ください。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm） ・印かん（朱肉を使用するもの）

2．障がい者の福祉制度

手当・年金

特別障害者手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	在宅の精神、知的または身体に重度の障がいのある方（20 歳以上）で、常時特別な介護を必要とする方	
申請に必要なもの	・指定様式※による診断書 ※指定様式は障がい福祉課にあります。 ・通帳（対象者本人名義のもの） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・戸籍謄本、所得証明　※必要な場合があります。 ・印かん（朱肉を使用するもの）など	お持ちの方は ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・年金証書
手当の支給制限	・所得制限があります。 ・長期入院（3か月以上）または施設入所による支給制限があります。	
支給額	月額　27,980 円（令和 5 年 4 月現在）※2月、5月、8月、11 月に前月分まで支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

障害児福祉手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	在宅の精神、知的または身体に重度の障がいのある児童（20 歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とする方	
申請に必要なもの	・指定様式※による診断書 ※指定様式は障がい福祉課にあります。 ・通帳（対象児本人名義のもの） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・戸籍謄本、所得証明　※必要な場合があります。 ・印かん（朱肉を使用するもの）など	お持ちの方は ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
手当の支給制限	・所得および施設入所による支給制限があります。	
支給額	月額　15,220 円（令和 5 年 4 月現在）※2月、5月、8月、11 月に前月分まで支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

特別児童扶養手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護※している父または母、もしくは養育者	
申請に必要なもの	・戸籍謄本 ・指定様式※による診断書 ※指定様式は障がい福祉課にあります。 ・通帳（父母等申請者名義のもの） ・印かん（朱肉を使用するもの） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類など	お持ちの方は ・身体障害者手帳 ・療育手帳
手当の支給制限	・所得及び施設入所による支給制限があります。 ・児童が障害を事由とする公的年金を受け取ることができる場合、支給制限があります。 （児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当などとの併給は可能です。）	
支給額	1 級　月額　53,700 円 2 級　月額　35,760 円（令和 5 年 4 月現在）※4月、8月、11 月に支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

※監護とは、精神面及び経済面から、児童の日常生活において面倒を見ることです。

障害基礎年金

【問い合わせ先】 市民課　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　（内線 113・114）

対象者	20 歳以上の障がいのある方で、国民年金法に定める障害等級に該当する程度の障がいの状態にある場合に支給されます。
条件	障がいの原因となった病気やけがで最初に病院を受診した日（初診日）が、下記のいずれかの期間にある方 1　国民年金の加入期間 2　国民年金の被保険者であった方で 60 歳以上 65 歳未満の期間（日本国内に住所がある方に限ります。） 3　20 歳未満 ※1、2 の期間に初診日がある方は、国民年金保険料の納付要件があります。 ※3 の期間に初診日がある方は、本人の所得制限があります。 ※原則、65 歳未満の方が申請対象となります。 （老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）
支給額	（国民年金法による支給基本額） １級・・・年額　993,750 円　【68 歳以上の方は 990,750 円】 ２級・・・年額　795,000 円　【68 歳以上の方は 792,600 円】

心身障害者扶養共済制度

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

心身に障がいのある方の保護者が加入し、その保護者が亡くなった時などに、障がいのある方に年金を支給します。制度の詳細は、長崎県障害福祉課または大村市障がい福祉課にお尋ねください。

対象者	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の全ての要件を満たす方。 ①　申し込みをされる都道府県・指定都市に住所があること。 ②　加入時（または口数追加時）の年度の４月１日時点の年齢が満 65 歳未満であること。 ③　特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。 ④　障がいのある方１人に対して、加入できる保護者は１人であること。
掛金月額	加入者の年齢により異なります。
年金月額	一口　月額 20,000 円　（２口まで加入できます。）
申請に必要なもの	・住民票（原本）（申込者及び障がいのある方それぞれに必要です） ・障がいのある方の障害の種類及び程度を証明する書類 ・印かん（朱肉を使用するもの）など

補装具・日常生活用品

補装具費の支給

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者の方に、身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするための用具の購入・修理費用を支給します。（※世帯の所得に応じた自己負担、所得制限があります。）

申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・特定疾患医療受給者証の写し（難病患者の方の場合） ・指定医師の意見書※ ※指定様式によるもの。指定様式は障がい福祉課にあります。 ・業者の見積書 ・印かん（朱肉を使用するもの）など ※補装具の種類により必要な書類が異なります。	
交付・修理品目	・視覚障害者安全つえ ・眼鏡 ・補聴器 ・車いす	・義手 ・義足 ・重度障害者用意思伝達装置 ・各種補装具など

※申請の前に購入、修理をされた場合、支給はできません。事前にご相談ください。

日常生活用具の給付

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

在宅で、重度の障がいのある方及び難病患者に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。（※世帯の所得に応じた自己負担、所得制限があります。）

申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・特定疾患医療受給者証の写し（難病患者の方の場合） ・医師の診断書、意見書（必要な場合）※ ※指定様式によるもの。指定様式は障がい福祉課にあります。 ・業者の見積書 ・カタログのコピー　※ストーマ装具、紙おむつについては不要です。 ・印かん（朱肉を使用するもの）

※申請の前に購入された場合、給付はできません。事前にご相談ください。

2．障がい者のための福祉

＜日常生活用具の給付品目一覧＞　※障がいの程度による条件がある場合があります。

障害名	給付品目
肢体不自由	・特殊便器 ・便器 ・特殊マット ・特殊寝台 ・入浴担架 ・体位変換器 ・携帯用会話補助装置 （トーキングエイド） ・入浴補助用具 ・移動用リフト ・移動・移乗支援用具 ・訓練いす（３歳以上 18 歳未満） ・訓練用ベッド（6 歳以上 18 歳未満） ・T 字状・棒状つえ ・火災警報器 ・自動消火器 ・情報・通信支援用具 ・特殊尿器
視覚障害	・視覚障害者用 ポータブルレコーダー ・点字ディスプレイ ・視覚障害者用体温計 ・点字タイプライター ・電磁調理器 ・点字図書 ・視覚障害者用体重計 ・視覚障害者用時計 ・視覚障害者用拡大読書器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・視覚障害者用 活字文書読み上げ装置 ・情報・通信支援用具 ・点字器 ・火災警報器 ・自動消火器
聴覚障害	・聴覚障害者用屋内信号装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・火災警報器 ・自動消火器
知的障害	・特殊マット ・火災警報器 ・自動消火器 ・頭部保護帽 ・電磁調理器 ・特殊便器（6 歳以上）
腎臓障害	・透析液加温器
呼吸器障害	・電気式たん吸引機 ・ネブライザー ・酸素ボンベ運搬車 ・人工咽頭 ・人工鼻
膀胱・直腸・小腸障害	・ストーマ装具 ・収尿器
視覚・聴覚障害	・点字ディスプレイ
脳原性運動機能障害かつ意思表示困難	・紙おむつ
医療保険における在宅療法を行う者または人工呼吸器装着者	・動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

小児慢性特定疾患児（長崎県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく事業の対象になっている人）で、在宅での日常生活を過ごしやすくするための日常生活用具を給付します。
（※世帯の所得に応じた自己負担、所得制限があります。）

申請に必要なもの	・小児慢性特定疾患医療受診券の写し ・診断書　※指定様式によるもの。指定様式は障がい福祉課にあります。 ・業者の見積書 ・印かん（朱肉を使用するもの）	
給付品目 ※障がいの内容による条件があります。	・電気式たん吸引器 ・ネブライザー ・クールベスト ・車いす	・ストーマ装具 ・特殊寝台 ・特殊便器 ・頭部保護帽など

※申請の前に購入、修理をされた場合、支給はできません。事前にご相談ください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体障害者手帳（聴力障害）の交付の対象とならない程度（ただし、両耳の聴力レベルが各々30ｄＢ以上）の聴覚障がいのある児童（18 歳未満）に対し、補聴器の購入費用の助成を行います。（※世帯の所得に応じた所得制限、助成額の上限があります。）

申請に必要なもの	・医師の意見書 ※指定様式によるもの。指定様式は障がい福祉課にあります。 ・業者の見積書 ・印かん（朱肉を使用するもの）
給付品目	・軽度、中等度難聴用補聴器（耳かけ型、ポケット型） ・高度難聴用補聴器（耳かけ型、ポケット型） ・重度難聴用補聴器（耳かけ型、ポケット型） ・耳あな型補聴器（レディメイド、オーダーメイド） ・ＦＭ型補聴器など

※申請の前に購入された場合、助成はできません。事前にご相談ください。

資金の補助・貸付および住宅

生活福祉資金の貸付

生業費、住宅改修費、福祉用具購入費、就職支度費、技能習得費等に必要な資金の貸し付けを社会福祉協議会で行っています。
詳しい内容については、142～145 ページをご覧ください。

市営住宅の入居について

【問い合わせ先】 ㈱シンコー
（大村市営住宅及び共同施設指定管理者） TEL：20-7000
【所在地】 大村市東三城町９番地２ ツルパレス１階

◆市営住宅の入居（入居選考基準に適合する人）
障がいのある方がおられ、現在住宅に困窮している世帯に対し、市営住宅の入居抽選を２倍の確率で優遇します。

◆市営住宅の単身入居
障がいのある方は、単身であっても入居できる場合があります。

◆車いす向け住宅
市営住宅全体で、25 戸が対応しています。

◆心身に障がいのある方がいる世帯は、入居の収入基準が一般世帯より緩和される場合があります。

申請に必要なもの	・住民票 ・収入を証明する書類 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印かんほか

障害福祉サービス

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいのある方は、さまざまな障害福祉サービス等を受けることができます。
障害福祉サービス等には、在宅や通所などで利用するサービスと入所施設で行うサービスがあります。給付の種類として「介護給付」「訓練等給付」「障害児通所給付」に大きく分けられており、障がい者が「介護給付」を利用するには、障害支援区分認定が必要です。サービスの申請前に、障がい福祉課や相談支援事業所等にご相談ください。

対象者	障がい者（18 歳以上） ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （手帳をお持ちでない方でも対象となる場合があります。ご相談ください。） ・難病患者等 障がい児（18 歳未満） ・障害者手帳をお持ちの方 ・特別児童扶養手当を受給している方 ・支援の必要性が認められた方
利用料	原則１割負担　※世帯の所得に応じて、月額上限があります。
申請に必要なもの	・障害福祉サービス申請書（障がい福祉課窓口やホームページに様式があります） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・印かん（朱肉を使用するもの）　など

計画相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する際に、サービスの利用に関する意向や、心身の状況、家庭環境などの状況により、支給決定前に「サービス等利用計画案」または「障害児通所支援利用計画案」を相談支援専門員が作成することが、原則として全ての利用者に適用されます。

サービスの名称	内　　容
計画相談支援 （※利用料は必要ありません）	障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行います。

訪問・通所サービス

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

在宅で訪問を受けて利用したり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内　容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な方に、行動する時に必要な援護や外出時の移動の介護などをします。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などで介護できない場合に、短期間施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
障害児通所給付	児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に、日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	集団生活を営む施設に通う障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

日中活動支援

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で、常に介護が必要な人に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護やお世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や、社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する方で、一般企業等に雇用されることが見込まれる者に対して、一定の期間における生産活動や、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。
	就労継続支援	現時点では一般企業等で雇用されることが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。
	就労定着支援	一般企業に就職した方の就労の継続を図るため、関係機関と連絡調整を行うとともに、必要な相談、助言を行います。
	自立生活援助	居宅における自立した生活を営む上での各般の問題につき、定期的な訪問を行い、環境整備に必要な援助を行います。

居住支援

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

入所・入居施設など、居住の場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や、日常生活上の援助をします。

地域相談支援

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。

サービスの名称	内　　容
地域移行支援	障害者支援施設、救護施設、更生施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が、退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保などの支援を行います。 ※申請する場合は、施設の管理者又は病院のケースワーカーと事前に相談してください。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。

医療費の助成

障害者医療

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 156）

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がい者の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和４年４月１日）

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※健康保険に加入している方が対象です。 ※手帳の種類・等級によって、助成の内容が異なります。	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から、自己負担額（**診療日数 × 800 円 上限 1,600 円**）を差し引いた後、助成割合（障害の程度、世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。 ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝（**保険診療一部負担金**※1－高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額**） ×助成割合 ※１　病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

自立支援医療（更生医療）

【問い合わせ先】障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

身体に障がいのある方（18 歳以上）が手術によって障害を除去・軽減することで、日常生活を容易にすることが可能な場合に、その医療費を助成します。

※所得制限があります。※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方（18 歳以上） ※18 歳未満の児童は「育成医療」（42 ページ）の対象となります。
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
対象となる医療	・視覚障害（角膜移植、水晶体摘出術など） ・聴覚障害（人工内耳、外耳道形成術など） ・音声・言語・そしゃく機能障害（口腔に関する医療） ・肢体不自由（人工関節置換術など） ・腎機能障害（人工透析療法、腎臓移植および移植後の抗免疫療法など） ・心臓機能障害（弁形成、冠動脈バイパス、ペースメーカー埋込術など） ・小腸機能障害（中心静脈栄養法） ・免疫機能障害（抗ＨＩＶ療法、免疫調整療法など） ・肝臓機能障害（肝臓移植および移植後の抗免疫療法など）
申請に必要なもの	・申請書・同意書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・医師の意見書　　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の担当医師に作成してもらってください。 ・身体障害者手帳（写し） ・特定疾病療養受領証（写し）※人工透析療法を受けている方 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される方の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの ・印かん（朱肉を使用するもの）

自立支援医療（精神通院医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

精神疾患により、精神科などで通院治療を受ける場合に医療費の助成があります。
「指定自立支援医療機関」での通院治療が対象となります。
※所得制限があります。

対象者	精神疾患により、精神科などで通院治療を受けている方
助成内容	医療費の１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。 ※入院医療の費用・公的医療保険の対象とならない治療や投薬の費用（病院や診療所以外でのカウンセリングなど）・精神疾患と関係のない医療費は助成の対象とはなりません。
受給者証について	有効期限があります（原則として１年）。 １年毎に更新手続きが必要です。
申請に必要なもの	・申請書・同意書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・自立支援医療用診断書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の医師に作成してもらってください。 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される方の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの ・病院および薬局が確認できるもの（診察券や薬局の袋など名称と所在地が確認できるもの） ・印かん（朱肉を使用するもの）

自立支援医療（育成医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

身体に障害があるか、将来に障害を残すおそれのある病気の児童に対し、医療費の負担を軽減するものです。
この給付の対象となるのは指定医療機関における治療です。医療機関窓口での自己負担が原則として医療費の１割となります。所得により１か月当たりの自己負担上限額があります。
※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体に障害があるか、現存する病気を放置すると将来に障害が残ると認められ、手術などにより確実な治療効果が期待できると認められた１８歳未満の児童
助成内容	医療費の１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	・申請書 ・保護者の同意書　※指定様式によるもの。指定様式は障がい福祉課にあります。 ・医師の意見書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の医師に作成してもらってください。 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される児童の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ・印かん（朱肉を使用するもの）

県内の主な指定医療機関			
長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	長崎県立こども医療福祉センター	国立病院機構長崎医療センター

※県外の指定医療機関での治療も対象となりますので、お問い合わせください。

身体障がい者・難病患者向け支援

移動支援

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

１人での外出が困難な障がい者（児）の、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。（ただし、通勤、通院、通学など長期にわたる外出や経済活動やギャンブルなど社会通念上適当でない外出は除く）１日の範囲内での外出が原則です。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方（ただし、肢体不自由の１級で両上下肢に障がいを有すること） ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方　など
利用料	原則１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や障害の程度により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（持っているものすべて） ・印かん（朱肉を使用するもの）

※介護保険等、他のサービスの利用が適当な場合は、そちらが優先されます。

日中一時支援

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がい者（児）の日中における活動の場の確保や、家族の就労支援および一時的な介護負担軽減を目的とし、障がい者（児）を預かるサービスです。
※障害支援区分の調査が必要な場合があります。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障がい児において、サービスの利用が適当と認められた方　など
利用料	原則１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や障害の程度により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（持っているものすべて） ・印かん（朱肉を使用するもの）

※介護保険等、他のサービスの利用が適当な場合は、そちらが優先されます。

訪問入浴サービス

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

健康状態は入浴可能であるが、重度の障害のため、家庭において入浴が困難な方に訪問入浴車を派遣します。

利用料	原則１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・印かん（朱肉を使用するもの）

※介護保険の認定を受けている方は、介護サービスの適用が優先されます。

ヘルプマーク・ヘルプカード

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が身につけることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。
ヘルプカードは、氏名、住所、必要とする支援内容など、伝えたい情報を記入し、財布などに入れて所持できるカードです。
いずれも障がい福祉課、福祉総務課、こども家庭課で配布しています。
ヘルプマークの交付には申請が必要ですが、障害者手帳をお持ちでなくても配布可能ですので、希望される方は窓口でお知らせください。

車いすの貸出

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会　TEL：53-1351
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3 階

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

【問い合わせ先】 福祉総務課　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島 1 丁目 25 番地　（内線 151・155）

歩行困難な方が、外出などの理由で車いすを必要とする場合に、大村市総合福祉センターと大村市役所で車いすを無料で貸し出します。

貸出窓口	貸出期間
大村市社会福祉協議会	1 か月以内
障がい福祉課	1 週間以内
福祉総務課	

自動車の駐車禁止措置の緩和

【問い合わせ先】 大村警察署　TEL：54-0110
【所在地】 大村市森園町 34 番地 5

身体に一定の障がいのある方が運転する自動車は、公安委員会の指定する駐車禁止区域内の駐車が認められます。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方 ・上肢（1 級・2 級） ・下肢（4 級以上） ・体幹機能（3 級以上） ・内臓機能（3 級以上） ・免疫機能障害（3 級以上）　など ※その他細かな区分があります。
申請に必要なもの	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・印かんなど

》おもいやり駐車場制度（長崎県障害者等駐車場利用証制度）

※旧：パーキング・パーミット制度

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306

【所在地】 大村市本町４５８番地２

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいやけが、妊娠などで歩行が困難な方に対し、「長崎県障害者等用駐車場利用証」を交付します。妊産婦の方への交付は、こども家庭課でも行っています。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方 視覚（１～4 級）、平衡機能（3 級、５級） 肢体不自由　上肢（１級～２級）、下肢（１～６級）、体幹（1 級～5 級） 脳原性　上肢（1 級～2 級）、移動（１級～6 級）、 心臓、腎臓、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、呼吸器、肝臓機能障害（1～4 級） ・要介護者　要介護度１以上 ・難病患者　特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者 ・療育手帳をお持ちの方　Ａ1、Ａ2 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方　１級 ・妊産婦　母子健康手帳取得時～産後１年 ・けが人・病人等（使用期間があります）
申請に必要なもの	・利用申請書（窓口に指定様式があります） ・確認書類（下記のいずれかをお持ちください） 身体障がい者…身体障害者手帳 要介護者…介護保険被保険者証 難病患者…特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 知的障がい者…療育手帳 精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳 妊産婦…母子健康手帳 けが人・病人等…診断書（様式は任意。杖や車いすの使用期間が確認できるもの。）

視覚・聴覚障がい者向け支援

声の広報

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

視覚に障がいのある方で、希望される方に、「広報おおむら」（月１回発行）の音訳 CD の配布を行っています。

公文書の点字表記サービス

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

視覚に障がいのある方で、希望される方に、税金、上・下水道料金の納付書等の公文書について、点字による表記サービスを行っています。

手話通訳相談員の配置

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

聴覚に障がいのある方の各種相談に応じ、手話通訳や必要な指導助言を行うため、福祉総務課と障がい福祉課に手話通訳相談員を配置しています。

要約筆記者の派遣

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

公的機関や、医療機関または事業所等に行く必要があるときなど、障害により円滑な意思の疎通が難しいときに要約筆記者を派遣します。

対象者	聴覚や言葉に障がいのある方
申請に必要なもの	身体障害者手帳

手話奉仕員の派遣

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

【問い合わせ先】 福祉総務課　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　（内線 151・157）

公的機関や、医療機関または事業所等に行く必要があるときなど、障害により円滑な意思の疎通が難しいときに手話奉仕員を派遣します。

対象者	聴覚や言葉に障がいのある方
申請に必要なもの	身体障害者手帳

耳とことばの相談

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

耳、ことばに障がいのある方に対して、専門家による適切な指導訓練、聴力検査、補聴器やことばに関する相談、身体障害者手帳および補聴器の申請、軽度・中等度難聴児補聴器に関する相談を行います。

開催日時	第３土曜日　13：00 ～ 15：00 ※変更となる場合があります。事前にお問い合わせいただくか、大村市ホームページや広報紙などで確認してください。
場所	大村市本町 458 番地２　中心市街地複合ビル（プラットおおむら）４階
必要なもの	お持ちの方は、身体障害者手帳

音声機能障がい者の発声訓練

【問い合わせ先】 国立病院機構　長崎医療センター
5B 病棟耳鼻咽喉科（声友会）　TEL：53-3121
【所在地】 大村市久原２丁目 1001 番地１

咽頭摘出の手術により音声機能を失った方を対象として、食道発声や道具を使った発声訓練などを行います。

開催日時	第１・第３水曜日　13：30 ～ 16：00
場所	国立病院機構　長崎医療センター 入院棟５階　５Ｂ病棟　カンファレンス室

交通費の助成・割引

一人では外出困難な心身に障がいのある方が、容易に外出できるように、タクシー料金の一部またはガソリン代の一部を助成します。

福祉タクシー券の支給

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

心身障がい者が容易に外出できるようにタクシー料金の一部を助成します。

※530 円の券を 48 枚交付します。詳しくはホームページまたは障がい福祉課へお問い合わせください。

対象者	・身体障害者手帳の肢体不自由の個別等級が１級又は２級で、常時車いすを利用している方 ・視覚障害１級で、所得税非課税世帯の方 ※原則、視覚障がい者のみの世帯の方または日中の介護者がいない方 ・療育手帳をお持ちの方
申請に必要なもの	・身体障害者手帳（写し不可） ・療育手帳（写し不可）

福祉ガソリン券の支給

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

心身に障がいのある方で、自動車税の免除を受けられる方が、自家用車を利用して容易に外出できるように、ガソリン代の一部を助成します。

※1,000 円の券を５枚交付します。詳しくはホームページまたは障がい福祉課へお問い合わせください。

対象者 **※右の３つのいずれかに該当し、かつ自動車税の免除資格を有する方**	・身体障害者手帳の肢体不自由の個別等級が１級又は２級で、常時車いすを利用している方 ・視覚障害１級で、所得税非課税世帯の方 ※原則、視覚障がい者のみの世帯の方または日中の介護者がいない方 ・療育手帳をお持ちの方（Ａ１・Ａ２のみです）
申請に必要なもの	・身体障害者手帳（写し不可） ・療育手帳（写し不可） ・車検証など給油を希望する車両の番号が確認できるもの

タクシー料金の割引

【問い合わせ先】　各タクシー会社

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は 10%の割引を受けられます。
タクシーを利用する際に、該当する手帳を提示してください。回数制限はありません。

JR 旅客運賃の割引

【問い合わせ先】　JR 各駅

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方、および一部の介護者は 50%の割引を受けられます。
切符を購入する際に、ＪＲ窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
乗車する時にも必ず手帳をお持ちください。
※手帳の種類、乗車距離等により適用されない場合があります。

航空運賃の割引

【問い合わせ先】　各航空会社

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および一部の介護者には割引が適用される場合があります。
※ご利用の際は、割引の対象となるかどうか各航空会社にご確認ください。

船舶運賃の割引

【問い合わせ先】　各船舶会社

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および一部の介護者には割引が適用される場合があります。
※ご利用の際は、割引の対象となるかどうか各船舶会社にご確認ください。

バス運賃の割引

【問い合わせ先】　　各バス会社

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および一部の介護者は 50%の割引を受けられます。利用の際は該当する手帳を提示してください。

※割引運賃の 10 円未満の端数は切り上げとなります。

対象者	障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳第１種　……　本人と介護人１人 ・身体障害者手帳第２種　……　本人のみ ・療育手帳　Ａ１・Ａ２　……　本人と介護人１人 ・療育手帳　Ｂ１・Ｂ２　……　本人のみ ・精神障害者保健福祉手帳　１級　……　本人と介護人１人 ・精神障害者保健福祉手帳　２級・３級　……　本人のみ

有料道路の割引

【問い合わせ先】　障がい福祉課　　TEL：20-7306

【所在地】　大村市本町４５８番地２

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、有料道路を利用する場合に 50%以内の割引が受けられます。

※事前に手続きが必要です。

※他の割引制度との併用はできません。

※自動車の種類による要件があります。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方 ※第２種の方は本人が運転する場合に限ります。 ・療育手帳（対象は A1・A2のみ）をお持ちの方
申請に必要なもの	・運転免許証（身体障害者手帳第２種の方のみ） ・車検証（記録事項）または軽自動車届出済み証（原本） ※車両の登録をしない場合は不要です。 ・身体障害者手帳または療育手帳（コピーは不可） ・ＥＴＣカード ※障がい者本人名義、未成年の場合は親権者名義のもの　ＥＴＣを利用する場合 ・ＥＴＣ車載器管理番号が確認できるもの ・障がい者ご本人と車の所有者の関係確認のため、戸籍謄本（写し）を求めたり、リース契約をされている方はリース契約書の呈示をお願いする場合があります。

自動車に関係する助成

自動車の改造費助成

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

上肢や下肢または体幹機能に重度の障がいのある方が、自動車の操向装置および駆動装置を改造する際の経費について、10 万円を限度として助成します。ただし、障がいのある方本人が所有し、運転する自動車に限ります。 ※必ず改造を行った年度内に申請してください。

対象者	・市内に住所を有する方 ・身体障害者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が「上肢、下肢または体幹機能障害の１級または２級」の方 ※所得制限があります。 ※助成金の交付を受けたことがある方は、直近の助成金の交付決定の日から６年を経過していること。
申請に必要なもの	・運転免許証 ・改造見積書 ・所得証明書（必要な場合のみ） ・身体障害者手帳 ・車検証（写し） ・印かん（朱肉を使用するもの） ※この他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

自動車運転免許取得の助成

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

社会活動（就労または就学が見込まれる等）を目的として自動車運転免許の取得を希望する方に、教習料の３分の２（10 万円を限度として）を助成します。 ※必ず事前に申請してください。

対象者	・60 歳未満で、身体障害者手帳の等級が１～４級の方 ・市内に住所を有する方、または就学もしくは施設入所のため市外居住している方で出身世帯が市内にある方 ・前年の所得税が 14 万円以下の世帯に属する方
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・世帯全員の前年の所得税所得証明書またはこれに代わる書類（必要な場合のみ） ・教習費用等の見積書 ・運転適性相談結果票（内部障害の場合は否発行のため不要） ・印かん（朱肉を使用するもの） ※この他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

税金の控除・減免

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、その扶養者には税金の控除や減免があります。障がいの等級により「特別障害者」と「障害者」に分けられます。

特別障害者	・身体障害者手帳１級・２級 ・療育手帳 Ａ１・Ａ２ ・精神障害者保健福祉手帳１級など※
障害者	・身体障害者手帳３級～６級 ・療育手帳 Ｂ１・Ｂ２ ・精神障害者保健福祉手帳２級・３級など※

※上記の手帳以外でも該当する場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

所得税の控除

【問い合わせ先】 諫早税務署　　TEL：22-1370
【所在地】 諫早市永昌東町 25 番 45 号

本人に障がいがある場合、または障がいのある方を扶養している場合に、所得税の控除が受けられます。障がいのある方１人につき、次の額を所得の課税対象額から控除します。

対象者	控除額
特別障害者	40 万円　※同居特別障害者の場合は 75 万円
障害者	27 万円
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・その他、障がいの程度を示す証明書

※同居特別障害者：特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、「納税者」または「納税者の配偶者」もしくは「納税者と生計を一にする親族」と常に同居している方

市・県民税の控除

【問い合わせ先】 税務課市民税グループ　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　内線（122～124）

本人に障がいがある場合、または障がいのある人や障がいのある児童を扶養している場合に、市・県民税の控除が受けられます。障がいのある方１人につき、次の額を所得から控除します。

対象者	控除額
特別障害者	30 万円　※同居特別障害者の場合は 53 万円
障害者	26 万円

※同居特別障害者：特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族で、「納税者」または「納税者の配偶者」もしくは「納税者と生計を一にする親族」と常に同居している方

相続税の障害者控除

【問い合わせ先】 諫早税務署　TEL：22-1370
【所在地】 諫早市永昌東町 25 番 45 号

障がいのある 85 歳未満の方が財産を相続される場合、相続税額から次の算式によって控除されます。

対象者	控除額
特別障害者	（85 歳 － 現年齢） × 20 万円※
障害者	（85 歳 － 現年齢） × 10 万円※

贈与税の非課税

【問い合わせ先】 諫早税務署　TEL：22-1370
【所在地】 諫早市永昌東町 25 番 45 号

特別障害者を受益者とする財産（金銭・有価証券・その他）の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。
この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出してください。

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

【問い合わせ先】 ・自動車税種別割 ・自動車税環境性能割 ・軽自動車税環境性能割 県央振興局税務部 TEL：22-0508

【問い合わせ先】 軽自動車税（種別割） 税務課市民税グループ TEL：53-4111（内線 116・117）

一定の障がいのある方、障がいのある人と生計を一にする方が、もっぱら障がいのある方などの通学、通院、通所または生業のために利用する自家用自動車を対象として税金が減免されます。
減免できる自動車は、1 人の身体障がい者について 1 台に限ります。（軽自動車を含む。）
※事業用の自動車（緑ナンバーおよび黒ナンバー）は対象になりません。

申請に必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか ・運転免許証 ・車検証 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ただし、運転者によって必要なものが違いますので、詳しくは【問い合わせ先】までお問い合わせください。

さまざまな利用料の割引と免除

NHK 放送受信料の免除

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいのある方がいる世帯に対し、受信料が次のとおり免除されます。

全額免除	世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	次に該当する方が、世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳１級、または２級をお持ちの方 ※視覚障がい者または聴覚障がい者は１～６級 ・療育手帳のＡ１またはＡ２をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印かん（朱肉を使用するもの） ※大村市役所福祉総務課でも申請できます。（TEL： 53-4111）

電話番号案内料の免除

【問い合わせ先】 NTT 各支店・営業窓口
TEL：フリーダイヤル　0120-104174

一定の障がいのある方は、電話番号案内の際にかかる案内料が免除されます。ただし、おおむね５年毎に更新が必要です。※郵送での申込みになります。詳しくは【問い合わせ先】におたずねください。

対象者	・身体障害者手帳（視覚障害１～６級　肢体不自由１～２級） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳 （視力障害：特別項症～第６項症　上肢障害：特別項症～第２項症 聴覚障害：第２項症、第４項症 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害：第１項症、第２項症、第４項症）
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳 ・印かん（朱肉を使用するもの）

携帯電話基本料金・通話料金の割引

【問い合わせ先】　各携帯電話販売店

障害者手帳をお持ちの方に携帯電話の基本料金および通信料などの割引があります。
各携帯電話会社によって割引の内容が異なります。

対象者	障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳

大村市民プールおよび屋内プール利用料の割引

【問い合わせ先】　屋内プール　TEL：52-2322（12:00～21:00）
市民プール（夏期開園期間のみ）TEL：54-5842（10:00～18:00）

障害者手帳をお持ちの方は市民プール、屋内プールの利用料が割引となります。

対象者	障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
利用方法	施設を利用する時に手帳を掲示してください。

「シーハットおおむら」トレーニングルームの利用料免除

【問い合わせ先】 大村市振興公社 （※指定管理者） TEL：20-7200

障害者手帳をお持ちの方は「シーハットおおむら」のトレーニングルーム利用料が免除されます。

対象者	障害者手帳をお持ちの方で各トレーニング機器を安全に利用できる方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※体調不良が認められる方は除きます。
利用方法	事前に登録講習会を受けてください。 利用にあたっては予約が必要です。また、利用時には付添い人が必要になる場合もあります。 ※場合によっては登録や利用をお断りする場合があります。

各種入場料の割引

【問い合わせ先】 各利用施設にお問い合わせください

観光施設などによっては、障害者手帳をお持ちの方は入場料割引を受けられます。
対象となる手帳は各施設によって異なります。

選挙

郵便投票

【問い合わせ先】 選挙管理委員会 TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 341）

一定の障がいのある有権者の方については、郵便による不在者投票ができます。

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方で次に該当する方 両下肢、体幹、移動機能の障害の１級または２級 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の１級または３級 免疫、肝臓の障害の１級から３級まで ・戦傷病者手帳をお持ちの方で次に該当する方 両下肢・体幹の障害の特別項症から第２項症まで 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の特別項症から第３項症まで ・介護保険法第 12 条第３項の被保険者証の要介護区分が「5」の方
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳 ・介護保険の被保険者証

代理投票・点字投票

【問い合わせ先】 選挙管理委員会 TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 341）

身体の障害で、投票用紙に候補者の氏名等を書くことが困難な方は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所で申し出てください。
視覚に障がいのある方は点字投票を利用することができます。投票所で申し出てください。

3. 障がい者（児）の相談窓口・地域活動支援等施設

身体・知的・精神障がい者相談員の配置

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいのある方や、そのご家族の方の相談をお受けします。お気軽にご相談ください。
身体障害や知的障害、精神障害など障害の種類によって、相談員を配置しています。
相談員の連絡先については、障がい福祉課までお問い合わせください。

手話通訳相談員の配置

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

聴覚に障がいのある方の各種相談に応じ、手話通訳や必要な指導助言を行うため、福祉総務課と障がい福祉課に手話通訳相談員を配置しています。

耳とことばの相談

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

耳、ことばに障がいのある方に対して、専門家による適切な指導訓練、聴力検査、補聴器やことばに関する相談、身体障害者手帳および補聴器の申請、軽度・中等度難聴児補聴器に関する相談を行います。

開催日時	第３土曜日　13：00 ～ 15：00 ※変更となる場合があります。事前にお問い合わせいただくか、大村市ホームページや広報紙などで確認してください。
場所	大村市本町 458 番地２　中心市街地複合ビル（プラットおおむら）４階
必要なもの	お持ちの方は、身体障害者手帳

大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」

【問い合わせ先】 大村市地域生活支援センター　TEL：52-9974
ラフ・ラム　52-0690
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）３階

地域で生活する障がいのある方々が、地域の中でできるだけ自立し、生きがいのある生活を送れるよう様々な支援を行います。
日常的な相談への対応や、地域交流活動などを行うことにより、社会復帰と自立および社会参加の促進を図っています。必要に応じて、直接訪問してお話を伺います。

地域活動支援センター

【問い合わせ先】 障がい福祉課　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町４５８番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がいのある方で一般事業所の就労が困難な方が、地域社会の理解と協力を得ながら、作業やグループ活動を行い、豊かな社会生活を送れるよう支援します。

施 設 名	所 在 地	電話番号
アトリエぽれぽれ	大村市本町 413 番地２	５３－５５２１
大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」	大村市本町 458 番地２	５２－０６９０
地域活動支援センターTomo	大村市東三城町６番地１	５１－６３０３

大村市療育支援センター「ステップ」

【問い合わせ先】 大村市療育支援センター　ステップ　TEL：53-8200
【所在地】 大村市西三城町 138 番地

心身の発達に援助が必要な就学前の児童に対し、個々の発達の程度に合わせて、親子通園による集団療育を行います。
親子で楽しく触れ合う経験を増やすことにより、身体全体の発達を促すことや、基礎的認知力を高める遊びを行うことで、コミュニケーション能力の向上をはかります。

1．子どもの福祉制度

各種手当

児童手当

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの子どもを養育する全ての世帯を対象に、「児童手当」を支給します。　（令和４年６月１日）

<table>
<tr><td colspan="2">支給対象者（受給者）</td><td colspan="3">中学校修了まで※の子どもを養育している方
※15 歳に達した後の最初の３月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象となる子ども</td><td>支給額
（所得制限限度額未満）</td><td>支給額
（所得制限限度額以上・所得上限限度額未満）</td><td>支給額
（所得上限限度額以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>３歳未満</td><td>－</td><td>月額 15,000 円</td><td rowspan="4">年齢に関係なく一律
月額 5,000 円</td><td rowspan="4">支給なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３歳以上～
小学校修了まで</td><td>第１子・第２子</td><td>月額 10,000 円</td></tr>
<tr><td>第３子以降</td><td>月額 15,000 円</td></tr>
<tr><td>中学生</td><td>－</td><td>月額 10,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="3">※支給月…２月・６月・10 月
（各月の直前の４か月分を支給します。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請について</td><td>申請の時期</td><td colspan="3">出生や転入した日（前住所地で届け出た転出予定日）の翌日から 15 日以内
※期限を過ぎた場合、手当をもらえない月が発生しますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td colspan="3">・預金通帳（児童手当を受給する方名義のもの）
・健康保険証（児童手当を受給する方のもの）
・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの</td></tr>
</table>

※第１子の出生時だけでなく、第２子以降の出生時にも申請が必要です。

※転入時だけでなく、転出時にも届出が必要です。

児童扶養手当

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもについて、児童扶養手当を支給します。子どもが育成される家庭の生活の安定と自立促進を目的としています。

＜対象となる子ども＞

次の①～⑧のいずれかに該当する子ども（18 歳に達した後の最初の３月 31 日まで）

※一定の障害を有する場合は 20 歳未満になります。

①父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない子ども
②父または母が死亡した子ども
③父または母が重度の障がいの状態にある子ども
④父または母の生死が明らかでない子ども
⑤父または母から１年以上遺棄されている子ども
⑥父または母が保護命令を受けた子ども
⑦法令により、父または母が１年以上拘禁されている子ども
⑧婚姻によらないで生まれた子ども

＜支給対象者（受給者）＞　※受給できるのは次のいずれかの方です。

・対象となる子どもを監護している母
・対象となる子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている父
・父母以外の人で、父母にかわって対象となる子どもを養育している方

※所得、年金受給、施設入所などによる制限があります。
※監護：親権者として子の福利・厚生を考えて監督すること

＜支給について＞　（令和５年４月１日）

支給対象となる子ども	１人目	月額　44,140 円　～ 10,410 円　※所得によって異なります。
	２人目	月額　10,420 円　～　5,210 円　※所得によって異なります。
	３人目以降	一人につき 月額　6,250 円 ～ 3,130 円 ※所得によって異なります。
支給月		１月・３月・５月・７月・９月・11 月
申請に必要なもの		・戸籍謄本（１か月以内に発行されたもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

特別児童扶養手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護※している父または母、もしくは養育者	
申請に必要なもの	・戸籍謄本 ・診断書（指定様式）　※指定様式は障がい福祉課にあります。 ・通帳（父母等申請者名義のもの） ・印かん（朱肉を使用するもの） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類など	お持ちの方は ・身体障害者手帳 ・療育手帳
手当の支給制限	・所得および施設入所による支給制限があります。 ・児童が障害を事由とする公的年金を受け取ることができる場合、支給制限があります。 （児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当などとの併給は可能です。）	
支給額	1 級　月額　53,700 円 2 級　月額　35,760 円（令和 5 年 4 月現在）※4月、8月、11 月に支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

※監護とは、精神面及び経済面から、児童の日常生活において面倒を見ることです。

障害児福祉手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	在宅の精神、知的または身体に重度の障がいのある児童（20 歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とする方	
申請に必要なもの	・指定様式※による診断書 ※指定様式は障がい福祉課にあります。 ・通帳（対象児本人名義のもの） ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類 ・戸籍謄本、所得証明　※必要な場合があります。 ・印かん（朱肉を使用するもの）など	お持ちの方は ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
手当の支給制限	・所得および施設入所による支給制限があります。	
支給額	月額　15,220 円（令和 5 年 4 月現在）※2月、5月、8月、11 月に前月分まで支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

教育・保育等

教育・保育を希望する方

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

保護者の状況、乳幼児の年齢、利用したい施設により、次の３つの認定を行い各施設を利用していただきます。

１号認定　満３歳以上で教育を希望する方
　利用先：幼稚園、認定こども園（短時間部）
２号認定　満３歳以上で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方
　利用先：保育所、認定こども園（長時間部）
３号認定　満３歳未満で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方
　利用先：保育所、認定こども園（長時間部）、地域型保育事業

「保育の必要性」

対象者	家庭で保育できない就学前の子ども 保護者が下記の事由のいずれかに該当し、かつ、同居の親族やその他の人が保育できない場合になります。 ・就労している（自営・内職など自宅内での仕事も含みます。）。 ・妊娠中または出産後間がない。 ・病気やけがをしていたり、心身に障がいがある。 ・同居の親族（病人など）を常に介護している。 ・火災、震災、風水害などの災害復旧に当たっている。 ・求職活動中や就学中、職業訓練を受けている。 ・児童虐待・ＤＶを防止するために必要な場合。 ・育児休業をする際に、すでに保育所に入所している児童がいて継続利用が必要な場合。 ・その他、上記と同じような状態にあると認められたとき
保育料	・入所する子どもの年齢（2 歳児クラス以下の子ども）と世帯の課税状況によって決まります。３歳児クラス以上の子どもは無料です。 ・同じ世帯から２人以上の子どもが同時に保育所等を利用する場合には、第２子以降は無料となります※。 ※就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合に限ります。 （72 ページ参照）
申請に必要なもの	(1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書 (2)保育の理由別関係書類、利用者負担額（保育料）関係書類等

保育コンシェルジュ

大村市こどもセンター内に保育コンシェルジュを配置しています。保育コンシェルジュとは、それぞれのご家庭にあった保育施設の情報を提供する相談員です。
保育施設の入所選考の結果、入所が決まらなかった方に対し、個別電話や面談等で空きのある施設の提案を行ったり、保育施設選びに迷われている方に対し、特色ある保育や子どもの特性に合わせた園の紹介を行います。また、保育士の就労、復職に関するご相談もお受けしています。
なお、ご相談は予約制です。

☆このようなご相談は保育コンシェルジュまで

○大村市内にはどんな保育園があるの？
○自宅や職場近くの保育園を利用したいけれど園はどこにあるの？
○保育所、認定こども園、幼稚園などの違いって？

幼稚園

＜公立幼稚園＞

令和４年度末（令和５年３月）をもって全ての公立幼稚園を閉園しました。

＜私立幼稚園＞

３年保育（3、4、5 歳児）を行います。毎年 10 月頃に募集案内があります。仕事の都合等により夕方までの預かり保育も実施しています。入園受付は、各幼稚園で行っています。　（令和５年４月１日）

幼稚園名		所在地	電話番号	学級編成
私立	長崎星美幼稚園	大村市水主町２丁目６０９番地７	52-2473	３，４，５歳児
	向陽幼稚園	大村市西三城町１６番地	53-6262	
	大村聖母幼稚園	大村市植松２丁目７２２番地１	52-2048	

認定こども園

（令和５年４月１日）

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
放虎原こども園《公立》	大村市古賀島町１３３番地２６	52-3564		
認定こども園 昊天宮保育園	大村市竹松町７１３番地３	55-0922	○	
認定こども園 たんぽぽ園	大村市富の原２丁目８４番地３	55-3357		
かめりあ こども園	大村市富の原２丁目４１６番地	55-8301		
ひまわり認定こども園	大村市木場１丁目９９６番地１	53-9420	○	○
くじら認定こども園	大村市富の原１丁目１１１３番地１	55-0558		
認定こども園 わんぱくはうす	大村市赤佐古町２０３番地２	54-8862		
認定こども園 すずたこども園	大村市大里町３０番地３	54-2800		
フォルテ認定こども園	大村市寿古町８１２番地１１	47-6180		
認定こども園キッズランド	大村市原口町 591 番地１	47-9781		
いけだ認定こども園	大村市池田新町 763 番地 85	52-2244		
福重みょうせんじこども園	大村市福重町 142 番地 1	55-0703		
ふるまちこども園	大村市古町１丁目 33 番地３	54-3001		
松原リトルフォレストこども園	大村市松原本町 17 番地５	55-0835	○	
たけまつこども園	大村市大川田町 995 番地１	55-5575	○	
エミー認定こども園	大村市池田２丁目 925 番地 15	56-8388		

保育所

（令和５年４月１日）

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
三城保育所《公立》（※）	大村市西三城町１２番地	52-2257		
萱瀬保育園	大村市田下町１５７６番地２	55-7622	○	
植松保育園	大村市坂口町３７６番地１	54-5056	○	
久原保育園	大村市久原２丁目９３１番地２	53-1045	○	
三浦保育園	大村市日泊町７０９番地	53-5360	○	
わかば保育園	大村市竹松本町６８９番地２	55-0834		
常盤保育園	大村市徳泉川内町 500 番地 48	53-6051	○	○
諏訪保育園	大村市諏訪１丁目４５番地１	53-9602		
かたまち保育園	大村市片町１７５番地８１	53-9661		
新城保育園	大村市杭出津１丁目８４２番地２６	52-4152		
桜馬場保育園	大村市桜馬場１丁目２２７番地１	53-0787		
ゆりかご保育園	大村市須田ノ木町２８番地	54-1687	○	
かしのき保育園	大村市雄ヶ原１２９８番地２９	46-8886		
おひさま保育園	大村市木場１丁目９３７番地２	53-6871		
千木の森やまびこ保育園	大村市向木場町 1197 番地 1	50-0045	○	
サラナ保育園	大村市今村町 190 番地 1	51-6008	○	
ぷれり恵光保育園	大村市東大村２丁目 1614 番地 42	20-7100		
かめりあ天空の森保育園	大村市上諏訪町 1099 番地 1	46-5152		
このみ保育園	大村市古賀島町 50 番地 30	47-5449		
いるか保育園	大村市西大村本町 364 番地	52-4444		

（※）令和５年度の新規受け入れはなし（兄弟児除く）

地域型保育事業

（令和５年４月１日）

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
院内保育園さくら保育園	大村市古賀島町１３３番地２２ (大村市民病院)	42-4062		
たけまつちっち保育園	大村市大川田町３３８番地２	56-9811		
ちぎのもり保育園	大村市向木場町１１９７番地１	54-8455		
すこやか保育園	大村市杭出津１丁目８５３番地６	52-8686		
かめりあ保育園	大村市富の原２丁目 408 番地 1	55-8321		

３．子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
小規模保育園キッズホーム	大村市原口町５９１番地２	47-5240		
ちいさな保育園マーナ	大村市池田新町７３６番地１１	56-8822		
小規模保育所とみのはら保育園	大村市富の原１丁目 1255 番地８	55-9382	○	
小規模保育園まつぼっくり	大村市坂口町 373 番地 10	47-6230		
小規模保育所つぼみのおうち	大村市竹松本町 694 番地１	55-5670		
かめりあ三城保育園	大村市東三城町 11 番地４　１階	47-5490		
小規模保育園どんぐり	大村市坂口町 373 番地 10	47-6230		
かめりあ三城第二保育園	大村市東三城町 11 番地４　３階	47-5490		
かめりあ第二保育園	大村市富の原２丁目 408 番地１	55-8321		
かめりあ上諏訪保育園	大村市上諏訪町 1099 番地１	46-5152		

認可外保育施設

認可外保育施設の利用申込みについては、各施設へ直接お問い合わせください。　（令和５年４月１日）

施設名	所在地	電話番号
保育所ちびっこハウス県央園 ※現在、児童の受け入れは行っていません。	大村市皆同町２３１番地１ 第二昭和ビル１０１号	55－1681
向陽スマイリー保育園 ※現在、児童の受け入れは行っていません。	大村市西三城町１６番地	090-9792-3029
長崎星美保育事業所	大村市水主町２丁目 609 番地７	52－2473

●事業所内保育所（従業員のお子さんのみ利用できます。）

施設名	所在地	電話番号
長崎医療センターくるみ保育園	大村市久原２丁目 1001 番地１	48－5122
ヤクルト大村サービスセンター託児室	大村市古賀島町 211 番地６	54－8960
ヤクルト諫早サービスセンター託児室	大村市溝陸町 615 番地１	48－6282

企業主導型保育施設

企業主導型保育施設の利用申込みについては、各施設へ直接お問い合わせください。（令和５年４月１日）

施設名	所在地	電話番号
みなみの保育園	大村市東三城町 44 番地	56−8812
大川田キッズ保育園	大村市大川田町 423 番地２	56−8137
おろぐち保育園	大村市小路口町 294 番地１	46−6001
星のおか保育園	大村市向木場町 1263 番地１	56−8876
泉の里保育園	大村市本町 387 番地１	52−5150
ぱれっと保育園	大村市富の原２丁目 215 番地１	070-1255-6371

ベビーシッター等

施設名	連絡先
産後ケア　つむぎ	080-9108-1561
訪問型ベビーシッター　CHEERUP	公式 LINE ID：@178surgb
子育て応援プレイス　そのまま	090-9498-3608

利用者負担額（保育料）について

＜1 号認定＞

全ての児童は保育料が無料です。

※向陽幼稚園については、幼児教育の無償化（73 ページ）をご確認ください。

＜2 号・3 号認定＞

（単位：円）

	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分						３歳未満児		３歳以上児
	階層		区　分		子どものカウント		保育料		保育料
							標準時間	短時間	
2号認定　3号認定	1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		子ども全員を数えて、	第１子以降	0		0
	2	(B)	市民税非課税世帯で、	ひとり親世帯か障害者がいる世帯					
		B		(B)階層以外					
	3	(C)	市民税の税額控除前所得割額が、	48,600 円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯		第１子	9,000	8,900	
						第２子	0	0	
		C		48,600 円未満		第１子	19,000	18,800	
						第２子	9,500	9,400	
	4	(D1 ｱ)		48,600 円以上 57,700 円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯		第１子	9,000	9,000	
						第２子	0	0	
		D1 ｱ		48,600 円以上、57,700 円未満		第１子	30,000	29,600	
						第２子	15,000	14,800	
		(D1 ｲ)		57,700 円以上 77,101 円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯		第１子	9,000	9,000	
						第２子	0	0	
		D1 ｲ		57,700 円以上、77,101 円未満	保育施設に通う子どもだけを数えて、	第１子	30,000	29,600	
						第２子	0	0	
		D1 ｳ		77,101 円以上、97,000 円未満		第１子	30,000	29,600	
						第２子	0	0	
	5	D2		97,000 円以上、169,000 円未満		第１子	44,000	43,400	
						第２子	0	0	
	6	D3		169,000 円以上、301,000 円未満		第１子	55,000	54,200	
						第２子	0	0	
	7	D4		301,000 円以上、397,000 円未満		第１子	55,000	54,200	
						第２子	0	0	
	8	D5		397,000 円以上		第１子	55,000	54,200	
						第２子	0	0	

○　表の「子どものカウント」の数え方による第３子目以降は、全ての階層で無料です。
○　入所児童の年齢は４月１日時点の年齢で決定します。
○　同一世帯から２人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障がい児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合の保育料は、２人目以降無料になります。

幼児教育の無償化

令和元年 10 月 1 日から、主に 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償になりました。無償化の対象範囲や金額は、年齢、利用する教育・保育施設などの種類、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。なお、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

また、次に該当する保育サービスを利用している場合は、施設等利用給付各号（新 1・2・3 号）の認定を受けることで、無償化の対象となります。

○新 1 号認定　満 3 歳以上で教育を希望する方
　保育施設・事業：幼稚園（1 号認定に該当しないもの）
○新 2 号認定　満 3 歳以上で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方
　保育施設・事業：幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育
○新 3 号認定　満 3 歳未満で「保育の必要性」に該当し保育を希望する市民税非課税世帯の方
　保育施設・事業：幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育

「保育の必要性」

対象者	家庭で保育できない就学前の子ども 保護者が下記の事由のいずれかに該当し、かつ、同居の親族やその他の人が保育できない場合になります。 ・昼間就労している（自営・内職など自宅内での仕事も含みます。）。 ・妊娠中または出産後間がない。 ・病気やけがをしていたり、心身に障がいがある。 ・同居の親族（病人など）を常に介護している。 ・火災、震災、風水害などの災害復旧に当たっている。 ・求職活動中や就学中、職業訓練を受けている。 ・児童虐待・ＤＶを防止するために必要な場合。 ・育児休業をする際に、すでに保育所に入所している児童がいて継続利用が必要な場合。 ・その他、上記と同じような状態にあると認められたとき
保育料	以下の金額を上限として、保育料を支給します。 新 1 号：月額 25,700 円（現物給付） 新 2 号：（認可外保育等）月額 37,000 円（償還払い） （預かり保育）1 日あたり 450 円および月額 11,300 円（償還払い） 新３号：（認可外保育等）月額 42,000 円（償還払い） （預かり保育）1 日あたり 450 円および月額 16,300 円（償還払い）
申請に必要なもの	前年度市町村民税所得課税証明書（転入者） 保育ができないことを証明する書類など

一時預かり事業

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	就学前の子ども（保護者が仕事などにより一時的に家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育保育施設で保育を行います。 月曜日 ～ 土曜日（週３回、月 14 日まで利用できます。）
利用料金	１日あたり　1,200 円 ～ 2,500 円　※施設によって異なります。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。　※実施施設は 68～70 ページ参照

障がい児家庭の子育て支援事業（障がい児一時預かり事業）

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	心身に障がいがあるなど、特別な支援が必要な就学前の子ども （保護者が仕事などにより一時的に家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育保育施設で保育を行います。 月曜日 ～ 土曜日（週３回、月 14 日まで利用できます。）
利用料金	１日あたり　1,500 円 ～ 2,500 円　※施設によって異なります。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。　※実施施設は 68～69 ページ参照

４歳児発達支援相談事業（４歳児健診）

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	教育・保育施設の４歳児クラス（年中児クラス）に在籍する子ども
内容	発達障がい等により集団生活において支援が必要な子どもの早期発見及び就学に向けた支援を行います。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。

休日保育事業

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	一歳半から就学前の子ども（休日に保護者の仕事などにより家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育・保育施設で保育を行います。 ＜実施施設＞ 　泉の里保育園 　大村市本町 387 番地 1（電話　52-5150）
利用料金	無料
利用方法	こどもセンターへご連絡ください。

病児保育事業

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	大村市内在住で、病気療養中の０歳～小学校６年生までの子ども （保護者の仕事等により家庭で保育ができない場合）
内容	保護者が仕事やけが、病気などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に病気療養中の子どもの保育を行います。 ＜利用できる施設＞ ・野口内科こども医院　「ちいさな世界」病児保育室 　大村市西大村本町 264 番地（電話　52-2339） ・田川小児科　病児保育室　ひよこのおうち 　大村市東本町 343 番地 1（電話　52-4000） ・さわ小児科　病児保育　めだか 　大村市富の原 2 丁目 234 番地 1（電話　56-2288） 　月曜日 ～ 土曜日
利用者負担金	１日あたり　０円 ～ 2,000 円　※所得により金額が異なります。
利用方法	こどもセンター又は各施設にお尋ねください。

子育て短期支援事業

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

＜ショートステイ＞

対象者	保護者が一時的に家庭において養育できない子ども
内容	保護者が次のいずれかに該当し、一時的に家庭において養育できないとき、市が指定した施設を利用できます。 ・児童の保護者の疾病 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由 ・出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭療育上の理由 ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由 ・経済的問題等により緊急かつ一時的に母子の保護を必要とする場合 《実施施設》 ・大村子供の家　大村市原口町　591-2 ・光と緑の園（向陽寮・乳児院）　大村市西大村本町　127-3 ・こころホーム　森園町　1591-12
利用者負担金	１人１日あたり　０円　～　5,350 円　※所得により金額が異なります。 利用終了日（迎え時）に施設へ直接お支払いいただきます。
申請に必要なもの	印かん（朱肉を使用するもの） ※原則、利用希望日の２週間前までに、こどもセンターで申請が必要です。

＜トワイライトステイ＞

対象者	仕事などにより、平日の夜間又は休日に保護者不在となる子ども
内容	保護者が仕事などの理由によって、平日夜間（おおむね 16：00 ～ 22：00）や、休日に不在の場合、市が指定した施設を利用できます。 《実施施設》 ・大村子供の家　大村市原口町　591-2 ・光と緑の園（向陽寮・乳児院）　大村市西大村本町　127-3 ・こころホーム　森園町　1591-12
利用者負担金	１人１日あたり　０円 ～ 1,350 円　※所得により金額が異なります。 利用終了日（迎え時）に施設へ直接お支払いいただきます。
申請に必要なもの	印かん（朱肉を使用するもの） ※原則、利用希望日の２週間前までに、こどもセンターで申請が必要です。

放課後児童クラブ（学童保育）

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後および学校の休業日に児童館や児童センター、保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えるものです。
適切な指導により、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

対象者	仕事などで保護者が昼間家庭にいない、小学校１～６年生の子ども
保育料	各放課後児童クラブにより異なります。 各放課後児童クラブに直接お問い合わせください。
申込みについて	各放課後児童クラブに直接申し込んでください。

＜放課後児童クラブ＞　※NPO 法人で実施　　（令和５年４月１日）

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
おひさま	大村市木場１丁目 937 番地７	53-6871	旭が丘
スポキッズ松並校	大村市松並１丁目３３２番地６　２Ｆ	080-4756-5915	中央
スポキッズ古賀島校	大村市古賀島町 111 番地 39	080-4714-5915	放虎原
スポキッズ富の原校	大村市富の原１丁目 1279 番地１０９	080-4674-5915	富の原
いろり端きっず・二番館・三番館	大村市大川田町 423 番地 1	47-5603	竹松

＜放課後児童クラブ＞　※父母の会で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
いちご	大村市松原本町１７０番地７	55-5891	松原
福重	大村市福重町２３０番地	56-2563	福重
くさぶえ	大村市富の原１丁目１３９２番地１	55-1582	富の原
ほうこ	大村市古賀島町１３３番地２５	52-2194	放虎原
らっこ	大村市古賀島町１３３番地２６	50-0428	放虎原
ことら	大村市古賀島町１３３番地２６	50-0535	放虎原
さくらんぼ	大村市松並１丁目１２７５番地	52-3339	中央
ぶどう	大村市松並１丁目１２７５番地	54-7727	中央
三城	大村市西三城町１３８番地	52-0533	三城
三城第二	大村市西三城町１３８番地	50-2323	三城
とまと	大村市玖島１丁目６１番地	54-6438	大村
プチとまと	大村市玖島１丁目６１番地	54-1498	大村
くすのき	大村市古町２丁目４６４番地１	54-5408	西大村
西大村遊學館	大村市諏訪２丁目２２３番地１	52-7714	西大村
うきうき青空	大村市木場１丁目 120 番地 1	52-6422	旭が丘
ＦＲＩＥＮＤＳ	大村市本町４６５番地	53-3039	大村
キノコ	大村市杭出津１丁目 851 番地 1	54-7475	中央
Good Smile	大村市池田２丁目 333 番地２	53-8810	西大村

３．子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

＜放課後児童クラブ＞　※社会福祉法人で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
植松ニコピン	大村市坂口町３７６番地１	54-5056	西大村
ときわ学童１・２・３	大村市徳泉川内町５００番地５７	50-2303	旭が丘
すわん子	大村市諏訪１丁目６２０番地	50-2130	西大村
鈴っ子	大村市大里町３０番地３	49-5386	鈴田
第２鈴っ子	大村市大里町 30 番地３	49-5386	鈴田
ひまわりＡ・Ｂ・Ｃ	大村市木場１丁目９９７番地１２	20-8130	旭が丘
ゆめっこ	大村市宮小路１丁目４７３番地１０	55-7832	竹松
にんじん	大村市宮小路１丁目４７３番地１０	55-7832	竹松
かめりあ三城児童クラブ	大村市東三城町１１番地４　3F	47-5498	三城
かめりあ児童クラブＡ・Ｂ・Ｃ	大村市富の原２丁目 415 番地　2F	080-3176-4042	富の原
二丁目学童クラブ 富っ子・竹っ子	大村市富の原２丁目８４番地３	080-4411-3357	富の原
妙宣寺	大村市福重町 147 番地１	55-0703	福重
キッズホームゆりかご　A	大村市須田ノ木町 14 番地	53-5791	旭が丘
キッズホームゆりかご　B	大村市須田ノ木町 806 番地６	53-5791	旭が丘
寺子屋学童クラブ はあと・よつば	大村市富の原１丁目１２５８番地１	080-4283-1255	富の原
たけまつ学童なかよし・げんき	大村市大川田町 1026 番地１	080-3222-5575	竹松
第１三浦学童クラブ	大村市日泊町６１０番地１	48-8888	三浦
第２三浦学童クラブ※)	大村市日泊町７０８番地２	53-5360	三浦
泉の里学童クラブ	大村市東本町 583 番地	54-2107	三城
BASE CAMP IKEDA	大村市諏訪２丁目 517 番地６	47-6158	西大村
b＆gおおむら	大村市原口町 591 番地１	47-9421	富の原

※現在、児童の受け入れを行っていません。

＜放課後児童クラブ＞　※その他法人で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
福重まなびっこ	大村市皆同町５０８番地	51-7105	福重

助産

助産施設入所

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

対象者	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院して出産することができない妊産婦の方
内容	出産のために必要な入院費の助成 ＜利用できる助産施設＞ 独立行政法人国立病院機構　長崎医療センター 大村市久原２丁目 1001-1　（電話　52-3121）
申請に必要なもの	出産予定証明書（母子健康手帳） 健康保険証 所得課税証明書（必要に応じて）

児童家庭相談窓口

家庭相談員

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

大村市こどもセンターに家庭相談員を配置しています。

対象者	18 歳までの子どもおよびその保護者
内容	子育ての悩み、保護者の病気などの理由で子どもを育てられない、経済困窮、子どもの発達が気になる、その他子どもや家庭のさまざまな悩み、困りごとについて相談を受け、支援を行います。

大村市児童虐待専用通報ダイヤル

「何かおかしいな」「心配だな」と感じた時は、すぐにお電話ください。

◆大村市児童虐待専用通報ダイヤル
０９５７－５４－５８６８ （年末年始を除く　８：30 ～ 22：００）
※ 一刻を争う事態の場合は、１１０番へ　※

長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）
☎（24 時間対応）１８９　又は　０９５－８４４－６１６６

児童虐待を発見したり、疑いがあると思ったとき、市民には市や児童相談所に通告する義務があります。通告者の秘密は守られます。また、通告後に虐待ではなかったと判明した場合でも、罪に問われることはありません。
周囲の子どもの様子に「何かおかしいな？」と感じた時は迷わず電話をしてください。
通告を受けた場合には、他の様々な機関と連携をとりながら、すばやく適切な対応につとめます。

◆児童虐待とは、養育者が 18 歳未満の子どもに対して行う下記の行為をいいます。
- ●身体的虐待：暴力をふるう、激しく揺さぶる、戸外への締め出し、やけどを負わせるなど
- ●性 的 虐 待：わいせつな行為をすること、わいせつな行為を見せることなど
- ●ネグレクト（育児放棄・監護放棄）
  ：食事を与えない、不潔にする、保育所・幼稚園・学校に通わせない、病気になっても受診させないなど
- ●心理的虐待：暴言、無視や拒否、否定、子どもの目の前での家族への暴言暴力（DV）など

【問い合わせ先】こども家庭課　TEL：５４－９１００
【所在地】大村市本町４１３番地２　大村市こどもセンター内

子育て支援

地域子育て支援センター

【問い合わせ先】 こども政策課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

就学前の子どもと保護者を対象として、親子遊びおよび子育てに関する相談や情報提供などを行っています。

＜地域子育て支援センター＞　（令和５年４月１日）

センター名	所在地	電話番号	開所曜日・時間
こども未来館おむらんど （大村市民交流プラザ内）	大村市本町３２６番地１	47-6111	月・水・木・金（火曜日休館） 10：00～17：00 土・日・祝　10：00～18：00
にこにこ子育てサロン （認定こども園昊天宮保育園）	大村市竹松町７１３番地３	55-0922	月～金 10：00～16：00 土　10：00～12：00
わいわいらんど （認定こども園すずたこども園）	大村市大里町３０番地３	49-5388	火～金　10：00～15：00
ライオンキッズ（植松保育園）	大村市坂口町３７６番地１	54-5056	月～金　10：00～15：00
ひまわりキッズ （ひまわり認定こども園）	大村市木場１丁目９９６番地１	53-9420	月～金 9：30～12：30 14：00～16：00
こぱん （認定こども園たんぽぽ園）	大村市富の原２丁目８４番地３	090-1348-3357	月・火・金　9：30～14：30 水・木・土9：30～12：30
なつみかん（放虎原こども園）	大村市古賀島町１３３番地２６	52-3564	月～金 9：00～14：00
COME かめ広場 （かめりあこども園）	大村市富の原２丁目４１５番地	56-8309	月～金　9：00～14：00
わっはっはのへや （認定こども園わんぱくはうす）	大村市赤佐古町２０３番地２	54-8862	月・水・金　9：00～14：00
メロディー（フォルテ認定こども園）	大村市寿古町８１２番地１１	47-6180	火・水・木　9：00～14：00
泉の里キッズルーム （泉の里本町アーケード館）	大村市本町 387 番地１	52-5150	月・火・木・金（水曜日休館） 10：00～16：00 土・日・祝 10：00～17：00
はぐはぐキッズ （認定こども園キッズランド）	大村市原口町 591 番地１	47-9781	火・水・金 9：00～12：00
のびっこ （いけだ認定こども園）	大村市池田新町 763 番地 85	52-2244	月～金 10：00～11：00
どんぐりころころ （福重みょうせんじこども園）	大村市福重町 142 番地１	55-0703	火・木・金　10：00～11：30
くじら　わいわいひろば （くじら認定こども園）	大村市富の原１丁目 1113 番地１	55-0558	月・水・金 10：00～11：30
ハッピースマイル （ふるまちこども園）	大村市古町１丁目 33 番地３	54-3001	月・水・金 9：30～12：00
カンガルーの広場 （松原リトルフォレストこども園）	大村市松原本町 17 番地１	55-0835	火・木・金 10：00～11：30
たけのこ（たけまつこども園）	大村市大川田町 995 番地１	55-5575	水・木・土　9：30～12：30
のびっこエミー （エミー認定こども園）	大村市池田２丁目 925 番地 15	46-7550	月～金　10：00～11：00

子育てサポーター

近くに両親などの頼れる人がおらず、家事や育児で困っている方をサポートします。
※利用する場合は事前連絡が必要です。各団体へ直接お問い合わせください。

団体名	内容	利用日時	利用料金
ファミリーサポートいきいき大村 47-8666	子育て支援 産前産後の家事のお手伝い 沐浴	９時～１７時 時間外は要相談	平日家事支援 ・組合員（１時間）1,700 円 ・組合員（時間外）2,000 円 沐浴 ・組合員（１時間）2,200 円 ・組合員（時間外）2,600 円 ※別途交通費が必要です。 ※土・日・祝は別料金
大村市シルバー人材センター 52-5225	家事援助	電話での打ち合わせ対応可	１時間 929 円～

家でも学校でもない第三の居場所

市内の小学校に通う支援を必要とする小学生に対し、家庭及び学校の他に「子どもの居場所」を提供し、学習支援や生活習慣の形成支援、体験活動の提供、相談支援を行います。
多くの子どもと集団行動することで、人や社会と係る力を伸ばし、自己肯定感や自己有用感を高めさせ、子どもが自立する力を養います。

施設名	b&g おおむら
所在地	大村市原口町５９１番地１　　電話番号（47-9421）
利用料金	無料　※土曜日も利用する場合は料金がかかります。
利用方法	直接、施設へご連絡ください。

その他の児童福祉施設

（令和５年４月１日）

施設の種類	施設名	所在地	電話番号
児童館	ひまわり児童館	大村市木場１丁目１２０番地１	50-2722
	昊天宮児童コミュニティセンター	大村市宮小路１丁目４７３番地１０	55-7832
児童厚生施設	辻田児童遊園	大村市杭出津２丁目６５６番地１	－
	杭出津児童遊園	大村市杭出津２丁目１４５９番地	－
児童養護施設	大村子供の家	大村市原口町５９１番地２	55-8319
	光と緑の園　向陽寮	大村市西大村本町１２７番地３	53-7415
乳児院	光と緑の園　乳児院	大村市西大村本町１２７番地３	53-7418

大村市療育支援センター「ステップ」

【問い合わせ先】　大村市療育支援センター　ステップ　TEL：53-8200
【所在地】　大村市西三城町 138 番地

心身の発達に援助が必要な就学前の児童に対し、個々の発達の程度に合わせて、親子通園による集団療育を行います。
親子で楽しく触れ合う経験を増やすことにより、身体全体の発達を促すことや、基礎的認知力を高める遊びを行うことで、コミュニケーション能力の向上をはかります。

ヤングケアラーの相談窓口　子どもの居場所「まつなぎや」

【問い合わせ先】　こどもの居場所「まつなぎや」　TEL　080-4285-0279
【所在地】　大村市竹松町 1000-22

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うような家事や家族のケアを日常的に行う 18 歳未満の子どものことを差します。
ヤングケアラーやその家族に対して、相談受付及び支援（子どもの居場所の提供）を行います。
※子どもの居場所として予約なしで利用できます。

２．ひとり親家庭および寡婦の福祉制度

母子・父子自立支援員の配置

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：　54-9100
【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

母子家庭の母・父子家庭の父および寡婦を対象に、自立のための相談や支援を行う母子・父子自立支援員をこどもセンターに配置しています。

対象者	・母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に子どもを扶養している方） ・父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に子どもを扶養している方） ・寡婦
内容	自立に必要な情報提供および相談を行います。 職業能力の向上、および求職活動に関する支援を行います。 ・母親・父親の就職支援 ・子どもの教育支援 ・母子・父子寡婦福祉資金の貸付 ・資格取得などの支援

ひとり親家庭等の日常生活支援　（長崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業）

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：　54-9100
【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

ひとり親（母子・父子）家庭または寡婦に対し、病気や就職活動などで一時的に生活に支障がある場合に家事、保育サービスなどを行います。

＜日常生活支援事業＞

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦
内容	・家庭生活支援員の派遣　　※一時的な生活援助、家事、介護その他の日常生活の便宜 ・一時的な子育て、保育サービス
負担金	１時間あたり　０円　～　300 円　＊所得により異なります。

※利用にあたっては、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。

母子・父子家庭の自立支援給付金

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の母・父の自立支援として給付金を支給します。
事前（申込みをする前）に、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。

＜自立支援教育訓練給付金＞
経理事務・介護福祉士など指定された教育訓練についての助成です。　（令和５年４月１日）

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準の方　※その他条件あり
内容	対象講座を受講して修了した場合、受講料の 60%に相当する額を支給します。 ①雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象講座 （上限：20 万円、下限：12,001 円） ②雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象講座 （上限：修行年数×40 万円（最大 160 万円）、下限：12,001 円）

＜高等職業訓練促進給付金＞
看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格取得についての助成です。これらの資格取得を目的に１年以上修業する場合に、給付金を支給することで、生活費の負担を軽減するものです。（※支給期間は４年以内）
※養成機関のカリキュラムを修了した際には、修了支援給付金が支給されます。　（令和５年４月１日）

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準の方　※その他条件あり
内 容	高等職業訓練促進給付金　月額 100,000 円　（課税世帯は 70,500 円） ※修業期間の最後の 12 月は月額 140,000 円（課税世帯は 110,500 円） 修了支援給付金　50,000 円（課税世帯は 25,000 円）

※高等職業訓練促進基金の貸付制度（県社協）

★長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付制度があります。

（対象）長崎県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、母子父子寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受けている者。
（貸付限度額）①入学準備金　50 万円以内（養成校に入学したとき）
②就職準備金　20 万円以内（養成校の課程を修了し、資格を取得したとき）
※条件による返還の免除規定あり。

資金の貸付

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の経済的自立や、子どもの福祉を増進するために、資金を貸し付けます。
事前に、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。
各貸付は、長崎県母子父子寡婦福祉資金審査会を通じて決定されます。

＜母子父子福祉資金＞

対象者	配偶者のない女子・男子で 20 歳未満の子を扶養している方、およびその子ども
内容	資金を貸し付けます。 ※資金の種類と内容については次ページに掲載しています。
申請に必要なもの（資金の種類によって異なります。）	・住民票謄本 ・所得証明書、直近３か月分の給与明細、預金通帳 ・印かん（朱肉を使用するもの） ※事前に、相談希望日をお電話ください。

＜寡婦福祉資金＞

対象者	配偶者のいない女子で、子どもを扶養していたことのある方
内容	資金を貸し付けます。 ※資金の種類と内容については次ページに掲載しています。
申請に必要なもの（資金の種類によって異なります。）	・住民票謄本 ・所得証明書、直近３か月分の給与明細、預金通帳 ・印かん（朱肉を使用するもの） ※事前に、相談希望日をお電話ください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

（令和４年４月１日～）

資金種類	資金利用者	内容	貸付限度額（円）	償還期限	措置期間	利子	連保の有無
事業開始	母・父・寡婦	事業（例えば洋裁・軽飲食など）を開始するために必要な設備、機械などの購入資金	3,140,000円	7年	貸付後1年	0%	有
	母子・父子福祉団体		4,710,000円			1.0%	無
事業継続	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金	1,570,000円	7年	貸付後 6ヶ月	0%	有
	母子・父子福祉団体		1,570,000円			1.0%	無
修学	児童・子	高校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金	別表１のとおり	20年 専修学校（一般課程）5年	修学終了後 6ヶ月	0%	×
就学支度	児童・子	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校または専修学校に入学に際して必要な被服などの購入に必要な資金	別表２のとおり	就学（大学、高校等）20年 修業5年	修学終了後 6ケ月	0%	×
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金	月額　68,000円 （特別一括　816,000円） （自動車免許取得　460,000円）	20年	知識技能習得後1年間	0%	有
						1.0%	無
修業	児童・子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 ※自動車免許は最終学年のみ対象	月額　68,000円 （自動車免許取得　460,000円）	20年	知識技能習得後1年間	0%	×
就職支度	母・父・寡婦 児童	就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金	100,000円 （特別　330,000円） （うち自動車購入分 230,000円）	6年	貸付後 1年間	0%	有
						1.0%	無
						0%	×
医療介護	母・父・寡婦 児童（介護除）	短期（期間が1年以内）の医療または介護を受けるために必要な資金	医療　340,000円 （特別　480,000円）	5年	医療期間満了後6ケ月	0%	有
			介護　500,000円			1.0%	無
生活	母・父・寡婦	短期（期間が1年以内）の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金	月額　105,000円 （特別一括　315,000円）	医療5年	終了後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無
				失業5年	貸付後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無
		配偶者のいない女子・男子となって7年未満の者が生活を安定させるための資金 （生活安定期間※１）	母・父が生計中心者でない場合は 月額　70,000円 （特別一括　210,000円）	安定8年	貸付後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無
		技能習得期間中の生活を維持するための資金	技能月額　141,000円	技能20年	習得後 6ケ月	0%	有
			（特別一括　423,000円）			1.0%	無
住宅	母・父・寡婦	現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金	1,500,000円 （災害　2,000,000円）	6年 災害7年	貸付後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無
転宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金	260,000円	3年	貸付後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無
結婚	母・父・寡婦	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年	貸付後 6ケ月	0%	有
						1.0%	無

※連保の有無の欄について、連帯保証人の有無に関わらない場合は「×」とする。

※貸付限度額等は、変更になる場合があります。詳しくは、こども家庭課にご確認ください。

※１　生活安定貸付期間中の貸付金額の合計額の上限については 2,520,000 円

別表１　（修学資金の貸付限度額）　　限度額は１学年の場合

学校区分		貸付月額	
		自宅通学	自宅外通学
高校・専修学校（高等課程）	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
専修学校（専門課程）	国公立	67,500円	78,000円
	私立	89,000円	126,500円
短大	国公立	67,500円	96,500円
	私立	93,500円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,500円
	私立	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	
専修学校（一般課程）		51,000円	

別表２　（就学支度資金の貸付限度額）

学校区分		１回の貸付額	
		自宅通学	自宅外通学
小学校（非課税者）		64,300円	
中学校（非課税者）		81,000円	
修業施設（中学校卒業）		150,000円	160,000円
修業施設（高校卒業）		272,000円	282,000円
専修学校（一般課程）		150,000円	160,000円
高校・専修学校（高等課程）	国公立	150,000円	160,000円
	私立	410,000円	420,000円
大学・短大・高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	410,000円	420,000円
	私立	580,000円	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	

交通費の割引

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

児童扶養手当の支給を受けている世帯に対して、ＪＲ通勤定期乗車券割引制度があります。

＜ＪＲ通勤定期乗車券の割引制度＞

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方 ※学生の通学は除きます。
内容	通勤定期乗車券が 30%割引で購入できます。
申請に必要なもの	特定者資格証明書 ※印かん・写真(縦４センチ×横３センチ)・児童扶養手当証書(写し)・通勤の使用目的がわかるもの（保険証など） 特定者用定期乗車券購入証明書 ※こどもセンターで所定の申込書に記入し、市長の証明を受けた上で、ＪＲ乗車券を購入してください。

３．母子の保健制度（妊娠期から乳幼児期まで）

母子健康手帳の交付

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

妊娠の診断を受けた方は、こどもセンターの窓口で妊娠届をしてください。母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠時の経過、出産の状態、生まれた子どもの発育経過、予防接種歴などを記録するものです。妊娠や育児についての情報や医療制度なども記載されています。子どもの健康を守るために大切なものです。

※他の市町村から転入された場合も届け出てください。健診受診票の交換などが必要です。

＜母子健康手帳で受けられるもの＞

- 妊婦一般健康診査受診票の交付
- 乳児一般健康診査受診票の交付
- 妊娠期から出産までの健診などの説明
- 妊娠中の生活の注意点や妊娠中の不安・悩みの相談

その他いろいろな情報の提供を受けられます。

各種健診

健康診査（妊婦・乳児）

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

身体の異常を早期に発見し、適切な指導を行うために、一般の医療機関で健康診査を行います。

対象者	・妊婦：一般健康診査 14 回　　精密健康診査１回（必要に応じて） 双子（多児）以上を妊娠されている方：一般健康診査 14 回＋一般健康診査５回分 ・産婦：産後２週間、産後１か月 ・乳児：一般健康診査２回（３～６か月児、９～11 か月児） 精密健康診査２回（必要に応じて）
健康診査を受けるには	一般健康診査：母子健康手帳交付時に配布する受診票を医療機関に提出します。 精密健康診査：こどもセンターに申し出て受診票をもらい、医療機関に提出します。

先天性代謝異常検査など（新生児）

【問い合わせ先】 長崎県こども家庭課　　TEL： 095-895-2442
【所在地】 長崎市尾上町３番１号

先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見をはかるため、血液による検査を行います。

対象者	新生児　（出産後５～７日ごろ）
検査を受けるには	母子健康手帳の別冊につづり込まれた申込書を、出産した医療機関に提出してください。 検査料は無料ですが、採血料は自己負担になります。

新生児聴覚検査

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な支援が行われるよう聴覚検査を行います。

対象者	新生児
検査を受けるには	出産した医療機関にて検査を受けてください。 検査料のうち 3,000 円を市が助成します。ただし、県外の医療機関で検査を受けた場合は、助成対象外となります。

健康診査（１歳６か月児・３歳児）

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

心身の異常を早期に発見し、適切な指導および支援を行うために、一般健康診査および歯科健康診査を実施します。必要な時には精密健康診査を行います。
健やかな心身の発達を目指し、臨床心理士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる助言・指導を行います。

対象者	・１歳６か月児健診　（１歳７か月～） ・３歳児健診　（３歳６か月～）
持参するもの	母子健康手帳 健診票など ※対象者には、こどもセンターから事前に通知します。

予防接種

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

＜定期予防接種（無料）＞

個別接種（年間を通じて接種できます。体調の良い時に指定医療機関に直接予約し、母子健康手帳を持参の上、接種してください。）

予防接種の種類	対象年齢	回数・間隔
ＢＣＧ（結核）	生後１歳未満	１回
四種混合 （百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）	生後２か月～90 か月未満	１期初回：20 日以上の間隔で３回 １期追加：１期初回接種終了後６か月以上おいて１回
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	11 歳～13 歳未満	１回
麻しん風しん混合（MR） ※麻しん（はしか）、風しんの単抗原ワクチンは任意接種	１期：生後 12 か月～24 か月未満（１歳児）	１回
	２期：小学校就学前の１年間	１回
日本脳炎	１期（初回接種）： 生後６か月～90 か月未満 （３歳くらいまでに）	６日以上の間隔で２回
	１期（追加接種）： 生後６か月～90 か月未満 （４歳ごろに）	初回接種後６ヶ月以上の間隔をおいて１回
	２期：９歳～１３歳未満	１回

予防接種の種類	接種開始時期	回数	接種間隔
ヒブワクチン （細菌性髄膜炎）	生後２か月～７か月未満	４回	初回接種：２７日以上の間隔で３回接種 追加接種：３回目の接種後、７か月以上の間隔をおいて１回接種
	生後７か月～１２か月未満	３回	初回接種：２７日以上の間隔で２回接種 追加接種：２回目の接種後、７か月以上の間隔をおいて１回接種
	１歳～５歳未満	１回	
小児用肺炎球菌ワクチン	生後２か月～７か月未満	４回	初回接種：２７日以上の間隔で３回接種（２歳までに） 追加接種：３回目の接種後 60 日以上の間隔をおいて１歳以降に１回接種
	生後７か月～１２か月未満	３回	初回接種：２７日以上の間隔で、２歳までに２回接種 追加接種：２回目の接種後 60 日以上の間隔をおいて、１歳以降に１回接種
	１歳～２歳未満	２回	60 日以上の間隔で２回接種
	２歳～５歳未満	１回	
B 型肝炎	生後 1 歳未満	３回	２回目：1 回目から 27 日以上の間隔をあける ３回目：1 回目から 139 日以上の間隔をあける
水痘	１歳～3 歳未満	２回	１回目の接種終了後、３か月以上(標準的には６か月～12 か月)の間隔をおいて１回接種
子宮頸がん （サーバリックス）	小学校６年生～高校１年生相当の年齢の女子 ※H9.4.2～H20.4.1 生まれの女子は、R7.3.31 まで予防接種可	３回	１か月の間隔をおいて２回接種した後、１回目から６か月以上の間隔をおいて１回接種
子宮頸がん （ガーダシル・シルガード）			２か月の間隔をおいて２回接種した後、１回目から６か月以上の間隔をおいて１回接種
ロタウイルスワクチン	生後６週～24 週 (ロタリックス)	２回	27 日以上の間隔で２回接種
	生後６週～32 週 (ロタテック)	３回	27 日以上の間隔で３回接種

<任意予防接種>

一部助成で接種できるもの

予防接種の種類	対象年齢	回数
インフルエンザ （一部助成）	生後６か月～小学６年生	２回
	中学生	１回
骨髄移植等により定期予防接種の再接種が必要となった方の再接種費用	20 歳未満（ワクチンより接種上限あり）	各ワクチンの接種回数

訪問指導・各種相談・教室

赤ちゃん訪問事業

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

乳児の順調な発達を支援し、育児への悩みの相談や、子育ての情報を提供するために、保健師、助産師、母子保健推進員が家庭を訪問します。

対象者	生後２か月ごろの乳児 ※出産されたら母子健康手帳交付時に交付する出生連絡票をこどもセンターまたは国保けんこう課へ提出してください（電話でも可）。
内容	身体測定や発達の様子を確認したり、保護者の方の話をお聞きします。

※赤ちゃん訪問の時に絵本をプレゼントします。（☆こころはぐくむ絵本事業）

訪問指導

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

養育上必要がある場合、保健師等が家庭を訪問し指導等を行います。

対象者	妊産婦および乳幼児
内容	保健師が、妊娠中から出産後の母親の体調管理を含め、乳幼児の発育発達支援や育児相談、子育ての情報提供などを行います。

ことばと心の相談室（個別）

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：　54-9100
【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

ことばの発達などが気になる就学前の子どもや、育児などでお困りの方を対象として、個別に専門的な相談をお受けします。

対象者	ことばの発達の遅れなどがある就学前の子ども 育児でお困りの方
内容	言語聴覚士や臨床心理士などによる専門的な相談を行います。
開催日時場所	こどもセンター ことばの相談：第２月曜日・第４月曜日の午後 こころの相談：第４月曜日の午後 ※奇数月は第３月曜日も実施。 ※予約制です。事前に申し込みをしてください。 ※初回時に母子健康手帳を持参してください。（ことばの相談） ※来所時にのびのびファイルを持参してください。（ことばの相談・心の相談） ※日程が変更する場合があります。

乳幼児すくすく健康相談

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：　54-9100
【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

生後４か月ごろから就学前までの親子を対象に、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士による健康相談（発育・食事・育児のポイント等）を行います。※予約制です。

対象者	生後４か月ごろから就学前の子どもと保護者
内容	身体測定・育児相談・栄養相談・歯科相談
開催日時場所	こどもセンター：偶数月１回 （乳幼児相談）　受付　午前の部　９：30 ～　11：00 午後の部　13：30 ～　15：00 ※歯科相談は午後のみです。
	郡地区公民館：　奇数月１回 （乳幼児相談）　受付　13：30 ～ 15：00
必要なもの	母子健康手帳

離乳食教室

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２ 大村市こどもセンター内

管理栄養士による離乳食のお話や試食、離乳食レシピの提供を行っています。
※予約制です。

	初期	後期
対象者	離乳食をこれから始める方 離乳食を始めたばかりの方	10 か月前後のお子さんがいる方
内容	管理栄養士による離乳食のお話・離乳食レシピの提供	
開催日時場所	こどもセンター 受付 10:20 ～ 10:30 毎月１回 10：30 開始	こどもセンター 受付 10：20 ～ 10：30 毎月第２金曜日 10：30 開始
必要なもの	母子健康手帳	母子健康手帳 初期で使用した冊子（お持ちの方のみ）

妊娠相談

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２ 大村市こどもセンター内

助産師や保健師などが相談をお受けしています。

対象者	不妊症・不育症に関する悩みなどお持ちの方
内容	不妊症・不育症に関する相談や情報の提供を行います。

産後ケア事業

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：54-9100
【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

出産後に頼れる人がいないお母さんと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

対象者	次の１から４の要件を満たす方 １．大村市に住所がある方 ２．産後１年未満の方 ３．家族から十分な育児の援助が受けられない方 ４．産後心身の不調または育児不安がある方
内容	お母さんの産後の体調管理とケア、授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方等について相談、サポートを行います。母子で宿泊して利用する「宿泊型」、母子で通う「通所型」があります。 利用回数　宿泊型、通所型合わせて７日以内 利用者負担金 宿泊型：市民税課税世帯は 3,700 円、非課税世帯・生活保護世帯は無料 通所型：市民税課税世帯は 1,200 円、非課税世帯・生活保護世帯は無料 利用できる施設　大村中央産婦人科、レディースクリニックしげまつ ※利用方法など詳細はこども家庭課へお問い合わせください。

4. 医療費の助成、夜間初期診療

夜間初期診療

大村市夜間初期診療センター

【問い合わせ先】 国保けんこう課　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　（内線 152）

市の委託により大村市医師会が運営する夜間初期診療センターです。
夜間に具合が悪くなったり、比較的軽症の場合に受診できます。
専門的な治療が必要な場合には、センターから長崎医療センターまたは市立大村市民病院へ紹介します。

診療科目	内科および小児科
診療範囲	初期診療
診療日	毎日（年中無休）
診療時間	１９：００ ～ ２２：００
診察医師	大村市医師会、長崎医療センター、市立大村市民病院の医師
診療場所	**大村市こどもセンター内（大村市本町 413 番地２）**
電話	**５４－９９１１**
持参するもの	健康保険証 お薬手帳など、服用している薬の内容が分かるもの

※22:00 以降は、長崎医療センター（52-3126夜間受付）へお願いします。

受診の際は、必ず事前に電話で症状をご連絡ください。
大村市夜間初期診療センターは救急診療のためのものです。
早くから症状がある場合には、かかりつけ医の診療時間内に受診をお願いします。
お薬の処方は、原則として、１日分もしくは休日分となります。

医療費の助成

＜福祉医療制度＞

- 子ども医療　☞ P106 をご覧下さい。
- 母子・父子医療　☞ P107 をご覧下さい。
- 寡婦医療　☞ P108 をご覧下さい。
- 未婚の女子医療　☞ P109 をご覧下さい。
- 寡男医療　☞ P110 をご覧下さい。

＜その他の医療費助成制度＞

- 自立支援医療（育成医療）　☞ P114 をご覧下さい。
- 未熟児養育医療　☞ P115 をご覧下さい。
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度　☞ P116 をご覧下さい。
- 大村市不育症支援対策　☞ P117 をご覧下さい。

4. 市民のための保健事業

健康講座

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 141・171）

対象者	おおむね 20 歳 ～ 64 歳の方
内容	生活習慣病の予防、その他の健康に関する日常生活上の心得、栄養、運動、こころの健康など、健康に関する講座を開催します。

健康相談・訪問指導

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 141・171）

健康問題を抱える方およびその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談を保健師・管理栄養士が行っています。健康面で気になることがあれば気軽に相談してください。

対象者	おおむね 20 歳 ～ 64 歳の方
相談日時	８：30 ～ 17：15（随時）　※場所：国保けんこう課、ご自宅など

U40(若年者)健診・特定健診・後期高齢者健診・保健指導

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 145・171）

自覚症状なく進行する生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）を早期に予防するために、年に一度、必ず受診しましょう。

＜健診＞

対象者	・特定健診、U40（若年者）健診 大村市国民健康保険に加入している 19～74 歳 ・後期高齢者健診 後期高齢者医療保険に加入している市民
健診内容	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・診察
自己負担金	無料　※特定健診・U40（若年者）健診は受診券が必要です
受診方法	指定医療機関で受診する「個別健診」か、公民館や住民センターなどで受診する「集団健診」のどちらかを選ぶことが出来ます。
予約方法	・個別健診：希望の指定医療機関へ ・集団健診：国保けんこう課へ電話予約、または市公式 LINE（ライン）

「個別健診」の指定医療機関や「集団健診」のスケジュールは、市広報４月号と一緒に配布している「健康のしおり」や市ホームページで確認いただけます。

＜保健指導＞

上記健診を受けた方を対象に、健診結果の見方や生活習慣の改善方法をアドバイスします。
健診結果で気になることがあれば気軽に相談してください。
なお、事前の申し込みが必要です。（申込時間：平日の８：30～17：15）

対象者	U40（若年者）健診、特定健診、後期高齢者健診を受けた方
相談日時	８：30 ～ 17：15　（随時）　※場所：国保けんこう課など

がん検診・その他の検診

生活習慣病予防に着目した特定健診・後期高齢者健診と違い、ある特定の病気にかかっていないかを調べるのが「検診」です。
初期の段階で自覚症状がほとんどない病気は、定期的に検診を受けて、早期に発見し、早期に治療を開始することが大切です。
がん検診は、加入されている医療保険の種類に関係なく、大村市民の方であればどなたでも受けることができます。その他の検診も様々な対象の方が受診できます。

＜がん検診＞　※対象年齢は年度末（3 月 31 日）現在

① 胃がん検診

対象者	40 歳以上の方
検診内容	問診・エックス線バリウム検査または胃カメラ検査（胃カメラは個別健診のみ）
自己負担金	（個別健診）1,400 円　（集団健診）700 円

② 結核・肺がん検診

対象者	40 歳以上の方（65 歳以上は結核検診を兼ねます。）
検診内容	問診・胸部エックス線検査
自己負担金	150 円　※個別健診で、特定健診・後期高齢者健診と別に受診した場合 450 円

③ 大腸がん検診

対象者	40 歳以上の方
検診内容	問診・便検査
自己負担金	150 円　※個別健診で、特定健診・後期高齢者健診と別に受診した場合 450 円

④ 子宮がん検診

対象者	20 歳以上の女性で、前年度に子宮がん検診を受けていない方
検診内容	問診・細胞診
自己負担金	頸部 800 円　　頸部＋体部 1,300 円（個別健診のみで実施） （体部の検査は、医師の判断で必要と認められた場合に実施します。）

⑤ 乳がん検診（マンモグラフィ）

対象者	40 歳以上の女性で、前年度に乳がん検診を受けていない方
検診内容	問診・マンモグラフィ
自己負担金	900 円（個別健診のみで実施）

⑥　乳がんエコー検診

対象者	30～39 歳の女性の方
検診内容	問診・エコー
自己負担金	600 円（個別健診のみで実施）

⑦　前立腺がん検診

対象者	50 歳以上の男性の方
検診内容	問診・血液検査
自己負担金	300 円　※個別健診で、特定健診・後期高齢者健診と別に受診した場合 600 円

＜その他の検診＞

骨粗しょう症検診（※定員 200 人、事前に国保けんこう課にお申込みください。）

対象者	大村市国民健康保険に加入している女性で、4 月 1 日現在において 40、45、50、55、60、65、70 歳の方
検診内容	問診・骨密度測定
自己負担金	400 円（個別健診のみで実施）

歯周疾患検診

対象者	受診日現在で 18～74 歳の方
検診内容	問診・歯周組織検査・ブラッシング指導
自己負担金	500 円（個別健診のみで実施）

ピロリ菌抗体検査　※対象年齢は年度末（3 月 31 日）現在

対象者	一度もピロリ菌抗体検査を受けたことがない 40～69 歳の方
検査内容	血液検査
自己負担金	200 円　※個別健診で、特定健診または胃がん検診と別に受診した場合 500 円

肝炎ウイルス検査　※対象年齢は年度末（3 月 31 日）現在

対象者	一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない 40 歳以上の方
検査内容	血液検査
自己負担金	300～500 円

大村市夜間初期診療センター

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 152）

市の委託により大村市医師会が運営する夜間初期診療センターです。
夜間に具合が悪くなったり、比較的軽症な場合受診できます。
専門的な治療が必要な場合には、センターから長崎医療センターまたは市立大村市民病院へ紹介します。

診療科目	内科および小児科
診療範囲	初期診療
診療日	毎日（年中無休）
診療時間	１９：００ ～ ２２：００
診察医師	大村市医師会、長崎医療センター、市立大村市民病院の医師
診療場所	**大村市こどもセンター内（大村市本町 413 番地 2）**
電話	**５４－９９１１**
持参するもの	・健康保険証 ・お薬手帳など、服用している薬の内容が分かるもの

※22:00 以降は、長崎医療センター（52-3126 夜間受付）へお願いします。

受診の際は、必ず事前に電話で症状をご連絡ください。
大村市夜間初期診療センターは救急診療のためのものです。
早くから症状がある場合には、かかりつけ医の診療時間内に受診をお願いします。
お薬の処方は、原則として、１日分もしくは休日分となります。

5. 医療費の助成、健康保険制度

1．福祉医療制度

医療費の一部を助成することにより、市民の保健の向上と福祉の増進をはかります。

子ども医療

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 156）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２ 大村市こどもセンター内

子どもの健やかな成長を願い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、医療費の一部を助成します。 （令和５年４月１日）

対象者	大村市に住民登録をした日（出生日、または転入日）から満 18 歳に達した後の最初の３月 31 日を迎えるまでの方 ただし、健康保険に加入している方が対象になります。 ※上記の期間内に大村市から転出される場合は、転出の日までとなります。
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額（診療日数 × 800 円 上限 1,600 円）を差し引いた額を支給します。 ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝**保険診療一部負担金**※1－ 高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担** ※１ 病院や調剤薬局で支払った金額
助成方法	・未就学児：現物給付方式（長崎県内の医療機関） ・小中学生：現物給付方式（大村市・諫早市・東彼杵町・川棚町・波佐見町内の医療機関） ・高校生世代：償還払い（大村市内の医療機関は代理申請方式）
申請に必要なもの	・健康保険証（対象者のもの） ・預金通帳

母子・父子医療

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 156）

【問い合わせ先】 こども家庭課　　TEL： 54-9100
【所在地】 大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和５年４月１日）

対象者	20 歳未満の子を監護している配偶者のいない方、および監護されている 18 歳未満の子（高校在学中の場合は 20 歳未満） ※健康保険に加入している方が対象です。 ※監護：親権者として子の福利・厚生を考えて監督・保護すること ※配偶者のいない方とは、次の①～⑥のいずれかに該当する方をいいます。 ①配偶者と死別し、現に婚姻をしていない方 ②離婚し、現に婚姻をしていない方 ③配偶者の生死が明らかでない方 ④配偶者から遺棄されている方 ⑤配偶者が海外にあり、その扶養を受けることができない方 ⑥配偶者が精神または身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額（診療日数×800 円上限 1,600 円）を差し引いた後、助成割合（18 歳到達後の最初の４月１日以降、高校在学中の 20 歳未満の子のみ。世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。 ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝（**保険診療一部負担金**※1 － 高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額**）×助成割合 ※１　病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証（親と子、両方必要です。） ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡、または離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

寡婦医療

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 156）

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和５年４月１日）

対象者	50 歳以上 70 歳未満で、配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない女子で、 ※健康保険に加入している方が対象です。 **※50 歳代の方は、「入院のみ」が助成の対象になります。** ※世帯の課税状況によって、助成の内容が異なります。	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額※を差し引いた後、助成割合（世帯の課税状況により異なります）を乗じた額を支給します。 **※自己負担額**は 通院については**「診療日数 × 800 円（上限 1，600 円）」** 入院については**「診療日数 × 1，200 円」** ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝（**保険診療一部負担金**※1－高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額**） ×助成割合 ※１　病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡または、離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

未婚の女子医療

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 156）

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和５年４月１日）

対象者	60 歳代の未婚の女子のうち、扶養義務者と生計を同一にしていない方 ※所得税が非課税で、健康保険に加入している方が対象です。	
助成内容	**入院に対する医療費を助成します。** 病院等で支払った健康保険適用の医療費から 自己負担額（**診療日数×1，200 円**）を差し引いた額を支給します。 ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝**保険診療一部負担金**※1－ 高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額** ※1　病院で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・16 歳の誕生日から現在までの戸籍謄本（全部事項証明書） ・申立書	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

寡男医療

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 156）

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和５年４月１日）

対象者	68 歳以上 70 歳未満で、配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない男子で、 ※健康保険に加入している方が対象です。	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額※を差し引いた後、助成割合（世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。 **※自己負担額**は 通院については**「診療日数 × 800 円（上限 1,600 円）」** 入院については**「診療日数 × 1,200 円」** ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝（**保険診療一部負担金**※1－高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額**） ×助成割合 ※１　病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡または、離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

障害者医療

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 156）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL：20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

障がい者の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。

（令和５年４月１日）

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※健康保険に加入している方が対象です。 ※手帳の種類・等級によって、助成の内容が異なります。	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から、自己負担額（**診療日数 × 800 円 上限 1,600 円**）を差し引いた後、助成割合（障害の程度、世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。 ※１か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額＝（**保険診療一部負担金**※1 －高額療養費 － 附加給付金 － **自己負担額**） ×助成割合 ※１　病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	（必ず用意するもの） ・健康保険証 ・預金通帳 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	（世帯の状況に応じて必要なもの） ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

2．その他の医療費助成制度

自立支援医療（更生医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体に障がいのある方（18 歳以上）が手術によって障害を除去・軽減することで、日常生活を容易にすることが可能な場合に、その医療費を助成します。

※所得制限があります。※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方（18 歳以上） ※18 歳未満の児童は「育成医療」（115 ページ）の対象となります。
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
対象となる医療	・視覚障害（角膜移植、水晶体摘出術など） ・聴覚障害（人工内耳、外耳道形成術など） ・音声・言語・そしゃく機能障害（口腔に関する医療） ・肢体不自由（人工関節置換術など） ・腎機能障害（人工透析療法、腎臓移植および移植後の抗免疫療法など） ・心臓機能障害（弁形成、冠動脈バイパス、ペースメーカー埋込術など） ・小腸機能障害（中心静脈栄養法） ・免疫機能障害（抗ＨＩＶ療法、免疫調整療法など） ・肝臓機能障害（肝臓移植および移植後の抗免疫療法など）
申請に必要なもの	・申請書・同意書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・医師の意見書　　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の担当医師に作成してもらってください。 ・身体障害者手帳（写し） ・特定疾病療養受領証（写し）※人工透析療法を受けている方 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される方の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの ・印かん（朱肉を使用するもの）

自立支援医療（精神通院医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地 2
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

精神疾患により、精神科などで通院治療を受ける場合に医療費の助成があります。
「指定自立支援医療機関」での通院治療が対象となります。
※所得制限があります。

対象者	精神疾患により、精神科などで通院治療を受けている方
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。 ※入院医療の費用・公的医療保険の対象とならない治療や投薬の費用（病院や診療所以外でのカウンセリングなど）・精神疾患と関係のない医療費は助成の対象とはなりません。
受給者証について	有効期限があります（原則として 1 年）。 1 年毎に更新手続きが必要です。
申請に必要なもの	・申請書・同意書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・自立支援医療用診断書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の医師に作成してもらってください。 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される方の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの ・病院および薬局が確認できるもの（診察券や薬局の袋など名称と所在地が確認できるもの） ・印かん（朱肉を使用するもの）

自立支援医療（育成医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課　　TEL： 20-7306
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

身体に障がいがあるか、将来に障がいを残すおそれのある病気の児童に対し、医療費の負担を軽減するものです。
この給付の対象となるのは指定医療機関における治療です。医療機関窓口での自己負担が原則として医療費の１割となります。所得により１か月当たりの自己負担上限額があります。
※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体に障がいがあるか、現存する病気を放置すると将来に障がいが残ると認められ、手術などにより確実な治療効果が期待できると認められた１８歳未満の児童
助成内容	医療費の１割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	・申請書 ・保護者の同意書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・医師の意見書　※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の医師に作成してもらってください。 ・健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される児童の分。（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険の場合：加入者全員分が必要です。 ・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） ・印かん（朱肉を使用するもの）

県内の主な指定医療機関			
長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	長崎県立こども医療福祉センター	国立病院機構長崎医療センター

※県外の指定医療機関での治療も対象となりますので、お問い合わせください。

未熟児養育医療

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：54－9100
【所在地】　大村市本町４１３番地２　大村市こどもセンター内

養育のため入院を必要とする未熟児に対し、医療費の負担を軽減するものです。
この給付の対象となるのは指定医療機関における治療であり、市民税に応じた一部負担金があります。

対象者	出生体重が 2,000ｇ以下の未熟児、または超える場合であっても生活力が特に弱く、けいれん等の症状を示す未熟児
申請に必要なもの	・申請書　※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。 ・医師の意見書 ・保護者の同意書　※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。 ・世帯調書　※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。 ・健康保険証のコピーなど

県内の主な指定医療機関			
長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	国立病院機構長崎医療センター	佐世保共済病院

※県外の指定医療機関での治療も対象となります。

申請後に、医療機関の変更、移送費の請求、認定期間の延長などを行う場合は、手続が必要ですので、お問い合わせください。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

【問い合わせ先】 県央保健所　地域保健課
小児慢性特定疾病担当　　TEL： 26-3306
【所在地】 諫早市栄田町 26-49

小児慢性疾病のうち、特定の疾病については、患者家庭の医療費を軽減するため、入院や通院による**医療費の助成**を行っています。

対象者	18 歳未満の子どもで下記の疾患のもの ※18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められた場合には 20 歳未満の延長が可能です。
申請に必要なもの	・申請書（受給者証交付用、場合により重症患者認定用も必要） ・医師の意見書 ・同意書２種類（研究利用、所得区分に関するもの） ※指定の書式があります。 ・住民票謄本（続柄・マイナンバーの記載があるもの） ・健康保険証のコピー（国保、国保組合、生活保護の方は加入者全員分、その他は被保険者とお子さん） ・国保組合は同一保険加入者全員の所得を確認できる書類が必要（中学生以下は不要）です。また、非課税世帯、生活保護世帯はその他の書類が必要になりますので、お問い合わせください。

対象疾患群
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体及び遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
受給者証の有効期間
原則として１年以内（申請日～次年度の７月 31 日）
助成内容
入院及び通院、入院時の食費（１／２自己負担）、薬剤料

※対象疾患に該当する場合でも、その疾患の状態が認定基準を満たしていないときには、この事業の対象とはなりません。

※引き続き療養が必要な場合、継続することができます。

大村市不育症支援対策

【問い合わせ先】　こども家庭課　　TEL：　54-9100

【所在地】　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター内

医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成します。

＜不育症治療費助成制度＞

対象者	法律上の婚姻をしているご夫婦で下記の要件すべてに該当する方 ・生殖医療専門医が所属する医療機関において、不育症と診断された方 ・不育症治療の申請日の１年以上前から大村市に住所を有し、かつ、引き続き居住している方 ・世帯員に市税の滞納がない方 ・夫婦の前年の所得の合計が７３０万円未満の方
内容	医療機関において受けた不育症治療に係る医療費で、１治療期間にかかった費用の２分の１で、１年度につき１回、助成限度額は３０万円です。 ※保険適用される費用や入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は対象外です。 ※医療機関へ支払いが終了した日の翌月から６か月以内に申請してください。
申請に必要なもの	・大村市不育症治療助成金交付申請書 ・大村市不育症治療実施証明書（主治医記載）　・市税納付状況確認同意書 ・医療機関の発行する領収書及び診療明細書 ・戸籍謄本　・前年分の所得が確認できる書類（夫婦）

後期高齢者医療

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 110・112）

平成 20 年４月１日から始まったこの制度は、高齢者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、国民全体で支えあうしくみです。

運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎市栄町４－９　TEL095-816-3930）が行い、窓口は市役所になります。

令和４年１０月１日現在

対象者	・75 歳以上の方 ・65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある方
医療費の負担割合	病院等にかかったときの医療費の負担割合は１割または２割です。 ただし、所得が多い方などは３割負担となります。
自己負担限度額	病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。 医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。

所得区分	自己負担限度額（月額）			入院時食事代（一食につき）
	外来（個人ごと）	入院＋外来（世帯単位）	４回目以降※※	
① 現役並み所得者Ⅲ（３割）【課税所得 690 万円以上】	252,600 円＋（医療費（10 割）－842,000 円）×1%		140,100 円	460 円（④・⑤のいずれにも該当しない指定難病患者は 260 円）
① 現役並み所得者Ⅲ（３割）【課税所得 380 万円以上】（注２）	167,400 円＋（医療費（10 割）－558,000 円）×1%		93,000 円	
① 現役並み所得者Ⅲ（３割）【課税所得 145 万円以上】（注２）	80,100 円＋（医療費（10 割）－267,000 円）×1%		44,400 円	
◆令和４年 10 月開始 ②一般Ⅱ（２割）【課税所得 28 万円以上 145 万円未満】	18,000 円 または 6,000 円+(医療費-30,000 円)×10% の低い方を適用（注３） 年間上限額 144,000 円	57,600 円	44,400 円	
③ 一般Ⅰ（１割）【課税所得 145 万円未満であって、２割負担の要件に該当しない被保険者】	18,000 円（年間上限額 144,000 円）	57,600 円	44,400 円	
④ 低所得者Ⅱ（１割）（注２）	8,000 円	24,600 円		210 円（注１）
⑤ 低所得者Ⅰ（１割）（注２）		15,000 円		100 円

※※過去 12 か月以内に同一世帯で３回以上の高額療養費の支給を受けた場合の４回目からの限度額です。

① 課税所得が 145 万円以上の人（同じ世帯の人も①の負担区分）
② 課税所得が 28 万円以上 145 万円未満であって、その被保険者の年金収入+その他の所得金額の合計が 200 万円以上（被保険者複数の世帯は 320 万円以上）である被保険者及びその世帯に属する被保険者
③ 本人を含む同一世帯のどなたかに住民税が課税されている人
④ 同一世帯全員が住民税非課税の人
⑤ 同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が０円の人(年金収入は 80 万円以下の人)

※（注１）過去１年間の入院日数が 90 日を超える場合は 160 円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要です。
※（注２）申請により入院・外来時に、医療機関での支払が限度額までとなる「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。なお、低所得者Ⅰ、Ⅱの方は入院時の食事代も減額されます。
※（注３）配慮措置★ に伴う計算方法です。医療費が 30,000 円未満であった場合は、30,000 円として計算します。
★「配慮措置」とは、窓口負担割合が２割の方に対し自己負担の増加を抑えるものです。

	・令和４年１０月１日の施行後３年間（令和７年９月３０日まで）は、２割負担となる方について、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。 ※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。 複数の医療機関を受診した場合は、１か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻します。 ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。	
各 種 申 請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具をつけた場合、自己負担分を除く額（９割または８割または７割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳・医師の証明書・10 割負担で支払った領収書
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が高額になった場合（前ページの表参照）に支給されます。一度申請した方は、次回からは申請の必要はありません。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳
高額介護合算制度	内容	世帯内で、医療保険と介護保険の両方から給付を受けることにより、自己負担額（８月から翌年７月の１年間分）が高額になった時、限度額を超えた分が支給されます。該当する方へは、後日通知いたします。
その他の給付		
はり・きゅう施術	内容	広域連合が指定したはり師、きゅう師から受けた「はり」、「きゅう」について助成が受けられます。 助成の内容：施術１回につき 700 円、１か月に５回が限度
	助成の受け方	保険証を提示して、施術を受けてください。 施術料金の一部を助成します。（本人負担額が減ります。）
健康診査	内容	後期高齢者医療の被保険者の方も、特定健診と同様の検査を受けることができます。 詳しくは 102 ページをご覧ください。
口腔ケア	内容	口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能の向上のため、「お口の中の健康支援」を行います。費用は無料です。
	受診の方法	広域連合が指定する歯科医に限られます。 受診券が必要ですので、事前に市国保けんこう課にお申し込みください。 例年１２月中旬が締切となっていますのでご注意ください。

国民健康保険

【問い合わせ先】 国保けんこう課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 111・119）

国保は、職場の健康保険などに加入していない方の医療を保障する保険制度です。

医療費の負担割合	義務教育就学前　２割 義務教育就学後 ～ 69 歳　３割 70 ～ 74 歳　２割（または３割） ※前年の所得により８月から負担割合が変わることがあります。
自己負担限度額（月額）	＜限度額適用（・標準負担額減額）認定証＞ 医療機関で診療を受けるとき、あらかじめ「限度額適用認定証」を申請し、医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります（下表自己負担限度額参照）。 ※非課税世帯は入院時の食事代も減額されます。 ◆自己負担限度額（70 歳未満の人） ※70 歳～74 歳までの方は「1 高齢者のための福祉」24 ページをご覧ください。

世帯区分	総所得金額－基礎控除額	３回目まで（過去１２か月間で）	４回目以降※1
ア	９０１万円超	252,600 円＋ （医療費（１０割）－842,000 円）×１％	140,100 円
イ	６００万円超 ９０１万円以下	167,400 円＋ （医療費（１０割）－558,000 円）×１％	93,000 円
ウ	２１０万円超 ６００万円以下	80,100 円＋ （医療費（１０割）－267,000 円）×１％	44,400 円
エ	２１０万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1　過去 12 ヵ月間に、同一世帯で３回以上の高額療養費の支給を受けた場合の４回目以降の限度額です。

申請に必要なもの	保険証・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの

各 種 申 請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具を作成した場合や、やむを得ず医療機関に保険証の提示ができなかった場合などは、自己負担分を除く額が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医師の証明書（やむを得ず保険証の提示ができなかった場合は不要）・10 割負担で支払った領収書・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※装具の種類によっては写真の提出が必要な場合があります。
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により支給されます。 ※限度額については 120 ページに記載しています。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医療費の領収書・世帯主のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの
高額介護合算療養費	内容	医療保険と介護保険の両方を使い、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により超過分が支給されます。該当者には、通知が届きます。
出産育児一時金	内容	国保に加入している方が出産したときに支給されます。 支払方法には直接医療機関へ支払う直接支払制度などがあります。 金額：48 万８千円　※産科医療補償制度に加入する医療機関で補償の対象となる出産をした場合は 50 万円です。
特定疾病療養費受療証	内容	厚生労働大臣が定める特定疾病の認定を受けた方が申請をした場合「特定疾病療養受療証」が交付されます。この「特定疾病療養受療証」は医療機関ごとに特定疾病の治療に支払う一部負担金の 1 か月の限度額が 1 万円または２万円となります。
	申請に必要なもの	保険証・医師の意見書（申請書への「医師の意見欄」医療機関記入、または前健康保険で発行の「特定疾病療養受療証」の写し、「身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）」の写しでも可）
その他の給付 （70 歳から 74 歳までの方は「1 高齢者のための福祉」25 ページをご覧ください）		
はり・きゅう施術	内容	大村市が指定したはり師、きゅう師からうけた「はり」、「きゅう」について、施術 1 回につき 700 円、1 か月に 8 回を上限に助成が受けられます。
	助成の受け方	保険証と印かん（朱肉を使用するもの）を施術所へ持参してください。施術料金の一部を助成します（窓口での本人負担額が減ります）。
特定健診	内容	国民健康保険の被保険者について、健康診断の制度があります。 詳しくは 102 ページをご覧ください。

6．旧軍人・軍属と遺族等に対する援護および原爆被爆者と被爆体験者への援護

1．旧軍人・軍属等とその家族・遺族に対する援護制度

【問い合わせ先】　福祉総務課　　TEL：　53-4111（内線 603）
【所在地】　大村市玖島１丁目 25 番地

【問い合わせ先】　長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課
【所在地】　長崎市尾上町３番１号　　TEL：　095-824-1111（代表）

≪相談・問い合わせ機関≫

恩給全般について：
総務省政策統括官（恩給担当）恩給相談窓口
東京都新宿区若松町 19-1
TEL：　03-5273-1400
月曜～金曜（祝日を除く）　9:00～17:00

特別給付金について：
厚生労働省社会・援護局援護・業務課　給付係
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（代表）

軍歴証明等について：
旧海軍：厚生労働省社会・援護局援護・業務課
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（代表）
旧陸軍：長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課
長崎市尾上町３番１号
TEL：095-824-1111（代表）

恩給

共済制度に移行する前に退職した一般文官（文官、教育職員、警察監獄職員、消防士、待遇職員）や旧軍人、旧軍属、準用公務員および遺族が受けている年金制度です。

旧軍人・軍属等（本人）への恩給等

種類	対象者等
普通恩給	公務員（軍人等）として、一定の年数（最短年限）以上在職して退職した方に支給される年金です。 最短年限は公務員の種類によって以下のように定められています。 1．兵・下士官　12年 2．准士官以上　13年 3．警察監獄職員等　12年 4．文官　17年 ※在職年数は実際の勤務期間である「実在職年」と勤務地、勤務内容、勤務時期により定められた「加算年」を合計したものになります。 在職年数＝「実在職年」＋「加算年」
一時恩給	公務員（旧軍人等）として継続した実在職年が３年以上で、普通恩給に該当しない方に支給される一時金です。
一時金	旧軍人として断続した実在職年が３年以上で、普通恩給、一時恩給に該当しない方に支給される一時金です。
傷病恩給（恩給法）	公務員（軍人等）として在職中に、公務または勤務に関連して、負傷あるいは病気にかかり、当該傷病により一定の障がいを有する状態となった方に支給される年金です。 ＜増加恩給＞　公務に起因する傷病により、重度の障がいを有する方（項症者）。※必ず普通恩給が併給されます。 ＜傷病年金＞　公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障がいを有する方（款症者）。 ＜特例傷病恩給＞　昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連して受傷罹患し、一定程度以上の障がいを有する方（特別項症～第５款症）。 ＜傷病賜金＞　下士官以下の旧軍人で、公務に起因する傷病により軽度の障がい（第１目症又は第２目症）を有する方に支給される一時金です。

６．旧軍人・軍属等とその家族・遺族等、原爆被爆者に対する援護

種類	対 象 者 等
障害年金 （援護法）	恩給法の適用を受けない旧軍人・軍属または準軍属として在職中に公務のため（もしくは勤務に関連して）負傷し、または病気にかかり、当該傷病により一定の障がいを有する状態となった方。 ＜障害年金＞　公務または勤務に関連する傷病により、一定程度以上の障がいを有する方（項症者・款症者）が対象となります。その障がいの程度に応じて年金が支給されます。 ＜障害一時金＞　公務または勤務に関連する傷病により、一定程度の障がいを有する方（第１～第５款症者）は、一時金での給付を選択できます。

◆恩給受給者が亡くなられた場合

下記恩給相談専用電話へ電話をしてください。その方に必要な書類が送付されます。

亡くなられたときまでの未支給金がある場合や、扶助料を受けることのできる遺族に該当する場合があります。

＜恩給相談専用電話＞

０３－５２７３－１４００（総務省政策統括官　恩給担当）

月曜～金曜（祝日を除く）９：００～１７：００

電話をする際、恩給証書記号番号・氏名・生年月日等を明らかにしてください。

◆障害年金受給者が亡くなられた場合

受給者の生存に関しては住基ネットにより確認できますので死亡の届出は不要ですが、厚生労働省社会・援護局に電話をしてください。受給者の死亡が確認できた場合、年金の支給は止められますが、扶養親族となっていた妻の方等には遺族年金等が支給されます。

＜厚生労働省社会・援護局　援護・業務課＞

０３－５２５３－１１１１（代表）

扶助料

旧軍人軍属等が死亡した場合において一定の条件に該当するときに、その遺族に支給される年金です。

戦没者遺族への扶助料等

（令和５年４月１日）

普通扶助料	普通恩給受給者の遺族に支給されます。（普通恩給受給者が平病死した場合） 最低保障額の例（寡婦加算　152,800 円を含む額） 長期在職者　944,800 円 短期在職者（実在職年９年以上）　746,800 円 （実在職年６年以上９年未満）　628,000 円 （実在職年６年未満）　557,600 円 ＜遺族の範囲及び順位＞ １．配偶者　２．未成年の子　３．父母 ４．重度の障がいを有する成人した子（生活費を得る方途がない場合）
公務扶助料	公務傷病により死亡した方の遺族に支給されます。
増加非公死扶助料	増加恩給の受給者が平病死した場合に、その遺族に支給されます。
特例扶助料	特例傷病恩給受給者が、その支給事由で死亡した場合に、その遺族に支給される年金です。
傷病者遺族特別年金	傷病年金または特例傷病恩給の受給者が平病死した場合に、その遺族に支給される年金です。
一時扶助料	一時恩給受給対象者が受給権発生前に死亡した場合に、その遺族に支給される一時金です。遺族の範囲及び順位は普通扶助料と同じです。
遺族一時金	一時金受給対象者が受給権発生前に死亡した場合に、その遺族に支給される一時金です。遺族の範囲及び順位は普通扶助料と同じです。
遺族年金	障害年金の支給事由が原因で死亡した旧軍人・軍属の遺族に支給されます。
遺族給与金	勤務中の公務傷病が原因で死亡した準軍属の遺族に支給されます。

特別給付金

先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人等の妻、公務等のため最後に残された子または孫を失った父母または祖父母、あるいは公務等のため戦傷病者となった軍人等の妻の方々について、その精神的痛苦を、国として特別に慰藉するために支給されるものです。
戦傷病者の妻に対する特別給付金・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金があります。
※請求期間を過ぎると、時効により受給権が消滅し、給付金を受けられなくなりますのでご注意ください。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金

一定の基準日において、恩給法に定める第５款症以上の障害の程度を有し、恩給法による増加恩給や傷病年金、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の年金給付等を受けている戦傷病者等と婚姻している妻が支給対象となります。

戦没者の妻に対する特別給付金

援護法等に規定する軍人軍属又は準軍属が、昭和１２年７月７日（軍人の公務死亡のみ昭和６年９月１８日）以後公務障または公務に関連して死亡したことにより、一定の基準日において、恩給法による公務扶助料や特例扶助料、援護法による遺族年金や遺族給与金等の受給権を有する戦没者の妻が支給対象となります。

戦没者の父母等に対する特別給付金

一定の基準日において、恩給法による公務扶助料や特例扶助料、援護法による遺族年金や遺族給与金等の受給権を有する父母や祖父母で、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に氏を同じくする子や孫もなく、その後支給日までの間に氏を同じくする実の子や孫を有するに至らなかった方が支給対象となります。

※その他、ご不明な点があられましたら厚生労働省社会・援護局援護・業務課にご相談ください。
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL　03 - 5253 - 1111（代表）

特別弔慰金

先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すために、その遺族に支給されるものです。

※請求期間を過ぎると、時効により受給権が消滅し、弔慰金を受けられなくなりますのでご注意ください。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

特別弔慰金の基本的な支給要件としては、次のとおりです。

① 戦没者等が軍人軍属または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で、死亡した者であること。

② 一定の基準日において、公務扶助料等の年金給付の受給権者がいないこと。

＜特別給付金、特別弔慰金等の国債受領後の手続きについて＞

① 届出内容に変更が生じた場合

変更内容および理由		書類提出先
国債の記名に関する変更	本人の氏名変更	指定した償還金支払場所（郵便局）
	記名者の死亡による相続	
	届出印の変更	
償還金支払場所（郵便局）の変更		元の償還金支払場所（郵便局）または 新たに指定する償還金支払場所（郵便局）

※届出に必要な各様式は、提出先の償還金支払場所（郵便局）に備えてあります。

② 国債を滅失・紛失・汚染・き損した場合

届出の内容	書類提出先
滅失・紛失	償還金支払場所（郵便局）
滅失届、紛失届提出後に国債が見つかった場合	書類を提出した償還金支払場所（郵便局）
汚染・き損	償還金支払場所（郵便局）

※届出に必要な各様式は、提出先の償還金支払場所（郵便局）に備えてあります。

６．旧軍人・軍属等とその家族・遺族等、原爆被爆者に対する援護

戦傷病者手帳

戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者であることの証票として県知事から交付されます。
交付を受けると、各種の援護を受けることができます。

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111（内線 603）
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地

【問い合わせ先】 長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課
【所在地】 長崎市尾上町３番１号　　TEL： 095-824-1111（代表）

戦傷病者手帳

＜新規交付＞

交付対象者	・増加恩給、傷病年金、障害年金の受給者 ・障がいの程度が第１目症～第４目症の裁定者 ・公務上の傷病について厚生大臣が療養を必要と認めた方
申請に必要なもの	・戦傷病者手帳交付請求書（様式第１号）　※様式は福祉総務課にあります。 ・住民票 ・恩給、年金の証書の写し ・恩給請求時の診断書の写し ・写真２枚（縦４cm×横３cm） ・身体障害者手帳の写し（所持者のみ）
交付請求窓口	・**長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課**へ直接書類を提出して下さい。

＜再交付＞　**手帳を紛失、汚損、き損した場合、再交付が必要です。**

	紛　失	汚損 又は き損
申請に必要なもの	・戦傷病者手帳再交付願（様式第２号） ※様式は福祉総務課にあります。 ・写真２枚（縦４cm×横３cm）	・戦傷病者手帳再交付願（様式第２号） ※様式は福祉総務課にあります。 ・汚損した手帳 または き損した手帳 ・写真２枚（縦４cm×横３cm）
交付請求窓口	・**長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課**へ直接書類を提出して下さい。	

戦傷病者手帳の返還・記載事項の変更等

手帳の所持者に異動が生じた場合、返還・修正等の届出が必要です。

※異動等届（様式第７号）は福祉総務課にあります。

届出内容	届出の際に必要なもの
死亡	**◆必要書類を添えて手帳を返還してください。** ・戦傷病者手帳 ・異動等届 ・住民票または死亡を確認できる書類 ・未使用の JR 無賃乗車券引換証
氏名の変更	・戦傷病者手帳 ・異動等届 ・戸籍抄本または謄本
住所の変更（県内の異動）	・戦傷病者手帳 ・異動等届 ・住民票
住所の変更（県外からの転入）	・前住所地都道府県発行の戦傷病者手帳 ・異動等届 ・住民票 ・写真２枚（縦４cm×横３cm） ・傷病恩給（障害年金）証書の写し ・身体障害者手帳の写し（所持者のみ）
裁定事項の変更	・戦傷病者手帳 ・異動等届 ・傷病恩給（障害年金）証書の写し ・傷病恩給（障害年金）の裁定通知書の写し
身体障害者手帳を取得した場合	・戦傷病者手帳 ・異動等届 ・身体障害者手帳の写し

戦傷病者手帳所持者に対する援護

援護措置の種類	療養の給付 （療養費の支給）	公務上の傷病について療養の必要があると認定されたとき、指定医療機関において、全額国庫負担による療養が受けられます。
	療養手当の支給	１年以上の長期入院者で、傷病恩給等の年金を受けていない方に支給されます。
	葬祭費の支給	療養の給付（療養費の支給）を受けている方が認定傷病により死亡した場合に、その遺族で葬祭を行う方に支給されます。
	更生医療の給付	職業能力等の回復、向上のための手術等が必要な５款症以上の方に給付されます。
	補装具の支給 および修理	一定程度（概ね３款症）以上の障がいを有する方に義肢、車イス等を支給または修理します。
	国立保養所への 入所	重度障がいの戦傷病者について、必要があると認められるときは、その方の請求により、国立保養所に入所できます。
	JR 無賃乗車券 引換証の交付	障がいの程度に応じ、戦傷病者および同行する介護者に、１年間通用の無賃乗車券引換証を交付します。

≪戦傷病者相談員≫

戦傷病者の更生等の相談と援護に必要な指導を行うために、戦傷病者相談員が配置され、無料で相談を受け付けています。
相談を希望される方は、福祉総務課までご連絡ください。

福祉総務課　ＴＥＬ 53-4111（内線 603）

2．中国残留邦人等に対する援護制度

中国残留邦人等に対する支援策

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111（内線 151）

【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地

日本に永住帰国した特定中国残留邦人等（中国残留邦人、樺太残留邦人）のうち、一定の条件を満たす方々に対し、平成 20 年度から新たな支援制度が始まりました。

対象者	特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる方）で、世帯の収入が一定の基準に満たない方、及びその特定配偶者 ※特定中国残留邦人等とは 本邦に永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）で次のいずれの要件も満たす方 ・明治 44 年４月２日～昭和 21 年 12 月 31 日の間に生まれた方 ・永住帰国した日から引き続き１年以上本邦に住所を有している方 ・昭和 36 年４月１日以後に初めて永住帰国した方 ※特定配偶者とは 特定中国者等が永住帰国する前から継続して配偶者（事実婚を含）である方
内容	・支援給付金（生活・住宅・医療・介護等）の支給 ・老齢基礎年金の満額支給 ・支援・相談員の福祉総務課窓口への設置（毎週金曜日の午前） ・地域生活支援事業（自立支援通訳派遣等）

平成 26 年 10 月 1 日からは、特定中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、配偶者支援金（老齢基礎年金の 2／3 相当額）の支給制度が始まりました。

対象者	死亡した特定中国残留邦人等の特定配偶者（上記参照）であり、現に支援給付金を受給している方
内容	・支援給付金（生活・住宅・医療・介護等）の支給 ・老齢基礎年金の２／３相当額の支給 ・支援・相談員の福祉総務課窓口への設置（毎週金曜日の午前） ・地域生活支援事業（自立支援通訳派遣等）

3．原爆被爆者に対する援護制度

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111（内線 151）
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地

【問い合わせ先】長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課
【所在地】 長崎市尾上町３番１号　 TEL： 095-824-1111（代表）

被爆者健康手帳

被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることの一種の証明であるとともに、健康状況を記録しておくためのものです。被爆者健康手帳により、医療費の給付、各種手当、無料の健康診断などが受けられます。

申請に必要なもの	・被爆者健康手帳交付申請書 ・被爆証明書 当時の罹災証明書その他公的機関が発行した証明書、またはそれに代わるもの※1 などでも申請できます。 ・同意書

※申請に必要な各様式は福祉総務課にあります。

※1　当時の書簡、写真などの記録書類、市町村長等の証明書など、証明書がない場合、証人がいない場合などは長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課への相談になります。

被爆者健康手帳の対象となる方（長崎被爆）

被爆者とは

下記の各号の一に該当する方で、「被爆者援護法」によって被爆者健康手帳の交付を受けた方をいいます。

<table>
<tr><td>第１号
直接被爆者</td><td colspan="4">原爆が投下された際、下記の区域において、直接被爆した方
① 昭和 20 年８月９日当時の長崎市内
② 西彼杵郡福田村のうち　大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷および小江原郷
③ 西彼杵郡長与村のうち　高田郷および吉無田郷</td></tr>
<tr><td rowspan="12">第２号
入市被爆者</td><td colspan="4">原爆が投下されてから、昭和 20 年８月 23 日までの間に、爆心地から約２㎞以内の区域※1 に入った方
※１　当時の長崎市のうち以下の地域です。</td></tr>
<tr><td>西北郷（現在西北町）</td><td>東北郷（現在住吉町）</td><td>家野郷（現在昭和町）</td><td>西郷(一部は現在油木町)</td></tr>
<tr><td>西郷(一部は現在西町)</td><td>家野町</td><td>大橋町</td><td>岡町</td></tr>
<tr><td>橋口町</td><td>山里町</td><td>坂本町</td><td>本尾町</td></tr>
<tr><td>上野町</td><td>江平町</td><td>高尾町</td><td>本原町</td></tr>
<tr><td>松山町</td><td>駒場町</td><td>城山町</td><td>浜口町</td></tr>
<tr><td>竹ノ久保町</td><td>稲佐町２丁目</td><td>稲佐町３丁目</td><td>旭町１丁目</td></tr>
<tr><td>岩川町</td><td>目覚町</td><td>浦上町</td><td>茂里町</td></tr>
<tr><td>銭座町</td><td>井樋ノ口町</td><td>船蔵町</td><td>宝町</td></tr>
<tr><td>寿町</td><td>幸町</td><td>福富町</td><td>玉浪町</td></tr>
<tr><td>梁瀬町</td><td>高砂町</td><td>御船蔵町</td><td>御船町</td></tr>
<tr><td>八千代町</td><td>瀬崎町</td><td>浜平町</td><td></td></tr>
<tr><td>第３号
救護や死体の処理に従事した方</td><td colspan="4">原爆が投下されてから、昭和 20 年８月 23 日までの間に、救護活動に従事するなど、身体に原爆放射能の影響を受けるような事情下にあった方
（例：被爆者の搬送・輸送・救護・死体の処理等）</td></tr>
<tr><td>第４号
胎児</td><td colspan="4">上記１～３に該当した方の胎児であった方
※昭和 21 年６月３日までに生まれた方</td></tr>
</table>

※被爆地域：上記第１号、第２号に記された区域が被爆者援護法で被爆地域と指定されています。

認定疾病について

被爆者の病気やけがが「原爆の傷害作用に起因し、現に治療を必要とする状態にある。」と厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けるには申請が必要です。医師の意見書、健康診断書、その他必要な書類を添えて申請書を提出してください。（市、県を経由して厚生労働大臣に提出し、審査を受けます。）
認定された方には認定書が交付されます。認定された病気やけがに対する医療については、指定医療機関で、この認定書と被爆者健康手帳を提出および提示すると、全額国の負担となります。
この認定が医療特別手当や特別手当の支給を受ける要件となります。
※医療特別手当の認定申請も同時にできます。
※認定された病気やけがが治ったとき、認定書の交付を受けた方が亡くなったときには、届出が必要です。
※医療特別手当受給者は、税法上の特例措置として、所得税および住民税の特別障害者所得控除が受けられます。
　諫早税務署・税務課市民税グループへご相談ください。

各種手当の給付および必要な届出について

原爆被爆者に支給される手当は、次表の６種類の手当と葬祭料になります。
※(1)(2)(4)(5)の手当は、いずれか一つを支給します。
　(6)の手当のみ他の手当と併給できます。
※各手当の認定申請には専用の申請書を使用して下さい。申請書様式は福祉総務課にあります。

手当の種類	支給要件（対象者）	申請に必要なもの	必要な届出について
(1)医療特別手当	厚生労働省大臣から原爆症の認定を受けた被爆者で、現在認定を受けたけがや病気の状態が続いている人	診断書（医療特別手当用） 被爆者健康手帳 預金通帳（申請人名義）	健康状況届の提出が必要です。 3年毎の5月末日までに診断書を添えて、認定を受けたけがや病気の状態について届け出る必要があります。 氏名・居住地を変更したとき、認定を受けたけがや病気が治ったときには、届出が必要です。
(2)特別手当	医療特別手当を受給していた被爆者で、原爆症の認定を受けたけがや病気が治った人	被爆者健康手帳 預金通帳（申請人名義）	氏名・居住地を変更したときには、届出が必要です。
(3)原子爆弾小頭症手当	原子爆弾が投下された際に胎内で被爆し、その放射能の影響による小頭症患者である人	診断書（原子爆弾小頭症手当用） 被爆者健康手帳 預金通帳（申請人名義）	氏名・居住地を変更したときには、届出が必要です。

手当の種類	支給要件（対象者）	申請に必要なもの	必要な届出について
⑷健康管理手当	造血機能障害など、厚生労働省令で定める１１の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人	診断書（健康管理手当用） 被爆者健康手帳 預金通帳（申請人名義） 健康管理手当証書 （更新時）	氏名・居住地を変更したときには、届出が必要です。 申請した病気が治ったときは、健康管理手当証書を返還してください。 認定された疾病名および期間により、更新が必要です。 （更新に必要な書類が県から届き次第、手続きをしてください。）
⑸保健手当	①爆心地から２ｋｍ以内で直接被爆した人（その胎児を含む） ①に該当する人で （ア）厚生労働省令で定める一定範囲の身体上の障がいがある人 （イ）配偶者、子および孫のいない一人暮らしの人	対象区域内被爆の事実を認める書類や申立書 被爆者健康手帳 預金通帳（申請人名義） ①（ア）の人は診断書（保健手当用） ①（イ）の人は一人暮らしを明らかにする書類 （戸籍謄本、住民票謄本、民生委員の証明など）	氏名・居住地を変更したとき、手当を受ける条件に該当しなくなったときには、届出が必要です。
⑹介護手当	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けている人 ①費用介護(重度)(中度)：費用を支払ってヘルパーの派遣を受けたとき ②家族介護(重度)：家族から介護を受けている、要介護者	申請書に下記の書類を添えて、介護を受けた月ごとに提出してください。 診断書（介護手当用） 介護内容申立書（場合により介護状況届） 被爆者健康手帳 ①の人は上記のほかに 介護費用の領収書 介護従事者の身分を証明するもの 介護保険被保険者証（写）	氏名・居住地を変更したときには、届出が必要です。 介護の状況が変わったときや入院、施設入所、障害の等級が変わったとき、障害に該当しなくなったときには、届出が必要な場合があります。
⑺葬祭料	被爆者が死亡したとき、葬祭を主として執り行う人。 ただし、死亡原因が、交通事故や先天性疾病など、原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。	死亡診断書（コピー可） 死体火葬斎場使用許可証 または会葬御礼ハガキなど 被爆者健康手帳 各種手当証書(手当受給者) 認定書（医療特別手当） 預金通帳（申請者名義）	死亡届、葬祭料支給申請書を同時に申請します。 （被爆者健康手帳等の返還）

医療の給付

医療の給付とは、被爆者の方が病気にかかったり、けがをしたときに、国の負担で医療を受けられる制度です。

医療給付の種類	内容
認定疾病に対する医療の給付	被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた方は、その認定を受けた病気やけがについて、指定医療機関で、全額国費で医療を受けられます。 **認定書と被爆者健康手帳を指定医療機関に提出、および提示してください。**
一般疾病に対する医療の給付	被爆者の方は、認定疾病以外の一般の病気やけがで受診するとき、都道府県知事が指定した被爆者一般疾病医療機関では、特別な場合を除いて、健康保険等の自己負担分を窓口で支払うことなく、保険による医療を受けられます。 **各種健康保険の被保険者証と被爆者健康手帳を医療機関に提示してください。**
医療給付の範囲（認定疾病・一般疾病）	・通院や入院による治療および処置に要する費用 ・治療用装具の購入費用（コルセット・義手・義足） ・移送を必要とする旨の医師の証明書、または保険者の支給決定通知書（移送方法、領収内訳等を記載または添付） ・薬剤自己負担分 ・入院時の食事療養費など **健康保険が適用されない医療行為や、予防接種、差額ベッド代、診断書料は給付対象とはなりません。**

※償還払いによる医療費の支給について

・指定された医療機関以外で受診した場合は、自己負担分を自分で支払います。あとでその費用の支給について、医療機関発行の領収書および明細書（診療報酬明細書、調剤報酬明細書）、被爆者名義の通帳の写しを添えて申請してください。

・コルセットなどの治療用装具を作った場合は、医師の診断書および装着証明書、または保険者の支給決定通知書および装具製作業者発行の領収書、被爆者名義の通帳の写しを添えて申請してください。

第一種健康診断受診者証（長崎被爆）

下記に該当する方は、第一種健康診断受診者証の交付を受けると、無料の健康診断を受けることができます。健康診断の結果、健康管理手当の対象となる障害があると診断されたときには、被爆者健康手帳の交付を受けることができます。

対象者	原爆が投下された際、当時の下記の区域にいた方またはその胎児 （昭和 21 年６月３日までに出生）	
対象区域	西彼杵郡	時津村
		長与村　（高田郷、吉無田郷を除く）
		福田村　（柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷）
		式見村　（向郷、木場郷、牧野郷）
		三重村　（詰ノ内、白髪、遠木場）
		矢上村　（現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈）
		日見村　（河内名）
		茂木町　（田手原名、木場名、田上名）
申請に必要なもの	・対象区域にいた方またはその胎児（昭和 21 年６月３日までに出生）に該当する事実を認めることのできる書類　※確認書類がない場合は申立書	

※対象区域：被爆者援護法の健康診断特例区域に指定されている区域

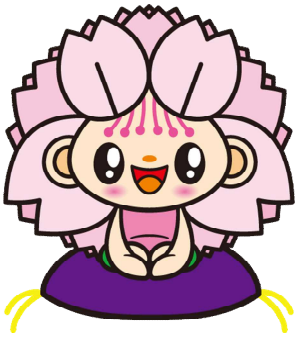

第二種健康診断受診者証 （長崎被爆）

下記に該当する方は、第二種健康診断受診者証の交付を受けると年１回無料の健康診断を受けられます。

対象者		原爆が投下された際、当時の次の区域にいた方またはその胎児 **※下記の区域で、爆心地から半径 12 キロメートルの範囲**
対象区域	西彼杵郡	深堀村
		香焼村
		伊王島村
		式見村（向郷、木場郷および牧野郷を除く）
		三重村（詰ノ内、白髪および遠木場を除く）
		村松村
		伊木力村
		大草村
		喜々津村
		矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾および矢筈を除く）
		日見村（河内名を除く）
		茂木町（田手原名、木場名および田上名を除く）
	北高来郡	古賀村
		戸石村
		田結村
申請に必要なもの		・対象区域にいた方またはその胎児（昭和 21 年６月３日までに出生）に該当する事実を認めることのできる書類　※確認書類がない場合は申立書

※対象区域：被爆者援護法の健康診断特例区域に指定されている区域

健康診断

被爆者の健康管理のために、無料で健康診断を実施します。

① 被爆者健康手帳および第一種健康診断受診者証をお持ちの方

② 第二種健康診断受診者証をお持ちの方

③ 被爆二世の方

※①②③それぞれで受けられる内容や回数が異なります。

① 被爆者健康手帳および第一種健康診断受診者証をお持ちの方

定期健康診断	年２回、定められた日時・場所で受けることができます。
希望による健康診断	年２回まで。そのうち１回をがん検診として受診できます。
検査内容	・一般検査（がん検査を含みます。） ※がん検診：胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫 ・精密検査（一般検査で必要が認められた場合に行います。）

② 第二種健康診断受診者証をお持ちの方

希望による健康診断	年１回、受診できます。
検査内容	一般検査のみ。

③ 被爆二世の方

対象者	以下に該当する方 （１）両親またはそのどちらかが原爆被爆者である方 （２）昭和２１年６月４日以降に生まれた方 ※広島で被爆した場合は、昭和 21 年６月１日以降に生まれた方
被爆二世健康診断	年１回、県が委託した医療機関で受診できます。 申込みおよび受診できる期間：４月～翌年２月
検査内容	・一般検査（希望により、多発性骨髄腫の検査が受診できます。） ・精密検査（一般検査で必要が認められた場合に行います。）
配布物	健康診断の結果を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした、被爆二世健康記録簿を配布します。

被爆体験者精神医療受給者証（制度の一部変更）

第二種健康診断受診者証所持者のうち、被爆体験者精神医療受給者証を申請し交付された方は、自己負担分を窓口で支払うことなく、保険による医療を受けることができます。（一部対象とならない疾患があります。）なお、令和５年度から被爆体験者事業の制度が一部変更になります。

（令和５年４月１日）

１	医療費助成の対象疾患（対象の病気）が拡大されます。
２	７種のがんが対象になります。 （胃がん・肝がん・膵がん・大腸がん・胆のうがん・乳がん・子宮体がん）
３	更新手続きが廃止されます。
４	受給者証が変わります。（若草色からだいだい色）
５	切替申請書兼同意書の提出が必要です。
６	長崎県外へ転出しても引き続き医療費助成が受けられます。 手続きが必要ですので、転出予定の方は長崎県までご連絡ください。 （県外の病院等の窓口では医療費をいったん自己負担していただき、後日払い戻しの手続きが必要です。）

介護保険サービス等の利用被爆者助成

県内（長崎市を除く。）に住所がある被爆者が介護保険によるサービスを利用したときは、自己負担分（１割～３割）、養護老人ホームへ入所した場合は、費用負担分を助成します。
介護サービス等を利用する際に、事業所に被爆者健康手帳を提示してください。
ただし、訪問介護・訪問型サービスについては、あらかじめ助成受給のための資格認定を受ける必要があります。訪問介護については低所得世帯の被爆者が対象です。

原爆養護ホーム

身体または精神上の理由により、居宅で介護や養護を受けることが困難な被爆者を対象に、県内２ヶ所の原爆養護ホームへの入所事業および短期入所（ショートステイ）事業を行っています。

事業所名	住所	電話番号
恵の丘長崎原爆ホーム	長崎市三ツ山町 139-5	095-845-4181
原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	西海市西彼町上岳郷 1663-1	0959-27-1262

7. 生活に困っている方への支援

生活保護について

【問い合わせ先】 保護課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地　　（内線 160～165）

生活保護制度は、病気、けが、失業など、様々な事情で暮らしに困っている方に対し、憲法に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を国が保障するとともに、自分の力で生活できるまで必要な保護を行うことを目的としています。
保護費は、資産（不動産・預貯金・生命保険など）や能力など、あらゆるものを活用しても、国が定める最低生活費以下の場合、不足の程度に応じて支給されます。

〇保護の種類と内容
生活保護は８つの扶助に分かれており、生活を営む上で必要な各種費用に対応して支給されます。

扶助の種類	内　容	
①生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・光熱費・衣料寝具・移送費など）	基準額を算出し支給します。
②住宅扶助	家賃・地代・住宅の維持補修に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
③教育扶助	義務教育に必要な費用（学用品費・給食費など）	定められた基準額を支給します。
④医療扶助	病気の治療などに必要な費用	費用は直接医療機関へ支払います。
⑤介護扶助	介護などに必要な費用	費用は直接介護事業者へ支払います。
⑥出産扶助	出産に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
⑦葬祭扶助	葬祭に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
⑧生業扶助	開業・技術の修得・就職に必要な費用 高等学校等就学費用ほか	定められた範囲内で実費を支給します。

＜申請について＞
- 生活保護制度の利用を希望する方は、保護課にご相談ください。
- 制度説明のほかに、優先すべき他法他施策（生活福祉資金や各種社会保障施策等）の活用についての検討を行います。
- 申請に必要な書類等は、その方の状況に応じて異なります。相談時にご確認ください。
- 保護の決定のため、申請された方の調査を実施します（家庭訪問による生活状況調査、資産調査、収入や就労についての調査など）。

行旅病人・行旅死亡人

【問い合わせ先】 保護課 TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 160～165）

・行旅病人および行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人を救護します。
・行旅死亡人については、本人の認識に必要な事項を確認・記録し、火葬します。（保管できるものについては、遺留品として取り扱います。）

生活困窮者自立支援事業

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会内 TEL： 47-8686（専用ダイヤル）
自立相談支援窓口 福祉あんしんセンター
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）３階
【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目 25 番地 （内線 603）

現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある方に包括的かつ継続的な支援を行うもので、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行います。相談員が一緒になって考え、解決へのお手伝いをします。

支援の内容

自立相談支援 … 困りごとの内容確認・整理・支援計画の作成等、自立を目標とした状況に応じた支援を行います。

住居確保給付金の支給 … 就職活動を支えるために一定期間家賃(上限あり)を給付します。
※条件あり

その他の支援 … 各種支援機関及び他制度の紹介や同行。就職活動の支援。

生活福祉資金貸付制度

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会 TEL： 53-1351
【所在地】 大村市本町 458 番地２
中心市街地複合ビル（プラットおおむら）３階

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、世帯単位にそれぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や、高校・大学への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。なお、貸付けに際しては様々な条件がありますので、まずはお問い合わせください。

※貸付けの詳細については、次ページ以降の表を参照してください。

生活福祉資金貸付事業

資金の種類			貸付期間・貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
総合支援資金（注）	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間　原則3ヶ月　最大12ヶ月 （延長は3ヶ月ごと3回）	二人以上世帯 月額　200,000 単身世帯 月額　150,000	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	保証人ありの場合 無利子 保証人なしの場合 年1.5%	原則として必要です。 ＊ 保証人なしでも貸付は可能ですが、貸付利子がつきます。
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000	最終貸付日から6ヶ月以内 （※1） 生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職や転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用（住居の退去を求められる、電気・ガス・水道を止められるなど。） ・債務整理をするために必要な経費等（債務整理の為の借り換え資金は除きます。弁護士費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先します。）	600,000				
福祉資金	福祉費	① 生業を営むために必要な経費	4,600,000	貸付の日から6ヶ月以内 （※2）（※3） ③および⑧については、個別の状況により県社協が必要と認める場合に限り、限度額が5,800,000円償還期間が15年以内となります。	10年以内	保証人ありの場合 無利子 保証人なしの場合 年1.5%	原則として必要です。 保証人なしでも貸付は可能ですが、貸付利子がつきます。
		② 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	6ヶ月程度　1,300,000		8年以内		
			1年程度　2,200,000		10年以内		
			2年程度　4,000,000		12年以内		
			3年程度　5,800,000		15年以内		
		③ 住宅の増改築、補修等公営住宅の譲り受けに必要な経費（※2）	原則　2,500,000		原則 7年以内		
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000		8年以内		
		⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費	2,500,000		8年以内		
		⑥ 負傷または疾病の療養に必要な経費及び、その療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1年以下　1,700,000		8年以内		
			1年超（1年6月以内） 2,300,000				
		⑦ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	1年以下　1,700,000		8年以内		
			1年超（1年6月以内） 2,300,000				
		⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要となる軽費（※3）	原則　1,500,000		原則 7年以内		
		⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000		3年以内		
		⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000		3年以内		
		⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000		3年以内		
		⑫ その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000		3年以内		
	緊急小口資金（注）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000	貸付の日から2月以内	1年以内	無利子	不要

（注）総合支援資金および緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

7．生活に困っている方への支援

生活福祉資金貸付事業

資金の種類			貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
教育支援資金	教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校月額 35,000 高等専門学校 月額 60,000 短期大学月額 60,000 大学 月額 65,000	卒業後 6ヶ月以内	10年以内 または 15年以内 または 20年以内 ※同一就学者の借入総額に応じて償還期限を設定できる	無利子	保証人なしでも貸付は可能 ＊ 世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度金	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。 （貸付期間） 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の70%程度 （月額300,000円以内）	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 推定相続人の中から連帯保証人を選定します。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。 （貸付期間） 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地建物の評価額の70%程度 （集合住宅は50%） 福祉事務所が定めた貸付基本額以内	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

臨時特例つなぎ資金

資金の種類		貸付限度額（円）	償還期間（据置期間なし）	貸付利子	連帯保証人	利用対象要件
臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度または公的資金貸付制度を申請している住居の無い離職者に対して、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けます。	100,000	公的給付金、または公的貸付金の交付を受けたときから1ヶ月以内。 ただし、申請が却下されたときには、却下の時から1ヶ月以内。 ＊上記によりがたい場合は1年の期間内で割賦償還	なし	不要	◎ 住居のない離職者で次のいずれにも該当する方 ① 離職者を支援する公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている方で、当該給付などの開始までの生活に困窮していること ② 借り入れ申込者名義の金融機関の口座を有していること ③ 原則として、法に基づく自立相談支援事業による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けること

福祉資金貸付事業

資金の種類	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	備考
福祉資金	70,000	1か月以内	金額によって異なる	※10,001円以上の場合：連帯保証人が必要 30,000円以上の場合：審査会が必要 ※大村市に1年以上居住する生活困難な世帯主で、償還できる収入のある者 （生活保護世帯は原則不可）

8．火災、災害の被災者への支援

火災、災害の被災者への見舞金

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目２５番地　　（内線 603）

大村市小規模災害被災者に対する見舞金等の支給に関する要綱に基づき、見舞金を支給します。
災害救助法の適用を受けない火災、風水害などの被災者が対象となります。

＜見舞金の種類＞

①災害により死亡した被災者の遺族に対する弔慰金（死亡者１人につき）

弔慰金	生計維持者	その他
	120,000 円	60,000 円

②災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金（半壊・半焼以上の被害を受けたとき）

世帯構成	全壊・全焼・流失	半壊・半焼
１人世帯	20,000 円	15,000 円
２人世帯	30,000 円	20,000 円
３人以上 （一人増すごとに加算する額）	10,000 円	5,000 円

火災、災害の被災児童・生徒への見舞金

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目２５番地　　（内線 603）

火災、風水害などで住家を失ったり、親を亡くした児童・生徒に対し、「財団法人 長崎県児童救済基金」から、学資金や修学旅行資金などが支給されます。
被災時に児童・生徒の親が長崎県内に居住していた場合に限り、申請できます。

＜長崎県児童救済基金の種類と金額＞

種類	対象児童	給付額				
		未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	主たる生計者である親が死亡した児童・生徒	—	年 66,000 円	年 66,000 円	年 264,000 円	年 371,000 円
	主たる生計者でない親が死亡した児童・生徒		年 33,000 円	年 33,000 円	年 132,000 円	年 186,000 円
被服文具費	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒	35,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	—
修学旅行資金	親が死亡した児童・生徒	—	上限 40,000 円	上限 70,000 円	上限 110,000 円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒					
就職支度金	親が死亡した児童・生徒	—	—	50,000 円	50,000 円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒					
特別救済金	理事会が特に必要と認める場合に、特に定める額					

大規模災害時の被災者への各種給付金

【問い合わせ先】 福祉総務課　　TEL： 53-4111
【所在地】 大村市玖島１丁目２５番地　　（内線 603）

大規模災害（災害救助法が適用された場合など）の被災者に対して、各種支援金を支給します。

給付金の種類	内容
災害弔慰金	一定規模以上の自然災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰のために災害弔慰金を支給します。
災害障害見舞金	一定規模以上の自然災害により精神または身体に重度の障がいを受けた方に対し、災害障害見舞金を支給します。
災害援護資金	一定規模以上の災害により負傷または住家・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するための災害援護資金を貸し付けます。
被災者生活再建支援金	一定規模以上の自然災害により住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため、その被害程度や住家の再建方法に応じた支援金を支給します。
長崎県・市町被災者生活再建支援金（県・市町制度）	一定規模以上の自然災害により住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けながら、その自然災害の規模が国の被災者生活再建支援法に定める支援の対象に達しないため、法による支援を受けられない市町の被災世帯に対し、県と市町が一体となって、生活の立て直しに資するため、その被害程度や住家の再建方法に応じた支援金を支給します。

9．施設と窓口の概要

大村市役所本庁

〈本館１階〉福祉保健部（国保けんこう課・福祉総務課・保護課）

大村市役所本庁舎には、福祉保健部の国保けんこう課、福祉総務課、保護課があります。

なお、高齢者、障がい者、子ども関係の諸手続きについては、中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階及びこどもセンターで受け付けますが、部分的に福祉総務課の**福祉簡易窓口**（次頁参照）でも受付を行っています。

（所在地）　大村市玖島１丁目 25 番地

（ＴＥＬ）　53-4111（代表）

（窓口時間）　８：30 ～ 17：15（月～金　＊土・日・祝日・年末年始を除く）

〈主な事業内容〉

事業種類	サービス内容	担当課・機関
医療費の助成（福祉医療制度）	子ども医療、母子医療、父子医療、寡婦医療、未婚の女子医療、寡男医療、障害者医療	福祉総務課（内線 156）
旧軍人・軍属等と家族・遺族に対する援護	旧軍人・軍属等（本人）への恩給、中国残留邦人等への支援など	福祉総務課（内線 603）
	戦没者の遺族に対する特別弔慰金	福祉総務課（内線 603）
原爆被爆者に対する援護	被爆者健康手帳、各種健康診断、各種手当など	福祉総務課（内線 151）
火災、災害の被害者に対する支援	火災、災害の被災者、児童・生徒への見舞金など	福祉総務課（内線 603）
生活保護および行旅人に関すること	生活保護、行旅病人・行旅死亡人	保護課（内線 160～165）
市民のための保健事業	健康教育、健康相談・訪問指導、健診後の保健指導	国保けんこう課（内線 141・171）
	健康診査（特定健康診査、がん検診等）	国保けんこう課（内線 145）
	高額療養費申請・療養費申請・限度額認定証申請・特定疾病受療証申請・出産育児一時金（差額申請）など	国保けんこう課（内線 110～112、119）

9．施設と窓口の概要

福祉簡易窓口（福祉総務課）受付
（中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階、
こどもセンター関係）

分野	事業種類	サービス内容
高齢者のための福祉（担当　長寿介護課）	介護予防事業	シルバーパワーアップ倶楽部会員登録申請（カード発行）
		高齢者リフレッシュ倶楽部会員登録（更新）申請（パスポート発行）
	介護保険（保険料）	保険料過誤納金・介護給付費口座振込依頼申請（死亡・転出時）
	介護保険（資格・認定）	再交付申請（被保険者証・資格者証・受給資格証明書・負担割合証） ※即日再交付を希望する場合は長寿介護課へ
		住所変更、送付先変更
		要介護・要支援認定申請
		受給資格証明書交付
	介護保険（保険料）	納付証明書発行
	その他	おむつ代医療費控除申請・障害者控除対象者申請
障がい者のための福祉（担当　障がい福祉課）	身体障害者手帳	変更届・県外転入届
		返還
	療育手帳	記載事項変更届
		返還
	利用料等の割引	有料道路割引登録申請
		NHK 受信料減免証明書交付
	その他	車いす貸し出し、ヘルプマーク・ヘルプカード交付
こどものための福祉（担当　こども家庭課）	児童手当	認定請求申請（出生・転入）
		額改定請求・消滅届（転出等）・その他異動届
	児童扶養手当	資格喪失届 住所・支払金融機関変更届

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階

福祉保健部（長寿介護課・地域包括支援センター・障がい福祉課）、
在宅医療サポートセンター

平成 28 年３月、大村市福祉保健部の長寿介護課・地域包括支援センター・障がい福祉課が旧浜屋ビル跡の「中心市街地複合ビル（プラットおおむら）２階」に移転しました。

（所在地）　大村市本町 458 番地２

（開館時間）　８：30～ 17：15（月～金　＊土・日・祝日・年末年始を除く）

＊地域包括支援センターの夜間・休日緊急連絡先・・・53-8141

福祉保健部（長寿介護課・地域包括支援センター・障がい福祉課）

＜主な事業内容＞

事業種類	サービス内容	担当課・機関
高齢者の保健（介護保険・介護予防事業等）	介護保険資格に関する業務 保険料の賦課・徴収業務 介護保険要介護認定申請受付	２階 長寿介護課 保険料グループ （TEL 20-7301）
	養護老人ホーム措置に関する相談業務 老人クラブに関する業務	２階 長寿介護課 管理グループ （TEL 20-7301）
	高齢者福祉や自立支援に関する業務 介護サービス給付の申請受付および支給	２階 長寿介護課 給付グループ （TEL 20-7301）
	介護予防ケアマネジメント 総合相談・支援 権利擁護・虐待早期発見と防止 地域のケアマネジャーなどの支援	２階 地域包括支援センター （TEL 53-8141 ＊夜間・休日24時間通話可能） （TEL 20-7308）
障がい者福祉	身体障害者手帳、療育手帳、日常生活用具の給付、小児慢性疾患児の日常生活用具の給付、特別児童扶養手当、特別障害者手当、地域生活支援事業など	２階 障がい福祉課 生活支援グループ （TEL 20-7306）
	精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス、自立支援医療や地域生活支援促進事業	２階 障がい福祉課 自立支援給付グループ （TEL 20-7306）
医療相談	退院支援・調整、日常の療養生活支援	２階　大村市医師会 在宅医療ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ （TEL 20-7115）

9．施設と窓口の概要

大村市こどもセンター

〈1 階〉　こども未来部（こども政策課・こども家庭課）

夜間初期診療センター

こども未来部公式 facebook　　こども未来部公式 Instagram

「大村市こどもセンター」は、「こども未来部」として、「こども政策課」と「こども家庭課」の２課で構成しています。

センターには保健師、助産師、管理栄養士、保育士、母子・父子自立支援員、家庭相談員など各専門分野のスタッフを配置し、妊娠・出産・乳幼児期を通じた健康診査や保健指導など母子の健康づくりの支援、育児不安の相談などの子育て支援、保育所や児童手当、児童扶養手当の手続きなど、子どもに関する対応をワンフロアで行っています。また、平成 31 年 4 月からは「子育て世代包括支援センター」として母子保健サービスと子育て支援サービスの一体的な提供を通じて、妊娠期から切れ目のない支援を行う体制を整えています。さらに、令和 2 年度から不登校対策の一環として家でも学校でもない安心して過ごせる第三の居場所「小・中学生サポートルーム conne（コンネ）」を開設し、児童・生徒の社会との繋がりを支援しています。

センター内の施設は、子どもに関する各種機関・団体の会議、地域交流活動、イベントなどに利用することができます。

また、夜間初期診療センターを併設し、内科及び小児科の夜間の急病者に備えています。

（所在地）　大村市本町 413 番地 2

（TEL）　54-9100（代表）

（開館時間）　8：30 ～ 22：00（土曜・日曜・祝日も開館しています。）

（窓口時間）　8：30 ～ 17：15（月～金　＊祝日を除く）

※夜間初期診療センターは毎日（年中無休）19:00～22:00（TEL54-9911）

（休館日）　年末年始（12 月 29 日 ～ 翌年 1 月 3 日）

※夜間初期診療センターは、年末年始も開いています。

＜施設の概要＞

事務室、多目的ホール、リハビリ室、和室、会議室、相談室、調理室等

※こどもセンターの部屋を使用する場合は、あらかじめ団体登録が必要です。利用の際は施設使用許可申請書による申込みをお願いします。

＜主な事業内容＞

事業種類	サービス内容	担当課・機関
子どもの福祉	保育所入所・保育料の納入及び相談・一時保育事業・休日保育事業・病児保育事業・放課後児童クラブ	こども政策課 （TEL　54-9100）
	児童手当・児童扶養手当 子育て短期支援事業（ショートステイ等） 助産施設入所 児童家庭相談	こども家庭課 （TEL　54-9100）
	幼稚園 障がい児一時預り 各種子育て支援（※） 　ふれあい交流室（親子の交流・遊びのひろば） 　子育てのつどい（親子遊び、講座、講演会） 子育て相談・子育て情報提供・地域子育て支援センターなど	こども政策課 （TEL　54-9100） （※）こども未来館「おむらんど」 （TEL　47-6111）
ひとり親家庭（および寡婦）の福祉	高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 長崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業 資金の貸付	こども家庭課 （TEL　54-9100）
母子保健	母子健康手帳交付 1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査 ことばと心の相談室・子どもの発達支援 （4 歳児健診） 妊産婦及び乳幼児訪問指導・乳幼児すくすく健康相談 離乳食教室 予防接種	こども家庭課 （TEL　54-9100）
	妊娠相談	こども家庭課 （TEL　54-9100）
医療費の助成 （福祉医療制度）	子ども・母子・父子医療	こども家庭課 （TEL　54-9100）
夜間初期診療センター	急病者への初期診療（内科および小児科）	大村市夜間初期診療センター ※19：00～22：00 （TEL　54-9911）

9．施設と窓口の概要

大村市総合福祉センター

総合福祉センターは、高齢者・障がい者・母子のほか、広く市民の福祉向上を目指して設置しています。管理運営は指定管理者である大村市社会福祉協議会が行っています。

【所在地】　大村市本町 458 番地２　中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3～6 階の一部

【休館日】　年末年始（12 月 29 日 ～ 翌年１月３日）

※ただし、高齢者福祉センターの一般利用は従来どおりです。

施設・団体名			業務内容・業務時間	問合先
3階	福祉団体	大村市老人クラブ連合会	〈業務時間〉 月～金　10:00～16:00	TEL　53-6010
		大村市遺族会	〈業務時間〉 月・水・金　10:00～15:00	TEL（FAX） 54-5312
		大村市身体障害者団体連合会	〈業務時間〉 月・水・金　10:00～15:00	TEL　53-7002
		大村市手をつなぐ育成会	〈業務時間〉 水曜　9:00～11:00	TEL　54-8422
		長崎県ろうあ協会大村支部	〈業務時間〉 土曜　13:00～15:00	FAX　53-0009
		大村市母子寡婦福祉連合会	〈業務時間〉 月・金　9:00～15:00	TEL　46-3286 FAX　46-3287
		大村地区保護司会 （大村地区更生保護サポートセンター）	〈業務時間〉 月～金　10:00～16:00	TEL　52-0555
		大村市民生委員児童委員協議会連合会	〈業務時間〉 月・火・木　9:00～12:00	TEL（FAX） 47－5950
	社会福祉協議会	大村市社会福祉協議会	住民の皆さん一人一人の幸せづくりのために、地域に根ざした在宅福祉サービス、福祉教育、ボランティア活動、福祉施設の支援活動を行い、福祉文化の向上を目的とした様々な福祉活動を展開しています。 〈主な業務〉 ・生活福祉資金貸付 ・日本赤十字社活動資金募集及び共同募金 ・センターの施設貸出受付など	TEL　53-1351 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		大村市ボランティアセンター	大村市におけるボランティアの総合窓口としてボランティア活動の支援・普及啓発や講座開催、コーディネート等の業務を行います。	TEL　56-8663 〈業務時間〉 月～土（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15

3階	社会福祉協議会	高齢者福祉センターさくら荘	各種教養講座（受講料無料）等を開催しています。 ＜講座内容＞ 囲碁（初級・中級）・書道・郷土史・健康体操など ＜講座受講資格＞ 利用登録をしている60歳以上の方 ※利用登録のため必要なもの 運転免許証、保険証などの身分証明書及び65歳以上の方は介護保険証 ＜講座開催日＞ 講座によって異なります。詳しくは右記までお問い合わせください。 ※入館料等については159ページ参照	TEL　53-1351 大村市社会福祉協議会 TEL　53-1352 高齢者福祉センター
		福祉あんしんセンター	現に生活に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある方に対し、包括的かつ継続した支援を行います。	TEL　47-8686 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		福祉あんしんセンターおおむら	認知症や障がい等により、判断能力が低下した方が安心して地域生活ができるようサポートします。 ・福祉サービス利用援助 ・金銭管理サービス ・書類預かりサービス	TEL　54-1599 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		大村市障害者虐待防止センター	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援等を行います。	TEL　52-5063 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		保育所等訪問支援事業所スキップ	発達支援が必要とされる児童に対して、保育所等に出向いて専門的な支援及び訪問先のスタッフに対して支援方法等の助言を行います。	TEL　52-9974 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		自立生活援助事業所わかば	一人暮らしの障がい者の方に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応等により、生活の理解力・生活力を高める支援を行います。	TEL　52-9974 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
		大村市基幹相談支援センター	障がい者の相談・情報提供・助言や、地域の相談支援事業者間の連携支援を行います。	TEL　52-9974 〈業務時間〉 月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15

3 階	社会福祉協議会	大村市地域生活支援センター ラフ・ラム ・委託相談支援事業所 ・指定特定相談支援事業所 ・指定一般相談支援事業所 ・指定障害児相談支援事業所	障がい者（児）の日常生活における様々な相談を受け地域や専門機関、福祉サービス事業者との連携を図り、必要な福祉・医療・保健サービスやあらゆる社会資源につなげることで、地域での生活サポート体制を整えます。 〈支援サービスの具体的内容〉 ・障がい者の生活に関する一般相談（電話・訪問・来所） ・障害者総合支援法におけるサービス利用に関すること ・サービス等利用計画の作成 ・地域移行支援計画の作成と支援及び地域定着のための電話対応や訪問支援 ・障がい者（児）の社会生活力を高めるための各種講座や企画プログラムの実施 〈対象者及び利用条件〉 市内在住で障がいのため生活に支障がある方、またその家族（手帳の有無は問いません）。 また、障がいの種別・年齢は問いません。 ただし65歳以上の方については、介護保険が優先されます。 〈利用料〉 無料　※ただし、サービス等利用計画作成には契約が必要です。	TEL　52-9974 52-0690 〈業務時間〉 月～土（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15 ＊夜間及び休日は電話対応のみ（24時間）
4～6階		大会議室（A～C）、中会議室、小会議室（1～5）、講座室（1・2）、和室（大・中・小）、活動室 ※使用料については、159ページ参照		TEL　53-1351 大村市社会福祉協議会

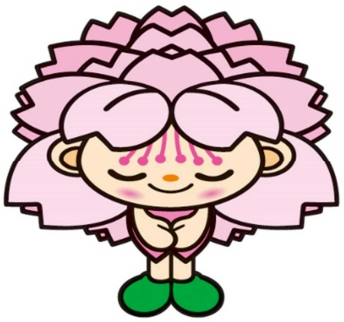

大村市総合福祉センター　使用料

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会　　TEL： 53-1351
【所在地】 大村市本町 458 番地 2 中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3～6 階の一部

＜高齢者福祉センター＞　＊さくら荘入館料

区分	使用料	備考
市内在住者で７５歳以上の方	無　料	1．介護のための付添い人の使用料：１日 100 円 ただし、小・中学校の児童生徒は半額 2．就学前の子どもは無料
市内在住者で60 歳以上７５歳未満の方	１日　100 円	
市外在住者で60 歳以上の方	１日　200 円	

＜総合福祉センター共用施設使用料＞

会議室名	会議室使用料（円/ｈ）	冷暖房使用料（円/ｈ）	備考
大会議室（区分 A）	700	400	大会議室区分 A は区分 B、C に分割して使用できます。
大会議室（区分 B）	300	100	
大会議室（区分 C）	400	300	
中会議室	350	200	
小会議室１	100	100	
小会議室２	100	100	
小会議室３	100	100	
小会議室４	100	100	
小会議室５	100	100	
講座室１	150	100	防音室
講座室２	100	100	
活動室	200	100	高齢者福祉センター利用
和室（大）	300	200	高齢者福祉センター利用
和室（中）	100	100	高齢者福祉センター利用
和室（小）	100	100	

※目的内の使用の場合、会議室使用料は無料です。

※冷暖房を使用する場合、会議室使用料と別に、上記冷暖房使用料が発生します。

＜附属設備の使用料＞

種類	内容	使用料（円/ｈ）
放送器具一式	ワイヤレス（アンプ・マイク２本）	100
プロジェクター一式	プロジェクター・スクリーン	100
電気使用料	電気器具を持ち込む場合（１ｋｗにつき）	300

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」は、「男女共同参画社会」を目指して、意識啓発や学習機会の提供、相談事業、情報提供事業等の諸事業を実施するとともに、団体、グループ、地域との連携・協働を推進し、市民の自発的な活動を支援するための施設です。

（所在地）　大村市本町 458 番地２　プラットおおむら４階

（TEL）　54-8715（男女いきいき推進課）

（窓口時間）　８：30 ～ 17：15（月～金　＊祝日を除く）

（利用時間）　講座室　９：00 ～ 22：00　（土・日・祝日も利用できます。）

相談室　９：00 ～ 17：00　（月～金　＊祝日を除く）※印刷室も同じ

（休館日）　年末年始（12 月 29 日～翌年１月３日）

＜主な事業内容＞

業　務	内　容
男女共同参画を推進するための講座の開催	男女共同参画社会に関する意識の普及啓発のため、各種講座、講演会やイベント（「ハートパルまつり」など）を開催しています。
男女共同参画を推進するための学習・研修等への講座室の貸与	男女共同参画社会に関連した学習・研修等を行う団体へ講座室を貸与しています。
交流スペースやライブラリー室の開放	市民の皆様が、自由に情報交換や交流ができる「交流スペース」と、読書・資料収集・ビデオの利用ができる「ライブラリー室」を開放しています。
相談室	女性のための相談室です。 夫婦や家族、DV、人間関係などについて相談を受け付けています。

＜男女共同参画推進センター施設使用料＞

会議室名	会議室使用料（円/ｈ）	冷暖房使用料（円/ｈ）
講座室	150	100

※男女共同参画推進登録団体、ボランティア登録団体が使用する場合は、講座室使用料は無料です。

※入場料などを徴収される場合は、使用料は上記の２倍になります。

＜付属設備の使用料＞

種類	内容	使用料（円/1 回）
放送器具一式	ワイヤレス（アンプ・マイク）	500
プロジェクター一式	プロジェクター・スクリーン	500
電気使用料	電気器具を持ち込む場合（１ｋｗにつき）	300

＜参考＞

長崎県県央保健所

（健康対策・保健福祉関連業務）

【所在地】　諫早市栄田町 26-49

【窓口時間】　9：00 ～ 17：45（月～金　＊土・日・祝日・年末年始を除く）

＜主な事業内容＞

事業種類	サービス内容	担当課・機関
結核対策	結核の方の療養支援、治療終了後の検診等	地域保健課 健康対策班 TEL　26-3306
感染症対策	HIV 抗体検査、梅毒抗体検査、HTLV-1 検査 肝炎検査 感染症に関する相談	
難病対策	難病の方の相談・支援	
精神保健福祉	こころの相談 ひきこもり相談 高次脳機能障害に関する相談 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談	地域保健課 保健福祉班 TEL　26-3306
母子保健	小児慢性特定疾病児の相談支援 不妊・不育に関する相談 性と健康に関する相談 （思春期、妊娠、出産、子育て、更年期）	
医療費の助成	小児慢性特定疾病医療費助成制度 特定医療費（指定難病）支給認定制度 肝炎治療にかかる医療費助成 肝炎精密検査及び定期検査費用助成	地域保健課 保健福祉班 健康対策班 TEL　26-3306

長崎県県央保健所　案内図

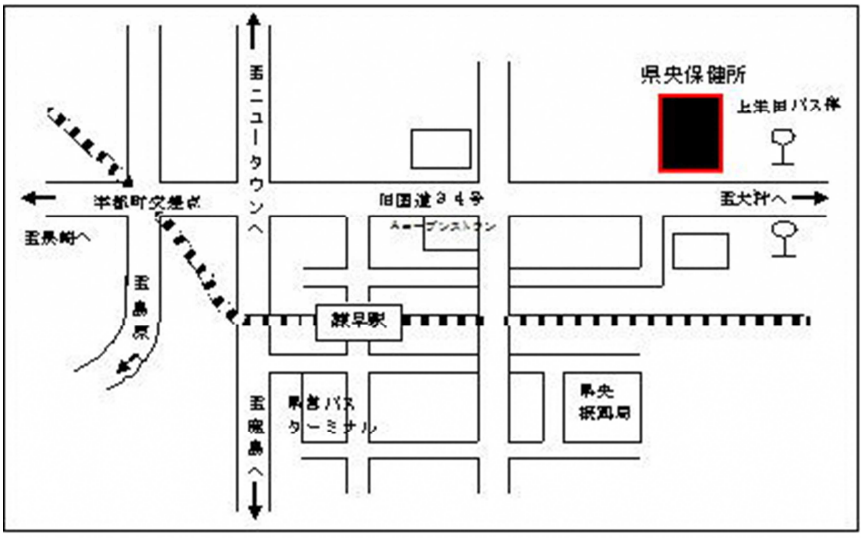

五十音さくいん

カナ	漢字表記等		ページ番号
ア行			
アカチャンホウモン	赤ちゃん訪問	……	95
アンダーフォーティ（若年者）ケンシン	U40（若年者）健診	……	102
イーティーシー	ＥＴＣ	……	52
イエデモガッコウデモナイダイサンノイバショ	家でも学校でもない第三の居場所	……	82
イチジアズカリ	一時預かり	……	74
イリョウノキュウフ（被爆者）	医療の給付（被爆者）	……	136
イリョウヒノジョセイ	医療費の助成	……	106～117
エヌエイチケイジュシンリョウゲンメンショウメイショ	ＮＨＫ受信料減免証明書	……	150
エヌエイチケイホウソウジュシンリョウ（障がい者）	ＮＨＫ放送受信料（障がい者）	……	57
オオムラシジドウギャクタイセンヨウツウホウダイヤル	大村市児童虐待専用通報ダイヤル	……	80
オオムラシチイキセイカツシエンセンター「ラフ・ラム」	大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」	……	62
オオムラシフイクショウシエンタイサク	大村市不育症支援対策	……	117
オオムラシミンプール・オクナイプールリヨウリョウ（障がい者）	大村市民プール・屋内プール利用料（障がい者）	……	58
オオムラシヤカンショキシンリョウセンター	大村市夜間初期診療センター	……	99・105・152
オオムラシリョウイクシエンセンター「ステップ」	大村市療育支援センター「ステップ」	……	62・83
オオムラユノハナ	大村ゆの華	……	14
オモイヤリチュウシャジョウセイド	おもいやり駐車場制度	……	46
オンキュウ（旧軍人・軍属）	恩給（旧軍人・軍属）	……	123
オンキュウソウダンセンヨウデンワ	恩給相談専用電話	……	122 ・124
オンセイキノウショウガイ	音声機能障がい	……	49
カ行			
カイゴカゾクシャアンシンサポートサービスジギョウ	介護家族者あんしんサポートサービス事業	……	9
カイゴホケン	介護保険	……	1
カイゴホケン（被爆者）	介護保険（被爆者）	……	140
カイゴホケンノウフショウメイショ	介護保険納付証明書	……	150
カイゴホケンヒホケンシャショウ	介護保険被保険者証	……	1
カイゴホケンフタンゲンドガクニンテイ	介護保険負担限度額認定	……	5
カイゴヨウヒン	介護用品	……	9
カイゴヨボウ	介護予防	……	11
ガクドウホイク	学童保育	……	77・78
カサイ、サイガイノミマイキン	火災、災害の見舞金	……	146・147
カテイソウダンイン	家庭相談員	……	79
カフイリョウ	寡婦医療	……	108
カフフクシシキン	寡婦福祉資金	……	86・87
カヤゼノユ	かやぜの湯	……	14
ガンケンシン	がん検診	……	103・104
ギャクタイ（高齢者）	虐待（高齢者）	……	15・151
ギャクタイ（障がい者）	虐待（障がい者）	……	155

ギャクタイ（児童）	虐待（児童）	……	80
キュウジツホイク	休日保育	……	75
キョジュウシエン（障がい者）	居住支援（障がい者）	……	37
キョタクカイゴ（障がい者）	居宅介護（障がい者）	……	36
キンキュウツウホウソウチ	緊急通報装置	……	16
グループホーム（高齢者）	グループホーム（高齢者）	……	3
クルマイスノカシダシ	車いすの貸出	……	45・150
クルマイスムケジュウタク	車いす向け住宅	……	34
グンレキショウメイ	軍歴証明	……	122
ケイタイデンワリョウキン（障がい者）	携帯電話料金（障がい者）	……	58
ケイヒロウジンホーム	軽費老人ホーム	……	20
ケンコウコウザ	健康講座	……	101
ケンコウシンサ（１歳６か月児・３歳児）	健康診査（１歳６か月児・３歳児）	……	92
ケンコウシンサ（妊婦・乳児）	健康診査（妊婦・乳児）	……	91
ケンコウシンダン（被爆者）	健康診断（被爆者）	……	139
ケンコウソウダン・ホウモンシドウ	健康相談・訪問指導	……	101
ゲンドガクテキヨウニンテイショウ	限度額適用認定証	……	120
ゲンバクヨウゴホーム	原爆養護ホーム	……	140
コウガクカイゴサービスヒ	高額介護サービス費	……	5
コウガクリョウヨウヒ	高額療養費	……	25・121
コウキコウレイシャイリョウ	後期高齢者医療	……	22・118
コウキコウレイシャケンシン	後期高齢者健診	……	102
コウセイロウドウショウ	厚生労働省	……	124
コウドウエンゴ	行動援護	……	36
コウレイシャカツドウシエンシセツジギョウ	高齢者活動支援施設事業	……	12
コウレイシャジリツシエンジギョウ	高齢者自立支援事業	……	16
コウレイシャノヨボウセッシュジョセイセイド	高齢者の予防接種助成制度	……	14
コウレイシャフクシカンレンシセツ	高齢者福祉関連施設	……	18～21
コウレイシャリフレッシュジギョウ	高齢者リフレッシュ事業	……	14
コウロシボウニン	行旅死亡人	……	142
コウロビョウニン	行旅病人	……	142
コエノコウホウ	声の広報	……	47
コクミンケンコウホケン	国民健康保険	……	24・120
コソダテサポーター	子育てサポーター	……	82
コツソショウショウケンシン	骨粗しょう症検診	……	104
コトバトココロノソウダンシツ	ことばと心の相談室	……	96
コドモイリョウ	子ども医療	……	106

サ行

サービスツキコウレイシャムケジュウタク	サービス付き高齢者向け住宅	……	21
サイガイエンゴシキン	災害援護資金	……	148
サイガイショウガイミマイキン	災害障害見舞金	……	148
サイガイチョウイキン	災害弔慰金	……	148
サンゴケアジギョウ	産後ケア事業	……	98

シ・ケンミンゼイ（障がい者）	市・県民税（障がい者）	55
シーハットオオムラ（障がい者）	シーハットおおむら（障がい者）	59
ジェイアールリョカクウンチン（障がい者）	ＪＲ旅客運賃（障がい者）	51
シエイジュウタク（障がい者）	市営住宅（障がい者）	34
シシュウシッカンケンシン	歯周疾患検診	104
シセツサービス（高齢者）	施設サービス（高齢者）	3
ジドウギャクタイ	児童虐待	80
ジドウシャウンテンメンキョシュトク（障がい者）	自動車運転免許取得（障がい者）	53
ジドウシャウンテンメンキョシュトク（母子家庭）	自動車運転免許取得（母子家庭）	87
ジドウシャゼイ（障がい者）	自動車税（障がい者）	56
ジドウシャノカイゾウヒジョセイ（障がい者）	自動車の改造費助成（障がい者）	53
ジドウシャノチュウシャキンシソチノカンワ（障がい者）	自動車の駐車禁止措置の緩和（障がい者）	45
ジドウテアテ	児童手当	63
ジドウフクシシセツ	児童福祉施設	83
ジドウフヨウテアテ	児童扶養手当	64
シミンゼイヒカゼイセタイ	市民税非課税世帯	6
ジュウドホウモンカイゴ（障がい者）	重度訪問介護（障がい者）	36
シュウロウイコウシエン	就労移行支援	37
シュウロウケイゾクシエン	就労継続支援	37
ジュクネンダイガッコウジギョウ	熟年大学校事業	13
シュッサンイクジイチジキン	出産育児一時金	121
シュワツウヤクソウダンイン	手話通訳相談員	47・61
シュワホウシイン	手話奉仕員	48
ショウガイキソネンキン	障害基礎年金	30
ショウガイジフクシテアテ	障害児福祉手当	28・65
ショウガイシャ（税金）	障がい者（税金）	54
ショウガイシャイリョウ	障害者医療	39・111
ショウガイシャコウジョタイショウシャシンセイ	障害者控除対象者申請	150
ショウガイネンキン（援護法）	障害年金（援護法）	124
ショウキボタキノウガタキョタクカイゴ	小規模多機能型居宅介護	3
ショウニマンセイトクテイシッカンジニチジョウセイカツヨウグ	小児慢性特定疾患児日常生活用具	33
ショウニマンセイトクテイシッペイイリョウヒジョセイセイド	小児慢性特定疾病医療費助成制度	116
ショウビョウオンキュウ	傷病恩給	123
ショートステイ（子ども）	ショートステイ（子ども）	76
ショートステイ（障がい者）	ショートステイ（障がい者）	36
ジョサンシセツ	助産施設	79
ショトクゼイ（障がい者）	所得税（障がい者）	54
ジリツクンレン（障がい者）	自立訓練（障がい者）	37
ジリツシエンイリョウ（育成医療）	自立支援医療（育成医療）	42・114
ジリツシエンイリョウ（更生医療）	自立支援医療（更生医療）	40・112
ジリツシエンイリョウ（精神通院医療）	自立支援医療（精神通院医療）	41・113
ジリツシエンキュウフキン（母子・父子家庭）	自立支援給付金（母子・父子家庭）	85
シルバーパワーアップジギョウ	シルバーパワーアップ事業	13
シンシンショウガイシャフヨウキョウサイセイド	心身障害者扶養共済制度	30
シンセイジチョウカクケンサ	新生児聴覚検査	92
シンタイショウガイシャテチョウ	身体障害者手帳	26

シンタイ・チテキ・セイシンショウガイシャソウダンイン	身体・知的・精神障がい者相談員	……	61
セイカツコンキュウシャジリツシエンジギョウ	生活困窮者自立支援事業	……	142
セイカツフクシシキン	生活福祉資金	……	142～145
セイカツホゴ	生活保護	……	141
セイカツホゴジュキュウシャ（介護保険サービス）	生活保護受給者（介護保険サービス）	……	7
ゼイキン（障がい者）	税金（障がい者）	……	54
セイシンショウガイシャホケンフクシテチョウ	精神障害者保健福祉手帳	……	27
センショウビョウシャソウダンイン	戦傷病者相談員	……	130
センショウビョウシャテチョウ	戦傷病者手帳	……	128～130
センテンセイタイシャイジョウ（新生児）	先天性代謝異常（新生児）	……	91
センパクウンチン	船舶運賃	……	51
ソウゾクゼイ（障がい者）	相続税（障がい者）	……	55
ソウダンイン（障がい者）	相談員（障がい者）	……	61
ゾウヨゼイ（障がい者）	贈与税（障がい者）	……	55

タ行

ダイイッシュケンコウシンダンジュシンシャショウ（被爆者）	第一種健康診断受診者証（被爆者）	……	137
ダイニシュケンコウシンダンジュシンシャショウ（被爆者）	第二種健康診断受診者証（被爆者）	……	138
ダイリトウヒョウ（障がい者）	代理投票（障がい者）	……	60
タクシーリョウキン（障がい者）	タクシー料金（障がい者）	……	51
ダンジョキョウドウサンカク	男女共同参画	……	158
チイキカツドウシエンセンター（障がい者）	地域活動支援センター（障がい者）	……	62
チイキコソダテシエンセンター	地域子育て支援センター	……	81
チイキホウカツシエンセンター	地域包括支援センター	……	15・151
チュウゴクザンリュウホウジン	中国残留邦人	……	131
ツウショカイゴ	通所介護	……	2
ツウショリハビリテーション	通所リハビリテーション	……	2
テアテ（被爆者）	手当（被爆者）	……	134・135
デイサービス（高齢者）	デイサービス（高齢者）	……	2
デイサービスセンター	デイサービスセンター	……	2・3
テンジトウヒョウ	点字投票	……	60
テンジヒョウキサービス	点字表記サービス	……	47
デンワバンゴウアンナイリョウ（障がい者）	電話番号案内料（障がい者）	……	57
ドウキョトクベツショウガイシャ（税金）	同居特別障害者（税金）	……	54
ドウコウエンゴ	同行援護	……	36
トクテイケンシン	特定健診	……	102
トクテイシッペイリョウヨウヒジュリョウショウ	特定疾病療養費受療証	……	25・121
トクベツキュウフキン（戦没者）	特別給付金（戦没者）	……	126
トクベツジドウフヨウテアテ	特別児童扶養手当	……	29・65
トクベツショウガイシャ（税金）	特別障害者（税金）	……	54
トクベツショウガイシャテアテ	特別障害者手当	……	28
トクベツチョウイキン（戦没者）	特別弔慰金（戦没者）	……	127
トレーニングルーム（障がい者）	トレーニングルーム（障がい者）	……	59
トワイライトステイ（子ども）	トワイライトステイ（子ども）	……	76

ナ行

ニチジョウセイカツシエンジギョウ（ひとり親家庭）	日常生活支援事業（ひとり親家庭）	……	84
ニチジョウセイカツヨウグ	日常生活用具	……	31・32
ニッチュウカツドウシエン（障がい者）	日中活動支援（障がい者）	……	37
ニュウヨウジスクスクケンコウソウダン	乳幼児すくすく健康相談	……	96
ニンシンソウダン	妊娠相談	……	97
ニンチショウコウレイシャ	認知症高齢者	……	9
ニンチショウタイオウガタキョウドウセイカツカイゴ	認知症対応型共同生活介護	……	3
ニンテイコドモエン	認定こども園	……	68
ニンテイシッペイ（被爆者）	認定疾病（被爆者）	……	134

ハ行

ハイカイエスオーエスネットワークジギョウ	徘徊SOSネットワーク事業	……	9
バスウンチン（障がい者）	バス運賃（障がい者）	……	52
ヒガエリカイゴシセツ	日帰り介護施設	……	2・3
ヒサイシャセイカツサイケンシエンキン	被災者生活再建支援金	……	148
ヒバクシャケンコウテチョウ	被爆者健康手帳	……	132・133
ヒバクタイケンシャセイシンイリョウジュキュウシャショウ	被爆体験者精神医療受給者証	……	140
ビョウジホイクジギョウ	病児保育事業	……	75
フクシガソリンケン	福祉ガソリン券	……	50
フクシタクシーケン	福祉タクシー券	……	50
フジョリョウ（旧軍人・軍属）	扶助料（旧軍人・軍属）	……	125
ヘルプマーク・ヘルプカード	ヘルプマーク・ヘルプカード	……	44
ベビーシッタートウ	ベビーシッター等	……	71
ホイクコンシェルジュ	保育コンシェルジュ	……	67
ホイクショ・ホイクエン	保育所・保育園	……	66～71
ホウカゴジドウクラブ	放課後児童クラブ	……	77・78
ホウカゴトウデイサービス（障がい者）	放課後等デイサービス（障がい者）	……	36
ホウモン・ツウショサービス（障がい者）	訪問・通所サービス（障がい者）	……	36
ホウモンカイゴ（高齢者）	訪問介護（高齢者）	……	2
ホウモンカンゴ（高齢者）	訪問看護（高齢者）	……	2
ホウモンシドウ(一般)	訪問指導（一般）	……	101
ホウモンシドウ(妊産婦・乳幼児)	訪問指導（妊産婦・乳幼児）	……	95
ホウモンニュウヨクサービス（障がい者）	訪問入浴サービス（障がい者）	……	44
ホウモンニュウヨクカイゴ（高齢者）	訪問入浴介護（高齢者）	……	2
ホウモンリハビリテーション	訪問リハビリテーション	……	2
ホウモンリビヨウサービスヒ	訪問理美容サービス費	……	10
ホケンシドウ	保健指導	……	102
ホソウグ	補装具	……	31
ホームヘルプサービス（高齢者）	ホームヘルプサービス（高齢者）	……	2
ホームヘルプサービス（障がい者）	ホームヘルプサービス（障がい者）	……	6

ボシ・フシ・カフフクシシキンカシツケ	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	……	86～88
ボシ・フシイリョウ	母子・父子医療	……	107
ボシケンコウテチョウ	母子健康手帳	……	90
ボシ・フシジリツシエンイン	母子・父子自立支援員	……	84

マ行

ミコンノジョシイリョウ	未婚の女子医療	……	109
ミジュクジヨウイクイリョウ	未熟児養育医療	……	115
ミマイキン（火災、災害）	見舞金（火災、災害）	……	146・147
ミマイキン（被災児童・生徒）	見舞金（被災児童・生徒）	……	147
ミミトコトバノソウダン	耳とことばの相談	……	48・61

ヤ行

ヤモオイリョウ	寡男医療	……	110
ヤングケアラーノソウダンマドグチ「マツナギヤ」	ヤングケアラーの相談窓口「まつなぎや」	……	83
ユウビントウヒョウ（障がい者）	郵便投票（障がい者）	……	60
ユウリョウドウロ（障がい者）	有料道路（障がい者）	……	52
ユウリョウロウジンホーム	有料老人ホーム	……	20
ヨウゴロウジンホーム	養護老人ホーム	……	17・18
ヨウチエン	幼稚園	……	68
ヨボウセッシュ	予防接種	……	93・94

ラ行

リニュウショク	離乳食	……	97
リョウイクテチョウ	療育手帳	……	26
リヨウシャフタンガク（保育料）	利用者負担額（保育料）	……	72
ロウジンホケンシセツ	老人保健施設	……	3
ロウレイフクシネンキンジュキュウシャ	老齢福祉年金受給者	……	7

大村駅付近略地図

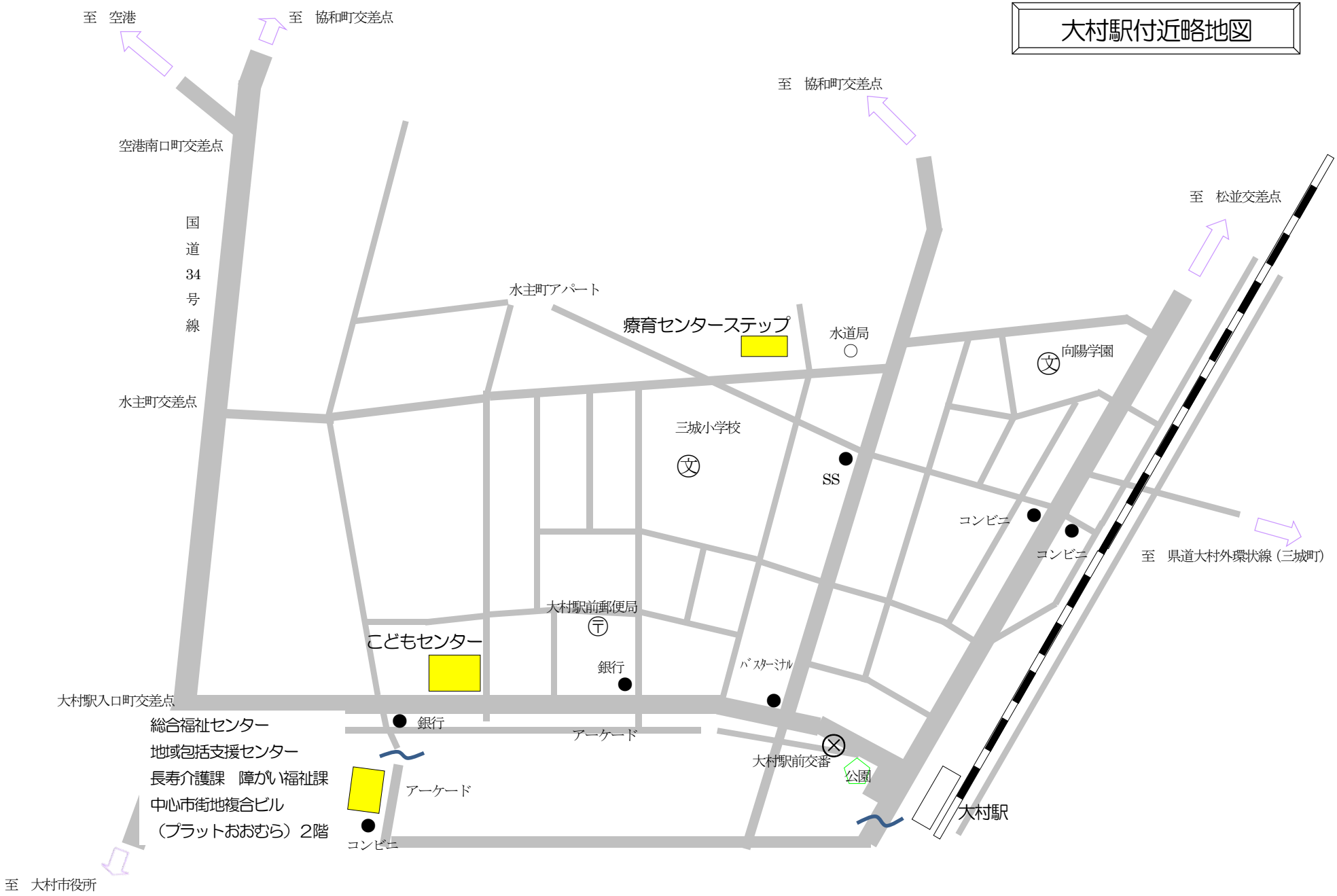
至　空港
至　協和町交差点
至　協和町交差点
至　松並交差点
空港南口町交差点
国道34号線
水主町アパート
療育センターステップ
水道局
向陽学園
水主町交差点
三城小学校
SS
コンビニ
コンビニ
至　県道大村外環状線（三城町）
大村駅前郵便局
こどもセンター
銀行
バスターミナル
大村駅入口町交差点
総合福祉センター
地域包括支援センター
長寿介護課　障がい福祉課
中心市街地複合ビル
（プラットおおむら）2階
銀行
アーケード
大村駅前交番
公園
アーケード
コンビニ
大村駅
至　大村市役所

大村市福祉のしおり

大村市役所福祉保健部　〒856-8686　大村市玖島１丁目 25 番地
TEL：0957－53－4111（代表）
FAX：0957－52－6930

福祉保健部各課

福祉総務課
国保けんこう課
保護課
TEL：0957－53－4111（代表）
FAX：0957－52－6930

福祉事務所　TEL：0957－53－4111（代表）
0957－53－5967（直通）

大村市役所本庁１階

長寿介護課　TEL：0957－20－7301
＊地域包括支援センター 0957－53－8141

障がい福祉課　TEL：0957－20－7306

中心市街地複合ビル
（プラットおおむら）２階
※大村市本町 458 番地２

大村市役所こども未来部　〒856-0832　大村市本町 413 番地２　大村市こどもセンター

こども家庭課
こども政策課
TEL：0957－54－9100（代表）

大村市夜間初期診療センター　TEL：0957－54－9911